

一 浜田畠は残置申候間、重而三つにわけ可申候
一 吉左衛門下人下女五兵衛・三たけ・やく
一 源六下人下女、源四郎・八ちよ・ちは
一金藏下人下女太郎・きくま・きく

一 かいし内巻束、わん巻束、つほさら、ひらさら十つ、
吉左衛門分

一 あかりこ巻束、わん巻束、白血十
源六分

一 おしき巻束、ゑわん巻束、白血五つ、すゝ巻束、かな
金藏分

一 うし其外諸道具三つにわけ可申候

一 来ル八月二浦座敷ヲこわし隠居可被成候

一金藏わけ口之分少も不残源六預り申所明白美正也、金
藏廿五才ニ罷成候ハ、無相違相渡し可申候、就其金

藏儀は源六方にて成人させ可申儀候へとも、皆々之談
合にて、吉左衛門方御養候ハ可然与存候故如此候、き
つけハ似合にしてきせ可申候、金藏口上之儀ハ五兵衛・
源六方にてくわせ可申候

右田地之儀ニ付何角と御座候処ニ、芦屋・打出親類共立
相、相談以右之通相定申候、此儀ニ付子々孫々至迄少も
違乱申間敷候、若違乱之輩於在之は、此加判之衆罷出、
体面通急度相済可申候、為後日証文仍如件

正保五年
子ノ三月五日

あしや村

源六

加兵衛

長左衛門

源左衛門

忠左衛門

弥兵衛

仁左衛門

打出

長兵衛(花押)

嘉左衛門(花押)

あしや

吉左衛門殿参

第四篇 近代篇

1 行 財 政

【兵庫縣六四區制】「兵庫縣史料」明治四年（一八七二）八月

明治四年八月
此月遂ニ管内ノ区画ヲ定ム、總テ六十四区々毎ニ戸長老員ヲ置ク、只神戸・兵庫・西宮ハ戸長ノ外副戸長式員ヲ置ク、其区画左ノ如シ

（中略）

第十八區〔摂津国菟原郡〕 戸長 一人
魚崎村 横屋村 西青木村 青木村 田中村
中野村 深江村 芦屋村 打出村

【兵庫縣五〇區制】「兵庫縣史料」明治五年（一八七二）二月

明治五年二月
此月三田・尼ヶ崎諸廢縣ノ地ヲ併セ、更ニ區画ヲ定ム、兩港及ヒ接近郡村第一區ヨリ第十三區ニ至ル迄ハ故ノ如シ、菟原郡ヲ第拾四區ヨリ第拾七區ニ置キ、武庫郡ヲ第

拾八區ヨリ第貳拾貳區ニ置キ、川辺郡ヲ第貳拾三區ヨリ第三拾九區ニ置キ、有馬郡ヲ第四拾區ヨリ第五拾區ニ置ク、總計分區五拾トス

（中略）

第拾四區 戸長 老 人
菟原郡小野新田外拾四箇村
第拾五區 戸長 老 人
菟原郡森村外拾五箇村
第拾六區 戸長 老 人
菟原郡郡家村外九箇村
第拾七區 戸長 老 人
菟原郡田辺村外拾箇村

【兵庫縣一九區制】「兵庫縣布達」明治五年（一八七二）八月

當縣第四百十二号
今般從前之區組ヲ更ニ別紙之通改定シ、一區へ一員ノ区长ヲ置キ其区内ヲ總轄セシメ候間、家格ヲ不_レ論人望才

力有^レ之用弁相成候者、村々戸長副戸長并小前ノ内重立候者ヨリ公撰入札致シ從來年番戸長取纏、来ル廿五日迄無^レ相違^二戸籍掛^一可^レ差出^レ者也

壬申八月

兵庫縣

(中略)

従来十六区改定

第六区

兔原郡	住吉村	野崎村
郡家村	田中村	横屋村
岡本村	西青木村	東青木村
魚崎村	田辺村	北畑村
青木村	中野村	深江村
小路村	三条村	蘆屋村
津知村	打出村	
森村		

【三条村用費及回録其外取調帳】

五味清一家文書
明治六年(一八七三)二月

近代篇

(表紙)

明治六年
二月
撰津国兔原郡三条村用費
及回録其外取調書
撰津国兔原郡
三条村

撰津国兔原郡
三条村

村用民費
一金百三拾七円四拾五銭六厘三毛
右取立方
此訳
六円拾七銭五厘 戸長増谷茂兵衛給米菘石九斗代ニ御座候、菘石ニ付三円廿五銭替
廿式銭七厘五毛 副戸長小橋喜平治給米七升代ニ御

— 582 —

座候、三円廿五銭替
六円五拾銭 村方小使給金ニ御座候
五円五拾銭 戸長方ニ而菘ヶ年分諸勘定入用ニ御座候
廿五円廿銭 当村小川其外道普請諸日役人足賃ニ御座候
拾円廿七銭 六厘八毛 送物菘ヶ年分人足賃并ニ休届共ニ御座候
五円三拾銭 御用ニ付御役所江罷出候節届樽屋宇兵衛入費ニ御座候
壹円四拾七銭 寺諸入用ニ御座候、菘ヶ年分寺此米料ニ付菘ヶ年分ニ御座候
拾式円 竈入用ニ御座候
五拾銭 芦屋川一ノ井手普請入用ニ御座候
九拾式銭 県庁高掛り入用御座候
拾円三拾三銭式厘 御国役来年菘ヶ年分上納ニ御座候
貳円九拾式銭 学校入用菘ヶ年分ニ御座候
廿七円七拾式銭

壹円三拾銭 副戸長什長村方御用ニ而御役所并外村江罷出給料ニ御座候
五拾銭 村方蠟燭代、菘ヶ年分ニ御座候
三円廿銭 村方入用紙墨筆代共菘ヶ年分ニ御座候
三円 上木料ニ相納申候并ニ飛脚賃共ニ御座候
貳円 組合諸入用払ニ御座候
壹円 戸籍入用御座候
七円八拾七銭 番人給料、菘ヶ年分ニ御座候
三円八拾四銭 御林番給料、村費ニ御座候

【送 籍 証 文】五味清一家文書
明治六年(一八七三)五月

送籍證文之事

兵庫縣管下

撰津国川辺郡山原村

1 行財政

— 583 —

末吉 勇藏
当六拾六才

長男

猪之助
当廿式才

次男

倉次郎
当十九才

三人

【戸籍総計等取調書写】五味清一家文書
明治七年（一八七四）二月

戸籍総計
出生死亡
寄生死亡
出生死亡
職業

取調書上写

戸数三拾四軒

内 家持三拾式軒
借家式軒

寺巻

- 一 華族 無御座候 同家族 無御座候
- 一 士族 無御座候 同家族 無御座候
- 一 卒 無御座候 同家族 無御座候
- 一 僧 志人 同家族 女式人 無御座候
- 一 尼 無御座候 同弟子 無御座候
- 一 旧神官 無御座候 家族 無御座候
- 平民三拾四人 家族百拾人 男三拾九人 女七拾一人

右之者共此度其御村方ヒタリ八良兵衛殿方江厄介ニ引越
度旨申出候ニ付、任其意ニ当村人籍相除申候間、以来其
御村方人籍ニ御加入可被成下候、尤当村ニ於テ聊モ申分
無御座候、依之送籍證如件

明治六年五月

右村

副戸長 脇田文右衛門

戸長 前西忠左衛門

同御管轄

同国兔原郡三条村

御戸長中

人員総計百四拾五人

内男七拾五人

拾四以下拾四人

拾五以上拾人

式拾壹以上三拾三人

四拾以上拾式人

六拾以上六人

八拾以上無御座候

女六拾九人

拾四以下式拾六人

拾五以上三拾式人

四拾以上拾壹人

八拾以上無御座候

廢疾 男無御座候

出生 男無御座候

囚獄 無御座候

流刑 無御座候

徒刑 無御座候

死亡 男老人 女老人

右之通相違無御座候、以上

明治七年

戸長

五味六兵衛印

兵庫県令 神田孝平殿

明治六年一月九迄無御座候

十月廿六日 病死 中嶋忠右衛門

三十式才二ヶ月五日

十一月死人

無御座候

十二月一日 病死 青木嘉右衛門祖母 さと

八十才一ヶ月

総計男老人女老人

出生取調書

明治六年一月九迄出生人無御座候

寄留出生死人

明治六年一月九迄出生人死人共無御座候

職方取調書

- | | | | |
|------|------|-----|----------------|
| 一 官員 | 無御座候 | 神官 | 無御座候 |
| 兵隊 | 無御座候 | 從者 | 無御座候 |
| 皇学 | 無御座候 | 支那学 | 無御座候 |
| 英学 | 無御座候 | 仏学 | 無御座候 |
| 兵学 | 無御座候 | 医学 | 無御座候 |
| 算術 | 無御座候 | 算術 | 無御座候 |
| 武 | 無御座候 | 農 | 男六拾一人
女四拾四人 |

工 無御座候 商 無御座候
 雑 無御座候 雇人 無御座候

人員總計百五人
 内男六拾壹人
 内女四拾四人

右之通相違無御座候、以上

明治七年

戸長 五味六兵衛

兵庫県令 神田孝平殿

【徴兵適齡者調査】五味清一家文書 明治六年(一八七三)八月

徴兵之儀ニ付本年四月中相違置候処、取調之次第モ有之候条、別紙之通至急取調、来ル十五日限り可差出者也但迅速取調出来候向モ期限ヲ不待、至急可差出事

明治六年八月一日

兵庫県令 神田孝平

一満十七歳之者并満十八歳以上四十歳以下之者共、本年四月相違置候雛形之通取調、各員各面上ニ出生ノ年月

日記載可差出、尤徴兵令第三章中第二条・第三条免役規則ニ適スル者ハ、夫々篤ト取調ヘ、簡条書相添可差出事

一満二十歳之者モ十七才之者届書雛形ト同様取調ヘ可差出、尤徴兵令第三章中免役規則ニ適スル者ハ、前同様簡条書相添可差出候事

一年齡之儀ハ本年十二月中迄ヲ計算シ、左式ニ准シ可取調事

満二十才ノ者算例

嘉永五壬子年十二月三日出生ノ者ハ満二十一年ニ付除之

同年ニ同月四日出生ノ者ハ二十年ト十一ヶ月二十九日ニ付、満二十才ノ部ニ加フ

嘉永六癸丑年十二月四日出生ノ者ハ満十九年ト十一ヶ月二十九日ニ付除之

但嘉永五壬子年十二月四日ヨリ同六癸丑年十二月三日迄ノ間ニ出生ノ者、乃チ本年十二月中迄満二十年相当ト見做スヘシ

第六区長中

満十七才并十八才以上四十才以下ノ者、計算モ推シテ知ルヘシ
 別紙之通御達有之候ニ付、御通達申上候間、御取調之上者無共、明後五日限り調書御遣シ可被成候、尤至急之儀候間、日限無相違御遣シ被下度、此廻章早々御順達留リ御村ノ御返脚有之度候也

八月三日

区长 川端新治郎

追而廻状無違御廻達可被下候

【徴兵検査通達】五味清一家文書 明治六年(一八七三)八月

徴兵年齢相当之者実檢之ため出張候条、明三十日午前第九時左記之者共区内便宜之場所へ無洩召集置候様可被取計者也

但し村役人附添之儀ハ便宜ニ寄、兩三ヶ村も相兼候志人罷出候而も不苦候事

明治六年

八月廿八日

兵庫県徴兵掛

一二十才之者^(符カ)者ハ嫡孫ヲ除之外ハ免役ニ適スル者ニ至ル迄、都而呼集置候事
 一十七才以上四十才以下之者ハ不具^(條)免疾等之免役ニ中ル者而巳呼集置候事
 別紙御達之通二十才ニ相当候者并十七才ノ四十才迄之内不具免疾之者御召連、明三十日朝五ツ時迄ニ無相違御入来有之度、亦廻状早々順達留リ村御返し被下置候也

区长 川端新治郎

【議事役願書上】五味清一家文書 明治七年(一八七四)二月

(表紙)

明治七年 第二月
 議事役願書上
 兔原郡第六区
 三条村

兔原郡第六区
三条村
議事役之者

小坂作兵衛
左八郎兵衛
山本弥三右衛門
青木四郎兵衛
五味五兵衛
松本吉右衛門
中嶋利右衛門
青木善右衛門
井田伊左衛門
増谷茂兵衛
小橋七郎兵衛
拾言人
右村副戸長
五味六兵衛
右之通取極候間此段御届申上候也
明治七年二月

兵庫県令
神田孝平殿

【戸長配置法改定】「兵庫県布達」
明治十三年(一八八〇)六月
甲八十四号
戸長配置法左ノ通改定候条、来ル七月一日ヨリ施行可致、
此旨布達候事
明治十三年六月二日
兵庫県令 森岡昌純

第一条 毎町村ニ戸長各一員又ハ数町村ニ一員ヲ置クコトヲ得ルト雖ドモ、之レカ区域狭少ナルトキハ、限アル地方税ヲ以其費途支ユルヲ得ス、宜シク上下ノ便益ヲ熟視シ、第二条・第三条ニ照抛シ戸長ヲ置クモノトス
第二条 市街ハ戸数千戸以上三千戸、村落ハ戸数三百戸以上六百戸迄ヲ標準トシ、一町村乃至数町村ニ戸長一員ヲ置クヲ本旨トスト雖モ、地理人情ノ如何ヲ斟酌シ其聯合区域ヲ広ムルハ妨ケナキモノトス

第三条 村落三百戸未滿ノ町村ニ戸長一員ヲ置カサルモノトスト雖、山間僻地ニ散在シ他ニ聯合シ難キ町村ニ限り、特ニ戸長ヲ置クコトアルヘシ

第四条 戸長以下給料及職務取扱諸費ハ、其受理町村ノ人口反別ニ応シ、之レカ額ヲ定メ其戸長役場ニ配付スルモノトス、但戸長ニ隸属セル用掛ハ其役場ニ在動スヘキ勿論ナリト雖、或ハ便利上常ニ受理町村ニ派遣シ戸長ノ職務ヲ整理セシムルモ妨ケナキモノトス
第五条 戸長給料ハ左ノ制限ニ随ヒ、県庁ニ於テ査定シ之レヲ支給スルモノトス

金拾五円 金拾貳円 金拾円 金九円
金八円 金七円 金六円 金五円

【聯合町村制戸長配置区域】「兵庫県布達」
明治十三年(一八八〇)九月

戸長配置区域ノ義実施ノ都合ニヨリ各郡区限り相達置候処、今般管内一般別冊ノ通相定候条、此旨更ニ布達候事
明治十三年九月九日
兵庫県令 森岡昌純

○兔原郡

(中略)
第九戸長役場 位置 深江村

所轄 蘆屋村 津知村
三条村 深江村 合五ヶ村
森村
第十戸長役場 位置 打出村
所轄 打出村

【戸長更正之儀ニ付再願】五味清一家文書
明治十四年(一八八二)十月

戸長更正之儀ニ付再願

兔原郡
田辺村
北畑村
小路村
中野村
東森村
三条村

津知村

右七ヶ村聯合を戸長役場更正之儀、返ル七月三十一日附
ヲ以テ願上候処、同八月廿九日付ニテ願之通、御聞届ノ
御指令御下付相成、依之村々右投票差出シ濟ニ際シ候得
共、這般右七ヶ村ノ実況ヲ愚昧ナカラモ思想スルニ、到
底平隱ニハ相運ハザル様相考ラレ候条、依之右七ヶ村ノ
内三条村・東森村・中野村・津知村之レ四ヶ村ヲ聯合シ、
戸長配置スレハ大ニ民ニ適スル処ト再熟議相成候条、依
テハ甚々恐縮之至リニ奉存候得共、曩キノ情願書御取消
シ、本文四ヶ村分離シ聯合戸長配置之儀厚ク御調査ヲ以
テ、右情願之通御許容相成度此段奉懇願候也

明治十四年十月一日

三条村惣代
青木四郎兵衛
五味六兵衛
東森村惣代
松本太兵衛
大仁四郎左衛門

前書相違無之者也

明治十四年十月一日

兵庫県令 森岡昌純殿

中野村惣代
高橋安左衛門
津知村惣代
永井善兵衛

近代篇

【戸長役場区域制定】「兵庫県布達」明治十六年（一八九三）六月

丙第拾四号

戸長役場区域別冊之通相定メ、本年七月一日ヨリ実施候
条此旨布達候事

明治十六年六月一日

兵庫県令 森岡昌純

兔原郡
（中略）

深江村 芦屋村 三条村 津知村

右一区域トシ、役場ヲ深江村ニ置、深江組役場ト称ス
打出村
右一区域トシ、打出村役場ト称ス

【明治三〇年精道村民情況報告】

「明治三十一年起決議」
明治三十一年（一八九八）一月

明治卅年間精道村民情況報告

一般民情

本村ハ凡テ農家ニシテ、商工業ノ如キハ十中ノ二三過
ズ、依テ其年ノ耕作ノ豊凶^{（ニカ）}ヲ依リ、著シキ影響ヲ来セ
リ、該年度ノ如キハ諸物価騰貴シ、米作ハ平年ヨリ一
二分ノ不作ニテ、苦情不少モ風化ノ進歩ニ伴ヒ、教育
上及衛生上ノ如キハ一年ニ進歩スルヲ覺フ

一般生計

凡テ農家ナレバ衣食住トモニ相悪ナリ、貧富ノ歩合ノ
如キハ一分ハ稍余裕アリ、三分ハ收支相均シク、五分
ハ農業ノ余暇ニハ働カヲ以テ漸ク口糊ス、又一分ハ赤

貧ニシテ衣食ノ欠乏スルヲ常トス

事業

本村ハ水車ヲ芦屋川上流ニ設ケ、米搗粉挽線金等ニ使
用セリ、然ルニ重^{（マ）}ニ重ニ秋冬ノ間ニ止マレリ、依テ著キ盛
衰ヲ来サス

卅一年一月十五日

村長

戸口表 明治三十年十二月三十一日現在

男	女	合	計	現住戸数
二五	二六	五二	五三	
本	籍	人		
西芦屋	四十戸			
山芦屋	八十戸			

一現住戸数ノ欄ニハ、本人ト本籍人ニ非サル人ト又戸主
タル者ト戸主タラサル者トヲ問ハス、渾テ其地ニ現住
シテ一世帯ヲ為ス竈数ヲ記入スベシ、但官舎・社寺・
学校・病院・製造所等ノ構内ニ居住スルモ、別ニ一竈
ヲナス者ハ又一戸トシテ之ヲ記入スベシ

東青屋 四十戸
 茶屋青屋 廿戸
 浜青屋 七十四戸
 二百五十戸

現在	卅年十二月	男	女	合計	現在	總戸主数
	打出	壹	壹	二	二	壹
	芦屋	六	三	九	九	六
	三知	二	三	五	五	三
	津	一	一	二	二	一
	計	一〇	八	一八	一八	一〇

【大正二年中精道村役場事務報告】

〔精道村議會議事録〕
 大正三年（一九一四）

大正二年中精道村役場事務報告書

（表紙）

事務報告

大正二年中本村役場ニ於テ取扱ヒタル事務ノ概要左ノ如シ

- 庶務ニ関スル件 二九七件
- 一 監督官庁往復 一二四五件
- 二 諸官衙其他往復 一〇四七件
- 三 村長限リ処弁セシ人民諸願伺届 八回
- 四 村会開設度數 三二件
- 五 同議事件數
- 六 右種願別件數左ノ如シ
- （中略）
- 戸籍ニ関スル件 二七五件
- 一 諸官衙其他往復 四五一件
- 二 身分登記件數 三四七件
- 三 内 本籍人 四一七件 非本籍人 三二四件
- （中略）
- 教育ニ関スル件

一 本年四月就學義務ノ生ズル學齡兒童百六十名ニ對シ、
 一月中ニ入學ヲ指示シ四月一日ヨリ入學セシメタリ、
 又就學兒童中事故欠席者ニ對シテハ特ニ奨励シテ、出
 席ニ努メタリ、本年就學歩合ハ學齡兒童百人中九八・
 七六ニ當ル

- 一 入學兒童數 男 八六 女 七四
- 二 卒業兒童數 男 四四 女 六〇
- 三 猶予兒童數 男 〇 女 五

- 衛生ニ関スル件
- 一 願届經由 三十四件
- 二 監督官庁往復 七十四件
- 三 諸官衙其他往復 八十五件
- 四 村長処弁セシ願伺届 二十四件
- 五 種痘

六 清潔法

定期	日数	接種人員	病氣其他ニテ接種セザルモノ	計
二	三	三	一	四

着手月日	終了月日	日数
春 四月十日	四月十七日	八日間
秋 十月二日	十月八日	七日間

- 七 伝染病患者數及全治死亡數 八變死者數
- 一 轢死 男 一人 女 一人
- 二 縊死 男 一人 女
- 三 兵事ニ関スル件 七八件
- 一 願届經由 二七〇件
- 二 監督官庁往復 九六件
- 三 諸官衙其他往復 七〇件
- 四 村長限リ処弁セシ人民諸願伺届
- 五 右願伺届ノ種類左ノ如シ
- 六 壯丁名簿進達ノ件
- 七 徵發馬匹ニ関スル件
- 八 軍人遺族扶助料ニ関スル件
- 九 陸海軍現員表ニ関スル件
- 一〇 給養物資調ニ関スル件

荷積	二	一							
全牛	九	〇							
全中	〇	〇							
全小	〇	〇							
漁形	〇	〇							
日本	〇	〇							
水車	〇	〇							
其車	〇	〇							
乘馬	〇	〇							
馬車	〇	〇							

大正二年中具稅營業者異動左ノ如シ

種目	開業	廢業	十二月末
商業	〇	〇	〇
工業	〇	〇	〇
理髮業	〇	〇	〇
湯屋業	〇	〇	〇
飲食業	〇	〇	〇
料理業	〇	〇	〇
遊藝業	〇	〇	〇
漁業	〇	〇	〇
代書業	〇	〇	〇
代理業	〇	〇	〇
仲立業	〇	〇	〇

大正三年二月廿七日提出

精道村長 大利平吉

近代篇

【恩賜金寄附金村有財産編入】「精道村議會議事録」大正七年（一九一八）九月

第七十七号議案

恩賜金村有財産ニ編入ノ件

今般賑恤ノ恩召ヲ以テ、金參百九円御下賜相成、謹テ之ヲ拝載シ其内窮民ニ伝達シタル剩余金貳百円ハ、之ヲ村有財産ニ編入シ、賑恤救済ノ資ニ充ツルモノトス

大正七年九月十四日提出

精道村長 猿丸又左衛門

第七十八号議案

救済ニ関スル寄附金村有財産ニ編入ノ件

一金五百貳拾円

一金四百六円

計金九百貳拾六円

右金員村有財産ニ編入シ賑恤救済ノ資ニ充ツルモノトス

大正七年九月十四日提出

精道村長 猿丸又左衛門

【昭和八年精道村事務報告書】「精道村議會議事録」昭和九年（一九三四）二月

（表紙）

昭和八年兵庫県武庫郡
精道村事務報告書

事務報告

昭和八年中本村役場ニ於テ取扱ヒタル事務ノ概要左ノ如シ

第一 一般事務

村勢ノ發展ト時代ノ進運ニ伴ヒ、事務ハ益々複雑多岐ニシテ、而モ繁劇ヲ加フルニ至レリ、今当年中取扱ヒタル文書ノ

件數ハ貳萬參千八百六拾三件ニシテ、之ヲ前年ノ貳萬貳千七百九拾七件ニ比シ、実ニ壹千六拾六件ヲ増加セリ、而シテ事務ノ取扱ハ公平且ツ懇切ヲ旨トシ、一面事務ノ簡捷処理ノ敏活ヲ期スルト共ニ万遺漏ナカラシムルコトニ注意セリ、幸ニ吏員ハ和衷協同克ク職務ニ精勵シ、能率ノ向上ニ努力シツ、アリ

第二 庶務

一村会

村会ノ開会ハ九回、此ノ延日數十四日ニシテ議決件數八十一件（中略）

第三 産業

一 農業

一村内耕地ハ、田七十八町三反・畑二十町五反計九十八町八反歩ニシテ、前年ニ比シ四町六反ヲ減ス、近時住宅新築ノ増加ニ伴ヒ耕地ハ逐年減スルニ至リタリト雖モ、農業ハ国家的重要産業ニシテ、等閑ニ附スルコトヲ得サルヲ以テ、村農会ト協力シテ之レカ改良發達ニ付當業者ヲ指揮督勵シツ、アリ

農業戸数百二十三戸

種 類	数 量 (石)	価 格 (円)
米	一、三三三	三、六六二
麦	一、三三三	一、三三三
蔬 菜	一	三、九三三
農 其 他	一	三、〇三三
農 産 物	一	三、〇三三
計		元(圓)六

二自作地及小作地休閑地左ノ如シ

- 自作地 十六町三反
- 小作地 八十二町五反
- 休閑地(主トシテ住宅營ノ爲) 百三町一反
- 計 二百一町九反

二商工業

- 一商業(主トシテ小売業)ハ前年ニ比シ二十一戸ヲ増シ、漸次隆盛ヲ来タシツ、アルモ、工業ハ土地ノ閑係上著シク發展セス、其ノ戸数左ノ如シ
- 商業 九一一 工業 六〇
- 二重要ナル工産物左ノ如シ

- 塗料(ペイント) 脱脂綿 理髮櫛
- 陶器(打出焼) 西洋剃刀 清涼飲料水
- 三水産業ハ著シク發達セス、其ノ戸数及産額左ノ如シ
- 戸数 一六戸
- 漁獲高 一四、〇六一円
- 水産製造高 八、二七五円
- 計 二二、三三六円

四耕地整理及土地区画整理

- 第四組合、第八組合 工事完了換地処分中
- 第九組合、第一一組合 工事完了換地処分中
- 等塚組合、金塚組合 工事完了換地処分中
- 第一〇組合 工事完了残務整理中
- 山手区画 工事並事業完了
- 岩ヶ平区画 工事完了換地処分中

第四 土木

- 一技手二名・修路工夫三名ヲシテ村内ヲ巡回セシメ、道路・橋梁・溝渠・河岸・堤防・公園等ノ維持修繕ヲ施行スルト共ニ、嘱託技師技手二名ヲシテ上下水道ノ施

設ニ関スル諸調査ヲ行シメツ、アリ

- 二本年ニ於ケル重要ナル土木事業左ノ如シ
- 一打出字浜與川道路修繕工事
- 一芦屋宇與山道路改良工事(県道)
- 一打出字西ノ口道路修繕工事
- 一芦屋字西新田芦屋遊園地改築工事
- 一津知字六条三条字小里道路修繕工事
- 一芦屋字御所ノ内打出字御所谷道路修繕工事
- 第五 社寺・宗教
- 一年末ニ於ケル社寺及教会所左ノ如シ
- 一神社 村社四(内幣帛供進指定式) 無格社一 計五
- 二仏寺 真 宗三 浄土宗二 計五
- 三教会所 神 道一 仏 教六 天理教四 計一四
- 金光教一 基督教二
- 第六 学事
- 一小学校
- 一本村ハ累年人口激増、從ツテ学童モ加増シ、精道・宮川ノ二校ニテハ収容不可能トナリ、昭和七年七月

九日開会ノ村会ニ於テ芦屋字山坂ニ山手校ヲ、又打出字岩口ニ岩園校ヲ増設スル事ニ決議ヲナシ、山手校ハ昭和七年十二月十九日、岩園校ハ昭和八年二月十七日各起工シ、予定ノ通り着々進歩シ全年十二月二十三竣工、同月中ニ校長以下職員ノ任命アリ、学級ノ編成ト共ニ開校シ、之ニ伴ヒ精道・宮川両校ノ学級編成替ヲナス

二年末ニ於ケル職員及児童学級数左ノ如シ

学校名	正教員	専科代用教員	高等科児童	尋常科児童	計	学級数
精道小学校	三	一	男一四	女一八	三二	三
宮川小学校	三	一	男一四	女一八	三二	三
山手小学校	一	一	男一	女一	二	一
岩園小学校	一	一	男一	女一	二	一
計	八	四	男二〇	女二六	四六	六

三年末ニ於ケル出席歩合左ノ如シ
 百人中男九二、七〇 女九二、六一 平均九二、六五

二実業補習学校

一年末ニ於ケル職員生徒左ノ如シ

校長一 教諭一 助教諭五(欠員二名) 計七
生徒一九 内男九七 女二二

三青年訓練所

一年末ニ於ケル職員及訓練生左ノ如シ

主事一 指導員七 計八 訓練生二二

四幼稚園

一年末ニ於ケル職員及園児左ノ如シ

園長一(保母兼任) 保母三 計四
園児七九 内男三三 女四六 組数三

一清潔法

一七月十四日ヨリ九日間施行シ衛生組合ノ援助ヲ受ク

二汚物掃除

掃除監督一名・掃除巡視二名・焼却場看守一名・自動車運転手一名・掃除人夫十二名(五月マデ七名)ヲ以テ塵芥ノ処分ヲナシ、衛生組合ニ汚泥ノ処分ヲ委嘱ス

年内ニ焼却シタル塵芥数量及搬出シタル残灰量左ノ如シ
塵芥三、七九〇、八〇〇担 灰一、〇八一、九八〇担

三伝染病

一年内ニ発生シタル伝染病患者数並ニ精道病院ニ收容シタル患者数左ノ如シ

病名	発生者	入院別		死亡数		全治数		自宅療養	
		村立院	外病院	全	死	全	治	全	死
猩紅熱	二	六	五	二	一	二	一	一	一
腸チビス	六	五	三	三	一	六	一	一	一
チフテリア	九	五	四	二	一	九	一	一	一
赤痢	五	七	三	二	三	三	一	一	一
疫痢	六	八	三	二	二	二	一	一	一
パラチフス	二	一	一	一	一	一	一	一	一
脳脊髄膜炎	一	一	一	一	一	一	一	一	一
咽喉チフリア	二	一	一	一	一	一	一	一	一
計	四	三	三	九	三	三	一	一	一

二トラホーム

村立打出治療所ニ於テ医師指導助手二名ニテ毎日夜間治療ヲナス、其ノ人員ハ六十名乃至九十名ニシテ小学校ニ於テ治療スルモノ百四十五名ナリ

三定期種痘ハ四月十九日ヨリ八日間施行、其成績左ノ如シ

接種人員 五七名 内善感 六九名 不善感 二八名

外ニ自ラ種痘ヲナシ届出シモノ一五名 未種痘五名

四寄生虫駆除

精道校・宮川校ニ於テ春秋二回全児童ニ対シ駆虫剤ヲ飲用セシメ検便ヲナシ除虫ニ尽ス

五火葬及胞衣汚物取扱

年内ニ使用シタル件数左ノ如シ

火葬一〇歳以上一七六 一〇歳以下二二九
胞衣及汚物一〇九 計四一四

第八 戸籍・居留

一戸籍届出

区別	本籍人		非本籍人		計
	出	生	出	生	
私生子	三	二	四	二	七
養子縁組	三	二	四	二	七
養子離縁	五	一	四	一	六
婚	三	六	三	五	九

戸籍簿抄法交付	戸籍簿編成	戸籍抹消	死産	埋火葬認可証交付	身分証明	四寄留届出	住所寄留	戸籍簿		戸籍簿		戸籍簿		戸籍簿	
								件	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿
一、五六四件	六五	一九一	四九	三七二	一〇三	九七二	九七二	三	三	三	三	三	三	三	三

出寄留 一二〇
 寄留復帰 二九
 寄留退去 一七二
 寄留変更抹消 一、二〇四
 管内寄留 一二
 寄留謄抄本交付 三四八
 寄留閲覧 八九
 三現在戸数及人口
 一年末現住戸数人口左ノ如シ

大字 本籍人口(計) 現住人口(計) 現住戸数 現住戸数一戸ニ付現住人口
 打出 男 四四七 女 四〇九 男 五〇九 女 四〇九 計 一、〇一八
 芦屋 男 六三三 女 六二二 男 六二二 女 六三三 計 一、二四八
 三条 男 四二七 女 四二七 男 四二七 女 四二七 計 一、七〇八
 津知 男 二一七 女 二一七 男 二一七 女 二一七 計 八七四
 計 男 一、三二四 女 一、二六五 男 一、三二四 女 一、二六五 計 五、〇〇八
 前年末ニ比シテ戸数二三五戸、人口九四五五人ヲ増ス
 第九 兵事

四箇関点呼及勤務演習心召者

区分	簡関点呼心召者		勤務演習心召者	
	陸軍	海軍	陸軍	海軍
本籍者	空	空	空	空
寄留者	空	空	空	空
計	空	空	空	空

第〇 稅務

一村稅ノ賦課ハ公平ヲ旨トシ、特ニ村民ノ負担輕減ニ留意シ徵收ニ当リテハ吏員ヲ督勵シテ之カ整理ニ努力セシメタルモ、一般財界ノ景況猶好転スルニ至ラズ、且ツ納稅者ノ出入頻繁ナル為滞納ノ稍々増加ノ傾向ヲ示シタルハ遺憾トスル所ナリ、滞納稅金ノ整理ニ付テハ昭和八年四月ヨリ専任ノ滞納処分吏員ヲ任命シ、納期後ノ整理ニ当ラシメ、村歳入ニ余裕ヲ生ゼザル様努力シツ、アリ
 二昭和七年度ニ於ケル国県村稅調定額及徵收額左ノ如シ

一 陸海軍諸兵

區別	現役		在郷		合計
	陸軍	海軍	陸軍	海軍	
將校	一	一	一	一	二
準士官	一	一	一	一	二
下士官	一	一	一	一	二
兵	三	三	三	三	六
計	五	五	五	五	十

二 國民兵

第一國民兵 三五 第二國民兵 七六八

三 徵兵受檢人員

区分	受檢人員		檢成		計
	甲種第一種	乙種第二種	丙種	丁種	
本籍者	三	三	三	三	六
寄留者	三	三	三	三	六
計	六	六	六	六	十二

イ 國稅

稅目	延人員		稅額		延人員		稅額		納入
	延人員	稅額	延人員	稅額	延人員	稅額	延人員	稅額	
地租附加稅	四、九二二	三、〇九七	四、九二二	三、〇九七	四、九二二	三、〇九七	四、九二二	三、〇九七	九、〇〇〇
特別附加稅	八、七七一	五、九四九	八、七七一	五、九四九	八、七七一	五、九四九	八、七七一	五、九四九	一、〇〇〇
營業收益稅	三、七三三	九、七〇七	三、七三三	九、七〇七	三、七三三	九、七〇七	三、七三三	九、七〇七	一、〇〇〇
資本利子稅	八、〇〇〇	三、三三三	八、〇〇〇	三、三三三	八、〇〇〇	三、三三三	八、〇〇〇	三、三三三	一、〇〇〇
計	一、一〇二	一、一〇二	一、一〇二	一、一〇二	一、一〇二	一、一〇二	一、一〇二	一、一〇二	三、〇〇〇

附稅家屋稅	五三三	〇三九〇	五三三	三、〇九三	〇
附稅營業稅	六六	七六三	六六	四、八五九	〇
附稅雜種稅	五、〇六	〇、〇六	五、〇六	一、五〇〇	〇
合計	三、〇六	一、七、七三	三、〇六	一、六、四九三	〇

備考、國稅附稅ハ納期限内ノ徵收額 村稅ハ年度内ノ收入額

三土地
一年末ニ於ケル民有地現在左ノ如シ

地目	地積	賃貸價格	地租	筆數
宅地	五七、八三坪三	高、三〇、〇	六、〇〇	三、〇
田	一、三〇反〇步	六、三、六	二、三三	三、〇
畑	五、五反〇步	三、八、六	四、〇	〇
山林	三、三反五步	三、三、〇	一、〇	〇
原野	四、六反五步	三、三、〇	一、〇	〇
雜種地	三、六反四步	二、七、〇	〇、〇	〇
飲泉地	一、〇	〇、〇	〇、〇	〇
宅地計	五七、八三坪三	高、三〇、〇	六、〇〇	三、〇
其他計	五、八七、三九步	高、三〇、〇	三、〇三	四、六
分	割 一三八	合 筆 三七		
地目交換	八三	地類交換	三	

無届開墾成功	二二	有租地成	一三
免租地成	二一		
相統其他名義變更	八九件		
賣買競落名義變更	一九六件		

四家屋
一昭和八年度家屋稅賦課基本左ノ如シ

戶數	六、五七二戶
構數	五、三〇構
棟數	九、二一〇棟
坪數	二〇九、八四五坪六七
賃貸價格	一、七三〇、一三六円
總數	六、七五二戶
內訳	
打屋	三、七二〇戶
打出	二、二四二戶
三條	五三九戶
津知	二五二戶

三年内ニ於ケル家屋異動左ノ如シ

新築及増改築

戶數	三九七戶
構數	三二二戶
坪數	一四、九二六坪六二
取毀及燒失	
棟數	四七戶
坪數	五八棟
賃貸價格	一、五六四坪三七
相統其他名義變更	六、五九九坪三九錢
賣買競落名義變更	二八件
	二二二件

右報告候也
昭和九年二月

精道村長 紙谷文次

【村章制定ノ件】「精道村議會議事録」大正十一年（一九二二）四月

第十六号議案
一 村章制定ノ件
本年一月三十日本村会ノ議決ニ依リ本村々章募集審査ノ結果、左記図案ヲ優良ト認メシニ付、之ヲ村章トシテ採用決定セムトス



精道村ハ山ヲ負ヒ海ニ臨ム風光明
媚ノ地ニシテ芦屋・打出・三條・
津知ノ四部落ヨリ成リ、円満、平
和ニシテ隆々トシテ發展ノ勢ア
リ、即チ山・海・四・円平・旭ヲ

図示ス

大正拾壹年四月四日提出

精道村長 杉岡藤右衛門

右原案可決 大正拾壹年四月四日

【西宮都市地域編入反対】「神戸又新日報」昭和二年（一九二七）七月

西宮都市地域編入に精道村文けは反対

昨日四度目の村会で態度決定

県の出方を一般に注目

曩に県当局から諮問を發せられた西宮都市計画地域決定の件に就てはそれと關係町村で異議なき旨の答申を為しつゝあるが、独り精道村のみは反対気分が頗る濃厚で既に三回迄も村会を開き、県都計課から小野技師が出張して説明を加ふるなど百方手を尽して反対派の説服に當る處あり、一日正午から四度村会を招集して最後の採決を行ふた結果、出席議員十六名中大多数を以て遂に左の如き反対答申を通過し、二日早速県に其の手続きを執る事となつた

本村の現状並に将来に鑑み本案に反対す
反対の理由に就いて聞くに

精道村は他の各町村と異り耕地整理其他道路の改修等全く竣功してゐるので、若し都計地域に編入せられて

道路の買収其他の負担を命ぜられては甚だ困る、精道村は独立してやうて行けるから今更他の御厄介になる必要はない

と云ふに在るもので飽迄も天下の芦屋を以て誇りとしてゐる点に同村の荒い鼻息がうかゞはれるが、勿論村会の決議如何に拘らず県としては其の有する権力に依つて強制的に編入を命ずる事が出来るから、今後県の態度は相
当注目せられてゐる (二日付)

【市制施行上申ニ至ル迄ノ経過報告】

「市制施行ニ関スル綴」
昭和十四年（一九三九）

市制施行上申ニ至ル迄ノ経過概要

本村ニ市制施行ノ件ハ多年ノ宿望ニシテ、村会ニ於テモ屢々問題トナリ、先ツ之カ前提トシテ現在ノ複雑ナル字名ヲ整理シテ町名ニ改正スベク、昭和九年四月一日精道村字名改称委員設置規程ト共ニ村會議員・官公衛長等十二名ヲ委員トシ、數度ノ会合ヲ重ネテ大体之カ完了ヲ見ルニ至リ、実施ノ時期至ルヲ待チタル處、愈々其ノ機

運熟シ、昭和十三年二月自治改良調査委員ヲ設置シ、其

ノ後數回ニ亘リ最近市制ヲ施行シタル都市ヲ視察スル等調査研究シタル結果、其ノ急速ニ実施スルハ要ヲ認ムルモ、將來ノ大計ノ為メニハ隣接シテ各種ノ事情ヲ同ジクシ、且ツ古來ヨリ密接ナル關係ヲ有スル本庄村及本山村ヲ合併スルヲ可ナリトノ見地ヨリ、両村ニ對シ其ノ意ヲ通シタルニ、之ニ賛意ヲ表スルモノ多ク、具体的ニ接衝セントシタル折柄、昭和十三年七月五日ノ大水害ニ依リ、一時中絶ノ止ムナキニ至レリ

然ルニ昭和十四年三月頃突如精道村以西御影町ニ至ル、所謂武庫郡西部六ヶ町村ヲ合併シテ市制施行ヲ提議サルタルニ付、本村ニ於テモ反對スヘキニアラストシ、進ンテ之ニ參加シ各町村共委員ヲ擧ゲテ之カ利害得失其ノ他ニ付調査研究スルコトトシ、其ノ後會合ヲ重ヌル所アリシモ、余リニ事ノ重大ナルト各町村夫レ々事情ヲ異ニスル為メ、之カ合併ノ不可能ナルヲ見究メタルニ依リ、本村トシテハ從來ノ経緯モアリ、又紀元二千六百年ノ記念事業トシテ、一般ノ要望セル実状ニ鑑ミ、關係各町村

ニ其諒解ヲ求メ、且ツ本庄・本山村ノ合併ハ將來ノ問題トシテ、此際ハ本村單獨ニテ施行スヘク意見ノ一致ヲ見タルニ依リ、昭和十四年十一月十八日ノ村会ニ於テ、市制施行上申ニ関スル件ヲ満場一致ヲ以テ議決セリ

【市制施行理由書】「市制施行ニ関スル綴」
昭和十四年（一九三九）

市制施行理由書

本村ハ兵庫東ノ東南部、大阪・神戸ニ大都市ノ中間ニ位シ、東ハ西宮市、西ハ武庫郡本山村・本庄村ニ接シ、南ハ茅渚海ヲ隔テ紀州半島ニ相對ス、北ハ六甲ノ連峯ヲ以テ有馬郡ニ境ス、北緯三十四度四十四分、東経百三十五度十九分ニ位置シ、面積一、〇二三方里、概ネ傾斜地ニシテ高級住宅地、所謂田園都市・文化都市「芦屋」トシテ国内ハ固ヨリ、遠ク海外迄知ラルル所ナリ

今ヤ現住戸數七千九百七十四戸、人口四万一千七十八人ニシテ、全村殆ンド市街地ヲ形成シ街衢股振ヲ呈シツツアリ

交通機関ハ省線ヲ始メ、阪神・阪急及国道線等東西ニ貫通シ、各数ヶ所ノ停車場ヲ置キ、又村内ハ隅々ニ至ル迄区割製理ハ行届キ、道路整然トシテ、乗合自動車四通八達シ、交通極メテ至便ナリ

官公衙ハ神戸区裁判所出張所・警察署・二等郵便局一・三等郵便局四・職業紹介所等アリ

教育施設トシテハ私立高等女学校・村立小学校四・私立小学校一・男女青年学校二・村立幼稚園四・私立幼稚園四等アリ、又目下中学校建設ノ準備中ニテ、昭和十五年度ヨリ開校ノ運ニ至ルハ必至ノ状勢ニアリ

衛生施設トシテハ伝染病院・塵芥焼却場・火葬場・上水道及下水道等完備ス

又公園ハ芦屋川東岸ノ松林一帯ヲ之ニ充テ、遊園地・運動場等ヲ設備ス、殊ニ海岸ハ防潮堤遊歩道ト共ニ白砂青松又海辺ハ遠浅ニシテ海水浴ニ適シ自然ノ大遊園地タリ社会施設トシテハ特ニ見ルヘキモノナシト雖モ、実費診療所ヲ設置スヘク之カ準備中ニシテ年度内ニハ開設ノ見込ニアリ

其ノ他警防ノ為メニハ本年度ヨリ常備消防ヲ設ケテ之カ完璧ヲ期シ居レリ、金融機関トシテハ三和銀行及神戸銀行ノ支店三・出張所一ノ外信用組合支部等アリ

以上ノ如ク各種ノ施設其ノ他概ネ備ハリ、最近ニ於ケル市制施行地ニ比シ各方面ヨリ観察スルモ別段劣ル処ナキヲ信ズ、而シテ本村ハ地理的其ノ他ノ状勢ヨリ益々発展スベキハ明ラカニシテ之ニ対応ヲ為スベキ施設頗ル多キヲ痛感ス、茲ニ於テ克ク百年ノ大計ヲ誤ルコトナク愈々文化都市、田園都市トシテ経営宜シキヲ得、堅実ナル進展ヲ遂ゲ以テ村民ノ福利増進ヲ図ラムニハ一ニ自治精神ノ刷新ヲ要スルノ切ナルモノアルハ一般ノ等シク認ムル処ナルト共ニ多年ノ宿望タリ

昨年ハ自治制発布五十周年ヲ迎ヘ全国的ニ之カ記念ノ式典ヲ挙ゲラレ、又明年ハ恰モ皇紀二千六百年ノ国家ヲ挙ゲテ慶祝スベキ年ヲ迎ヘムトス、此ノ時ニ於テ村民多年ノ要望ニ副フト共ニ光輝アル紀元二千六百年ヲ永遠ニ記念スベク市制ノ施行方ヲ上申スル所以ノモノ故ナシトセズ

【市ノ名称ヲ「芦屋」ト定ムル理由】

「市制施行ニ関スル綴」
昭和十四年（一九三九）

市ノ名称ヲ「芦屋」ト定ムル理由

一「芦屋」ハ打出・三条・津知ト共ニ本村ノ一大字名ナルモ、本村ノ中央部ニ位シ、其ノ中間ヲ流ルル芦屋川ノ兩岸ニハ老松多く、芦屋海岸ノ風光ト共ニ、高級住宅地芦屋トシテ今日ニ至リ、面積・戸数・人口等何レモ本村ノ大半ヲ占メ、今ヤ芦屋ノ名ハ全国ハ固ヨリ、遠ク海外ニ知ラルル所ニシテ、本村民ニ於テスラ本村ノコトヲ芦屋ト呼ビ、從テ隣接スル阪神間ニ於テモ一般ニ精道村ノ名ヲ知ラザルモノ多キ実状ニアリ

一本村ニ在ル官公衙ノ名称ハ總テ「芦屋」ヲ冠シ、即チ省線芦屋駅・芦屋警察署・芦屋郵便局・芦屋電話分室・神戸職業紹介所芦屋分室・芦屋高等女学校等之ナリ、又電話モ芦屋ヲ冠シ、阪神・阪急両電鉄ノ停留所モ芦屋又ハ芦屋川ト呼ビ、精道ヲ冠スルモノ更ニナシ

以上ノ理由ニ依リ、新市ノ名称ヲ世間一般ニ知ラルル「芦屋」ト定ムルヲ最モ適當ト認ムルニ依ル

【市制施行上申決議】

「市制施行ニ関スル綴」
昭和十四年（一九三九）十一月

昭和十四年第九回精道村会々議録 写

昭和十四年十一月十八日精道村会々議録ニ招集ス

(中略)

一議長(村長)開議ヲ宣ス 千時午前十時四十二分
本日附議ノ議案ハ唯今オ手許ニ配付致シマシタ議案ノ順序ニ依リ附議スルコト、シ、第一次会ヨリ第三次会迄併議ノ可否ヲ諮リ満場ノ同意ヲ得テ之ヲ併議スルコトヲ宣ス

一議長(村長)議案第八十六号市制施行ニ関スル件ヲ上程ス

議長(村長)議案朗読

一村長左之通り提案理由ヲ説明ス
本案ニ付キマシテ御説明申上マス、御承知ノ如ク本村ハ過去約三十ヶ年間ニ異数ノ発展ヲ遂ケテマイリマシテ、今ヤ戸数七千九百余戸・人口四万一千余人トナリ、又財政方面ニ於キマシテモ本年度予算現計

額ハ一般会計壹百拾四万八千六百餘円上、下水道ノ特別会計ヲ合セマスト実ニ壹百四拾万四ニ上リ、尚益々發展膨脹セントスル実状ニアリマスコトハ御同慶ニ堪ヘナイ次第デアリマス

斯クノ如キ村ノ状況ニ対応スル為メニハ市制ヲ施行スヘシトノ議カ、数年前ヨリ村会其ノ他各方面ヨリ起ツテ居タノデアリマスカ、村民各位ノ御理解ト各位ノ御熱心ナル御努力ニ依リマシテ、愈々其ノ機運ニ到達致シマシテ本案ヲ提出スルコトハ村将来ノ為メニ慶賀ニ堪ヘナイ次第デアリマス、又市制ヲ実施セントスル明昭和十五年ハ紀元二千六百年ニ相当シ、歴史ヲ飾ルヘキ何ヨリノ記念事業デアルト思フノデアリマス、各位ニオカレマシテハ何卒発案ノ趣旨ニ賛同セラル、ト共ニ、芦屋市ノ実現ニ一層御協力ト御援助アランコトヲ切望シテ止マナイ次第デアリマス

一二番(杉岡藤右衛門)
本件ニ就キマシテハ只今当局ヨリ御説明ノアリマシ

タ如ク、本村トシテハ多年ノ問題デアリ、且吾々村民ノ要望シテ止マナカツタ処デアリマスカ、茲ニ愈々其ノ機カ熟シ提案サル、ニ至リマシタコトハ、本村ノ為メ御同慶ニ堪ヘナイ次第デアリマス

恰モ明年ハ紀元二千六百年ノ国家ヲ挙ケテ慶祝ノ誠ヲ捧クヘキ、実ニ千載一遇トモ言フヘキ御目出度イ年ヲ永遠ニ記念スル為メニモ、恐ラク之以上ノモノハナイト信シテ疑ハナイノデアリマス
本村ノ歴史ニ輝クヘキ此ノ大事業ニ参画シ得マシコトハ、吾々議員トシテ最モ光榮デアルト信スルモノデアリマシテ、満腔ノ誠意ヲ披瀝シテ本案ニ賛意ヲ表スルト共ニ、教育文化ノ都市デアアル大芦屋市ノ実現ニ協力致シタイト思フノデアリマス
希クハ当局ニ於カレマシテモ之カ実現ノ為メニ一段ノ御奮闘ヲ切望スル次第デアリマス

一十五番(堺谷巳之助)
本案ニ対シ双手ヲ挙ケテ賛成スルモノデアリマス、過去三十年來本村ハ異常ナル發展ヲ遂ケ来タリ、市

制施行ニ付テハ本村民多年ノ要望デアリ、恰モ紀元二千六百年ヲ明年ニ控ヘ本案ヲ提出サレタルハ、洵ニ時宜ヲ得タルモノニシテ、本村将来發展ノ為メ御同慶ニ存スル次第デアリマス、当局ニオカレマシテモ之カ実現ノ為メ一層ノ御努力ヲお願い致ス次第デアリマス
「異議ナシ」「異議ナシ」ト呼フモノアリ
一議長(村長) 本案ニ対シ異議ナキヤヲ諮リ、満場一致
全員総起立禮ニ、議案第八十六号市制施行ニ関スル件
原案可決確定ノ旨ヲ告ク(拍手)

【市 制 施 行】「官報」 昭和十五年(一九四〇)十一月

内務省告示第五百八十号
市制第三条及町村制第三条ニ依リ、昭和十五年十一月十日ヨリ、兵庫県武庫郡精道村ヲ廢シ、其ノ区域ヲ以テ芦屋市ヲ置ク
昭和十五年十一月六日

内務大臣 安井英二

【精道村有財産引継】「市制施行ニ関スル綴」 昭和十五年(一九四〇)十一月

兵庫県告示第千三百六十六号
昭和十五年十一月六日内務省告示第五百八十号ニ依リ、武庫郡精道村ヲ廢シ其ノ区域ヲ以テ芦屋市ヲ置カルルニ付、武庫郡精道村有財産(一切ノ権利及義務共)ハ市制施行ノ日ノ前日現在ヲ以テ全部之ヲ芦屋市ニ帰属セシム
昭和十五年十一月九日
兵庫県知事 坂 千秋

【昭和十五年度精道村収支計算書】

「昭和十五年引継書類」
昭和十五年(一九四〇)

昭和十五年引継書類	昭 和 十 五 年 度 精 道 村 収 支 計 算 書	
一 金	七 拾 九 万 九 千 五 百 八 拾 九 円 四 拾 貳 銭	收 入 高
一 金	七 拾 八 万 五 千 八 百 七 拾 八 円 零 四 銭	支 出 高
一 金	一 万 参 千 七 百 拾 七 円 参 拾 八 銭	残 高

歳入科目	調定額	収入高	未収入高
地方分与税	10,000.00	10,000.00	0.00
旧法ニ依ル税収入	10,000.00	10,000.00	0.00
新産ヨリ生ズル収入	10,000.00	10,000.00	0.00
使用料及手数料	10,000.00	10,000.00	0.00
交付金	10,000.00	10,000.00	0.00
寄附金	10,000.00	10,000.00	0.00
雑収入	10,000.00	10,000.00	0.00
助成金	10,000.00	10,000.00	0.00
計	100,000.00	100,000.00	0.00

歳出経常科目	予算高	支出高	残高
神会社	100,000.00	100,000.00	0.00
役場	100,000.00	100,000.00	0.00
土木	100,000.00	100,000.00	0.00
小学校	100,000.00	100,000.00	0.00
青年学校	100,000.00	100,000.00	0.00
小学校附設幼稚園	100,000.00	100,000.00	0.00
社会教育	100,000.00	100,000.00	0.00
伝染病予防	100,000.00	100,000.00	0.00
伝染病院	100,000.00	100,000.00	0.00
計	1,000,000.00	1,000,000.00	0.00

歳入科目	調定額	収入高	未収入高
汚物掃除	10,000.00	10,000.00	0.00
火葬場	10,000.00	10,000.00	0.00
衛生諸費	10,000.00	10,000.00	0.00
公債	10,000.00	10,000.00	0.00
勸業	10,000.00	10,000.00	0.00
経済更生委員会	10,000.00	10,000.00	0.00
統計調査	10,000.00	10,000.00	0.00
防空	10,000.00	10,000.00	0.00
警防	10,000.00	10,000.00	0.00
社会事業	10,000.00	10,000.00	0.00
基本財産造成	10,000.00	10,000.00	0.00
財産	10,000.00	10,000.00	0.00
諸取扱	10,000.00	10,000.00	0.00
選挙	10,000.00	10,000.00	0.00
診療所	10,000.00	10,000.00	0.00
予備費	10,000.00	10,000.00	0.00
經常部	10,000.00	10,000.00	0.00
臨時部	10,000.00	10,000.00	0.00
計	1,000,000.00	1,000,000.00	0.00

2 地租改正

【地券掛巡回通達】五味清一家文書 明治五年(一八七二)十月

地券掛巡回之儀、廿一日頃ニ被參候ニ付、此段御心得可被成候、地券認メ方用字

- 廿 二十字不用、廿ヲ用
- ト 歩之字不用、トヲ用
- 老 一ノ字不用、老ノ字用
- 式 二ノ字不用、式ノ字用
- 五 五ノ字不用、五ノ字用
- 拾 十ノ字不用、拾ノ字用

右之通地券掛リ御通達有之候ニ付、御承知被成候、以上

【地券証提出】五味清一家文書 明治六年(一八七三)九月

地券證今般御改正ニ付、高被為廢、反別ト地代金ト而已

相認可差出事

但認済ニ相成候得者、左之雛形ニ照準可致事

雛形

番号
字何分
一何田何反何畝分

此地代金何程何円

右之通田畑共都而高相認有之候得者、朱ニ而点消致可置

事

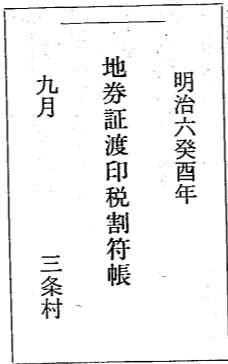
但合計帳モ同断

地券證米七月一日ノ可差出旨御沙汰ニ相成候間、日割左

七月 一日	郡家村
同 二日	住吉村
同 三日	野寄村
同 四日	岡本村
同 五日	田中村
同 六日	横屋村
同 七日	魚崎村
同 八日	西青村 <small>(木彫)</small>

【地券証渡印税割符帳】五味清一家文書 明治六年(一八七三)九月

(表紙)



一 地券證 貳拾壹枚

青木嘉右衛門

此印税壹円

七百七拾九文

又貳百文村持分割

〆壹兩分

九百七拾九文

此錢拾三貫四百八拾四文

受取済

一 地券證 拾貳枚

青木善右衛門

此印税八貫貳百六拾文

同 九日	東青村 <small>(木彫)</small>
同 十日	青木村
同 十一日	田辺村
同 十二日	北畑ヶ村
同 十三日	小路村
同 十四日	中野村
同 十五日	深江村
同 十六日	津知村
同 十六日	三条村
同 十六日	芦屋村
同 十七日	森村
同 十七日	打出村

但日順ニ相違候得共、日曜日者休暇日事

右之通日限無相違様、早朝ノ書類村參ニ而神港町会所裏

手元外務局へ出勤可致候也

附屬

地券掛リ

六月廿七日

第六区
村々役人中

又貳百文村持割

八貫四百六拾九文

入金老兩分

代拾貳貫五百文

四貫貳拾七文過渡

一地券證 拾老枚

此印稅五貫六百貳拾五文

又貳百文村持分割

五貫八百廿五文

受取濟

松本太兵衛

一地券證 貳拾三枚

此稅金老兩分

貳貫百六拾六文

又貳百文村持分割

又六百廿四文見取山分

老兩分

貳貫九百九拾文

受取濟

井田伊左衛門

一地券 拾九枚

此印稅拾老貫九百七文

又貳百文村持分割

拾貳貫百七文

入金三步

代九貫三百七拾貳文

又貳貫七百三十六文

受取濟

左長兵衛

一地券證 拾八枚

此印稅老貫五百五拾六文

又貳百文村持分割

拾老貫七百五十六文

入金老兩

代拾貳貫五百文

七百三十六文過渡濟

一地券證 拾五枚

此印稅拾貫三拾五文

又貳百文村持分割

松本市右衛門

又廿四文見取山分

拾貫貳百五拾九文

受取濟

一地券證 四拾老枚

此印稅金貳兩分

六百廿五文

又貳百文村持分割

又六百廿四文池稅分

又貳百五拾文見取山分

又百五十文梅谷山分

金貳兩分

老貫八百五十三文

入金三兩

代三拾七貫五百文

差引拾貫六百三十六文過渡

一地券證 三拾枚

此印稅金老兩分

七貫貳百拾三文

增谷茂兵衛

又貳百文村持分割

又六百廿四文八幡田分

入金老兩分

八貫三拾七文

入金老兩三分之内

代廿一貫八百七十四文

老貫三百十貳文過渡又

一地券證 拾貳枚

此印稅金七貫五百文

又貳百文村持分割

七貫七百元

受取濟

山本喜兵衛

一地券證 拾枚

此印稅金七貫五百十三文

又貳百文村持分割

七貫七百十三文

受取相濟

井田市左衛門

一地券證 拾五枚

小坂市兵衛

此印稅九貫三百七拾五文
又貳百文村持分割
ノ九貫五百七拾五文
入金三步

代九貫三百七拾貳文
又貳百十貳文濟受取

一地券證

拾貳枚

作井作右衛門

此印稅金八貫四拾四文

又貳百文村持分割

ノ八貫貳百四拾四文

入金三步

代九貫三百七十貳文

差引壹貫百廿八文過渡

一地券證 拾三枚

小坂清兵衛

此印稅金八貫貳百廿五文

又貳百文村持分割

ノ八貫四百廿五文

入金壹兩受取

殘四貫七拾貳文過渡ス

一地券證 拾三枚

小坂久兵衛

此印稅金八貫六百三十七文

又貳百文村持分割

又六百廿四文見取山分

又六百廿四文池分

ノ拾貫八拾七文

金三步壹朱入

代拾貫百五十六文

差引六拾五文過渡ス

一地券證 貳拾壹枚

小橋喜平治

此印稅金壹兩分

貳貫五百貳拾四文

又貳百文村持分割

ノ金壹兩分

貳貫七百廿四文

一地券證 三拾四枚

中嶋利右衛門

右受取相濟

此印稅金壹兩分

拾壹貫七拾文

又貳百文村持分割

又十二文見取山分

ノ金壹兩分

拾壹貫貳百八十二文

入金貳兩

代貳拾五貫文

差引壹貫貳百十四文過渡

一地券證 拾三枚

中嶋忠右衛門

此印稅金八貫五拾五文

又貳百文村持分割

ノ九貫五拾五文

入金壹兩二

代拾貳貫五百文

ノ三貫四百五拾文過渡ス

一地券證 拾枚

松田兵右衛門

此印稅金七貫五百四拾貳文

又貳百文村持分

ノ七貫七百四拾貳文

入金貳步

代六貫貳百五拾五文

又壹貫五百文受取

一地券證 拾五枚

五味甚兵衛

此印稅金拾貫貳百五拾五文

又貳百文村持分割

ノ拾貫四百五拾五文

受取濟

一地券證 三拾枚

五味六兵衛

此印稅金壹兩分

七貫三百八拾五文

又貳百文村持分割

又百文梅谷分

ノ金壹兩分

七貫六百八拾五文

受取濟

一地券證 拾九枚

此印税金壹兩分

三百貳拾五文

又貳百文村持分割

又百文梅谷分

又廿四文見取山分

入金壹兩分

六百四拾九文

此印税金壹兩分

壹貫八百七拾五文

又貳百文村持分割

又十二文見取山分

入金壹兩分

貳貫八拾七文

金壹兩分貳貫八拾七文

一地券證 拾八枚

受取濟

五味嘉兵衛

此印税金拾壹貫六百九十三文

又貳百文村持分割

拾壹貫八百九十三文

此印税金八貫九百八十七文

又貳百文村持分割

入金壹兩分

代拾貳貫五百文

三貫三百九文過渡ス

此印税金拾壹貫八百貳拾五文

又貳百文村持分割

拾壹貫貳拾五文

受取相濟

地券證 四枚

此印税金貳貫五百七十七文

又貳百文村持分割

松本源兵衛

青木四郎兵衛

松田弥惣兵衛

松井吉右衛門

入金壹兩分

貳貫七百七十七文

代三貫百廿四文

差引四百文過渡ス

此印税金壹兩分

九百貳文

又貳百文村持分割

又四十八文梅谷分

入金壹兩分

壹貫百五十文

受取濟

一地券證 貳拾五枚

此印税金壹兩分

三貫三百九文

又貳百文村持分割

又四十八文梅谷分

又十二文見取山分

山本伊右衛門

山本弥三右衛門

入金壹兩分

三貫五百六拾九文

受取濟

一地券證 四拾三枚

此印税金貳兩分

五貫五百廿八文

又貳百文村持分割

又貳百五文梅谷分

入金壹兩分

五貫九百七拾八文

入金貳兩貳步受取

代三拾壹貫貳百五拾文

貳百六拾文過渡ス

受取濟

一地券證 拾六枚

此印税金拾貳貫五拾六文

又貳百文村持分割

又廿四文見取山分

左八郎兵衛

石田宇兵衛

拾貳貫貳百八十文
金壹兩入

代拾貳貫五百文

貳百十六文過渡ス

一 地券證 貳拾七枚

此印税金壹兩分

五貫百拾七文

又貳百文村持分割

又貳百五十文見取山分

金壹兩分

五貫六百六十七文

入金壹兩壹歩

代拾五貫六百廿四文

貳貫五百四十三文

受取済

森

一 地券證 貳枚

此印税金壹貫貳百五拾文

大仁源兵衛

一 地券證 壹枚

此印税金六百貳拾四文

受取済

照樂寺

一金三拾三圓貳拾七錢四厘四毛

印税金上納

一金三拾三圓

錢五貫五百八拾文集錢

差引

残り貳貫百五拾文過

六兵衛方江預ケ成

明治六年酉七月八日勘定

立會

五味嘉兵衛

五味五兵衛

五味六兵衛

預ケ分本帳出ス

九月十三日

【兔原郡六区村々地券字引帳取調】

五味清一家文書
明治六年(一八七三)九月

今般地券字引帳并繪図取調御役人昨日県庁御出立ニ而、
来ル廿日過ニ御当区内江御順廻ニ相来申候間、夫迄ニ無
相違右字引帳并繪図面共御出来至可被下候、右乍恐申上
候、以上

本年九月三十日付ヲ以、麦・大豆・酒・塩・水・油・石
炭ノ儀、米相場同様上中下値段取調、本年十月分ヨリ可
指出之上相違置候処、酒相場之儀ハ清濁・白酒・焼酎・
味淋・銘酒・醬油等夫々區別相立、本年十一月分ヨリ米
一月五日期リ無遅滞可指出、此旨夫々相違候事

明治六年十月十四日

兵庫県令 神田孝平

兔原郡六区村々地券字引帳并繪図面為取調、当月廿三日・
四日相越候条其以前一村限り先般下ケ渡候券帖、村方
之番順壹番より漸次取揃置、沙汰次第可差出候也

尼ヶ崎出張

神谷少属

右之通御達相成候条御通達いたし候間、御下ケ渡し相成
候地券證取集メ置、御出張之節御差出可被成候、此廻状
早々順達留リ村々返却候有之度候也

十月廿一日

区長

川端新治郎

【武井正平権大属巡村】

五味清一家文書
明治六年(一八七三)十一月

地租改正被仰出候ニ付而ハ、右御旨意并取調之順序、為
告諭権大属武井正平巡村候条、区内正副戸長ヲ始メ重立
候者共別紙日割之当日集合可致候、此段相違候也

明治六年十一月十五日

兵庫県

地租改正掛

同十九日泊リ 兔原郡第六区

【地券証筆数渡控帳】五味清一家文書
明治六年(一八七三)十一月

(表紙)

明治六年
西十一月吉日 五味六兵衛
地券証筆数渡控

一 貳拾七筆 小坂作兵衛
一 拾六筆 石田宇兵衛
一 四拾三筆 左八郎兵衛
一 四 筆 松田弥三兵衛
一 拾五筆 青木四郎兵衛
一 拾三筆 松本源兵衛
一 拾八筆 松井吉右衛門
一 貳拾三筆 五味嘉兵衛
一 拾九筆 五味嘉兵衛
一 三拾筆 五味六兵衛

一 拾五筆 五味甚兵衛
一 拾三筆 中嶋忠右衛門
一 貳拾壹筆 小橋喜平治
一 貳拾五筆 山本弥惣右衛門
一 貳拾筆 山本伊右衛門
一 拾貳筆 作井作右衛門
一 拾三筆 小坂久兵衛
外二池巻筆山巻筆
一 拾三筆 小坂清兵衛
一 拾五筆 小坂市兵衛
一 拾 筆 井田市左衛門
一 三拾四筆 中嶋利右衛門
一 拾 筆 松田兵右衛門
一 拾壹筆 松本太兵衛
一 拾貳筆 青木善右衛門
一 貳拾壹筆 青木嘉右衛門
一 拾九筆 左長兵衛
一 拾八筆 豊井長右衛門

一 三拾筆 小橋七郎兵衛
外二池巻筆吉兵衛分

一 貳拾三筆 五味五兵衛
一 拾九筆 五味嘉兵衛
一 三拾四筆 中嶋忠右衛門
一 三拾筆 中嶋利右衛門
一 拾 筆 五味六兵衛
一 四拾壹筆 松田兵右衛門
外二池巻筆 増谷茂兵衛
一 貳拾五筆 山本弥三右衛門
一 貳拾壹筆 小橋喜平治
一 貳 筆 森 大仁源太郎
一 壹 筆 水無瀬信成
六 百 貳 拾 筆

【明治八年分地租金仮納】^{「兵庫縣布達」}
明治九年(一八七六)二月

当県五十四号

昨八年分地租金之儀、七年貢額に比準旧税収入可及旨本月十五日相達置候、右者改正税確定之上過不足精算可致旨今般其筋より御達相成候間、同日布達之趣ハ仮納と可相心得此旨布達候也
但上納日限等之儀ハ最前布達之通たるへし
明治九年二月廿一日 兵庫縣令 神田孝平

【等級収獲地価地租表】井床利平家文書
明治九年(一八七六)十二月

(表紙)

明治九年十二月
等級収獲地価地租表
井床所有

井床利兵次

(田方ノ部(巻石ニ付五円十三錢定リ))

等級 收穫ノ分 地価壹分五厘 地価百歩之式半

二上ノ上田	式石五斗	金百廿八円	式円七十式錢五厘
三上ノ中田	式石四斗五升	同百廿五円	式円六十七式錢五厘
四上ノ下田	式石四斗	同百廿三円	式円六十式錢六厘
五中ノ上田	式石三斗	同百十七円	式円五十式錢七厘
六中ノ中田	式石二斗五升	同百十五円	式円四十五式錢三厘
七中ノ下田	式石二斗	同百十三円	式円三十九式錢八厘
八下ノ上田	式石壹斗	同百七円	式円廿八式錢九厘
九下ノ中田	式石壹斗	同百五円	式円廿三式錢五厘
十下ノ下田	式石	同百六円	式円十八式錢
十一下ノ上田	壹石八斗	九十四式錢	壹円九十六式錢五厘
十二下ノ中田	壹石五斗	七十六式錢	壹円六十二式錢五厘

十五上ノ下畑	ナシ	五十式圓	壹円拾壹錢七厘
十六中ノ上畑	壹石八斗	五十六式圓	壹円五錢五厘
十七中ノ中畑	壹石七斗	四十九式圓	九十九錢三厘
十八中ノ下畑	壹石六斗	四十六式圓	九十三錢壹厘
十九下ノ上畑	壹石五斗	四十三式圓	八十八錢九厘
二十下ノ中畑	壹石四斗	四十式圓	八十錢七厘
廿一下ノ下畑	壹石三斗	三十七式圓	六十八錢三厘
廿二下ノ上畑	壹石二斗	三十四式圓	六十式錢壹厘
廿三下ノ中畑	壹石	三十式圓	五十五錢八厘
廿四下ノ下畑	九斗	二十六式圓	三拾壹錢
等外	五斗	十四式圓	

(中略)

第六区内村々地価金額

一三六六十三円九十錢四厘	郡家村
一千九百貳十貳円貳錢八厘	深江村
一貳千六百三十五円六拾錢六厘	住吉村
一百九拾四三十七錢四厘	津知村
一五百九拾九円貳錢四厘	野寄村
一四百八十六円廿七錢九厘	三条村
一五百七十三円三十式錢	田中村
一三千八百四十円十式錢五厘	打出村
一千貳百十五円廿九錢六厘	横屋村
一千貳百六十四円三十八錢	岡本村
一九百四十四円四十八錢壹厘	魚崎村
一五百四十四円九十一錢九厘	西青木村
一九百四十四円廿錢六厘	青木村
一貳百六十七円廿三錢四厘	田辺村
一七百廿六円九十七錢貳厘	北畑村
一四百四十四円九十式錢五厘	小路村

一六六五十五円八十式錢六厘
一七九九十式圓三十一錢六厘
一千八百四十五円四十四錢九厘

中の村
森村
芦屋村

【一筆限地価取調帳】三委会共有文書
明治十年(一八七七)

一筆限地価取調帳
撰津国兔原郡
第六区
三条村

田方ノ上 壹反分取穫米式石七斗七升
此地価百廿四円七十八錢五厘八毛糸
田方ノ中 壹反分取穫米式石三斗七升
此地価百三十四圓三厘八毛五糸
田方ノ下 壹反分取穫米壹石九斗七升
此地価八十五円九十錢壹厘八毛五糸
田方ノ下中 壹反分取穫米壹石六斗五升
此地価七十三円廿五錢六厘四毛

田方ノ下々
此地位六十八円四十五銭九厘八毛五糸

一 中畑 畝拾五歩
此地位五円四拾四銭七厘

松本甚藏 ㊦

近代篇

田方ノ下々
此地位廿九円四銭九毛三糸

四 字畦垣内
此地租拾六銭三厘

松本甚藏 ㊦

畑方ノ上
此地位五十六円九銭三厘六毛

一 中畑 廿七歩
此地価三円廿六銭八厘

畑方ノ中
此地位三十六円三十一銭九厘六毛六糸

五 字畦垣内
此地租九銭八厘

畑方ノ下
此地位廿九円五十銭三厘三毛九糸

六 字畦垣内
此地租三銭五厘

石田宇兵衛 ㊦

宅地中
此地位七拾三円八十六銭

七 字畦垣内
此地租四拾銭三厘

一 下田 四畝三歩
此地価三拾五円廿銭

八 字畦垣内
此地租三拾四銭三厘

小坂作兵衛 ㊦

一 下田 四畝六歩
此地価三拾六円七銭九厘

一 中田 畝九歩
此地価拾三円四拾三銭五厘

一 下田 四畝六歩
此地租壹円八銭貳厘

一 八幡宮社地 三歩
此地租四拾銭三厘

三 字畦垣内

八 字畦垣内

一 八幡宮境外 貳畝拾貳歩

一 中田 貳畝拾貳歩

五味嘉兵衛 ㊦

九 字畦垣内
一 下畑 廿七歩

一 上田 貳畝廿四歩
此地租七拾四銭四厘

拾 字畦垣内
一 中田 貳畝拾貳歩

一 下畑 廿四歩
此地租三拾三円八拾貳銭

小橋喜平治 ㊦

拾 字畦垣内
一 中田 貳畝拾貳歩

一 下畑 廿四歩
此地租壹円壹銭五厘

十一 字畦垣内
一 中田 四畝廿七歩

一 下畑 廿四歩
此地価貳円六拾五銭七厘

作井作右衛門 ㊦

十一 字畦垣内
一 中田 四畝廿七歩

一 下畑 壹畝六歩
此地租八銭

十二 字畦垣内
一 上田 三畝拾貳歩

一 下畑 壹畝六歩
此地価三円五拾四銭三厘

松田兵右衛門 ㊦

十二 字畦垣内
一 上田 三畝拾貳歩

一 下畑 三畝拾貳歩
此地租拾銭六厘

十三 字畦垣内
此地租壹円廿三銭貳厘

一 下畑 三畝拾貳歩
此地価拾金三銭八厘

五味五兵衛 ㊦

十三 字畦垣内

一 下畑 三畝拾貳歩

2 地租改正

- 629 -

- 628 -

此地租三拾錢壹厘

十八番
一上田六畝九步

此地佃七拾六円九錢五厘

此地租貳円廿八錢三厘

十九番
一下々々田貳畝六步

此地佃拾五円六錢壹厘

此地租四拾五錢貳厘

二十番
一上田貳畝三歩

此地佃貳拾五円三十六錢五厘

此地租七拾六錢壹厘

二十一番
一上田三畝歩

此地佃三拾六円貳拾三錢六厘

此地租壹円八錢七厘

廿二番
一上田三畝歩

一下田四畝六歩

此地佃三拾六円七錢九厘

此地租壹円八錢貳厘

廿三番
一下田六畝拾五歩

此地佃五拾五円八拾三錢六厘

此地租壹円六拾七錢五厘

小以五反九畝分

此地佃五百三拾三円三拾貳錢貳厘

一田四反九畝貳拾四歩

此地佃五百四円五拾三錢八厘

此地租拾五円拾三錢六厘

一畑九畝六歩

此地佃廿八円七拾八錢四厘

此地租八拾六錢四厘

外
三歩

八幡社境内除稅地

松田兵右衛門

松田兵右衛門

貳畝十貳歩

(中略)

同境外官有地林

五百六十一番
一下畑三畝六歩

此地佃九円四拾四錢七厘

此地租廿八錢三厘

五百六十二番
一畑芝成壹畝廿七歩

此地佃貳拾貳錢貳厘

五百六十三番
一畑芝成壹畝廿七歩

此地佃貳拾貳錢貳厘

五百六十四番
一畑芝成壹畝三歩

此地佃貳拾貳錢貳厘

五百六十五番
一畑芝成壹畝廿七歩

此地佃貳拾貳錢貳厘

五百六十六番
一畑芝成壹畝廿七歩

此地佃貳拾貳錢貳厘

五百六十七番
一畑芝成壹畝拾貳歩

五味五兵衛

中島利右衛門

五味嘉兵衛

山本弥三右衛門

中島利右衛門

五味嘉兵衛

石田宇兵衛

五百六十八番
一畑芝成壹畝拾八歩

此地佃貳拾貳錢貳厘

五百六十九番
一畑芝成壹畝拾八歩

此地佃貳拾貳錢貳厘

五百七十番
一畑芝成壹畝拾八歩

此地佃貳拾貳錢貳厘

五百七十一番
一畑芝成壹畝拾八歩

此地佃貳拾貳錢貳厘

小以三反貳畝九歩

此地佃九拾四円九拾貳錢九厘

此地租貳円八拾四錢七厘

田八畝廿七歩

此地佃廿五円八拾四錢六厘

此地租七拾七錢五厘

畑貳反三畝拾貳歩

此地佃六拾九円八錢五厘

此地租貳円七錢貳厘

石田宇兵衛

山本市藏

豊井長右衛門

松井市右衛門

外

志町五反壹畝九步

畑芝成

八反九步

山私有地

貳反步

旧公有地溜池

九步

山神觀音堂境内除税地

五畝廿四步

同境外官有地

五百七十二番

御松下

一山壹反八畝拾四步

私有地

五百七十三番

官林

一山壹町三反三畝步

官林

五百七十四番

增谷茂兵衛

一溜井壹畝三歩

官林

五百七十五番

邑中持

一溜井四畝步

邑中持

五百七十六番

官林

一山貳町四反六畝步

官林

五百七十七番

御松下私有地

一山貳町八反三畝廿四步

邑中持

御松下私有地

五百七十八番

一山貳町壹反四畝拾步

邑中持

五百七十九番

一山三反三畝九步

五百八十番

一山壹町貳反步

五百八十一番

一山壹町貳反步

五百八十二番

一山壹町貳反步

五百八十三番

一山壹町貳反步

五百八十四番

一山壹町七反六歩

五百八十五番

一山壹町七反六歩

合拾八町七反三畝廿步

此地佃老万六千貳百九百三十三錢八厘

此地租四百八拾六円廿六錢三厘

内訳

近代篇

- 632 -

田拾五町三反壹畝步

此地佃老万四千三百五拾三円廿四錢三厘

此地租四百三拾円五十八錢三厘

畑貳町壹反三畝六歩

此地佃八百九拾九円五十九錢九厘

此地租廿六円九十八錢六厘

宅地壹町貳反九畝拾五歩

此地佃九百五十六円四拾八錢八厘

此地租廿八円六拾九錢四厘

外

拾五歩

除税地

三畝壹歩五厘

御松下溜池

八畝六歩

私有地

貳畝廿壹歩

官有地

廿壹歩

墓公有地

貳畝步

開墾地

貳反歩

畑敷成

溜池

公有地

公有地

七畝步

溜池

貳町壹畝九歩

畑芝成

六町十貳歩

官林

七町壹反四畝十五歩

山私有地

三町六反歩

山私有地

五反七畝廿四歩四厘

鐵道敷地

右ハ今般地租改正願の通、御許可ニ附一筆限取調候處、書面の通相違無御座候、仍持主一同連印を以奉申上候、以上

撰津国兔原郡第六区

三条邑副戸長

增谷茂兵衛

明治十年

【山林原野地佃取調規則】「兵庫県布達」明治十三年（一八八〇）九月

丙第拾五号

撰津国

丹波国

2 地租改正

- 633 -

但馬国

淡路国

第五条

一前条々ノ順序ヲ以地価取調、其町村委員ハ一町村毎別紙第壹号雛形ニ做ヒ製表シ、郡区委員ヘ差出スヘシ

近 代 篇

山林原野地租改正ニ付、客年乙第二百七拾三号但書ヲ以テ及布達置候地価取調規則別紙相違候条一国内地等調査

濟ノ上ハ、右規則ニ照準取調地価表相製シ可差出此旨布達候事

明治十三年九月一日

兵庫県令 森岡昌純

山林原野地価取調規則

第壹条

一 地価ハ地等調査ニ於テ決定シタル收益金ヲ基本トシテ取調ヘシ

第貳条

一 地価算出ニ用ユル利子ハ一般七歩タルヘシ

第三条

一 地価ハ反別壹町歩ニ付若干ト見積ルヘシ

第四条

一 地価調査委員ハ地等調査ノ際其郡区及ヒ町村委員トナリタルモノヲ以之レニ充ツヘシ

- 634 -

3 交 通

【鉄道用石材を打出村で採用】「鉄道寮事務簿録目録」明治四年(一八七二)六月

大坂・神戸鉄道築造御用石之儀、是迄小豆嶋、絵島諸島より取寄せ来り候処、四十里余之海路風波之順不順ニ寄リ、多分之日数も相掛り、工業之差支ニも相成候ニ付、線路近傍諸所及詮整候処、兵庫県管区摂州菟原郡打出村御林内ニ有之石材症合等も宜敷、且入費等も相減し、運送中覆没之憂も無之、適宜之石材ニ有之候間、右伐出し方之儀兵庫県へも及掛合候処、於同様故障無之候趣ニ付、於御省差支之筋無之候は、早速伐出し方ニ取掛リ可申候間、此旨同県江至急御達し有之候様いたし度、此如及御掛合候也

(明治四)

辛未

六月

民部省御中

大坂出張

工部省

【石材調達請負】井床利平家文書 明治四年(一八七二)十二月

乍恐御請奉申上候事

尺角千式百挺分

住吉川以西拾九ヶ所小川并小溝御用石伐割方并運送請負被仰付難有奉畏候、就而者拾九ヶ所之内近日より追々御取掛り相成候御場所ニも御座候ニ付、御差圖次第無御差(マ)閏運贈仕来正月十五日限皆納仕候、若御日限相違仕候節ハ請負金高之内一日百分一之罰金上納仕候、仍而御請奉申上候、已上

明治四

未十二月十五日

井床村

井床利平治印

同村庄屋

猿丸又左衛門印

井屋川

御出張

御役所

乍恐御請奉申上候

井屋川以東守貝川迄之間、御用石伐割方私江被仰付難有

- 635 -

3 交 通

奉畏候、右者来二月廿五日限急度出来仕候、若日限相違仕候節ハ請負金高之内一日百分一之罰金上納可仕候、依之御請申仕候、以上

尺角千弍百挺

明治五

申正月十四日

芦屋村

井床利平治

同村請人

猿丸又左衛門印

芦屋川

御出張

御役所

(中略)

乍恐御請奉申上候

今般御用石数千弍百挺、来二月廿五日迄之請負仕候処、職人共相増候間、来二月十三日迄出来可仕候、右日限無相違上納可仕候、依而御請奉申上候、以上

若日限相違候ハ、請負金高之内一日百分一之罰金上納可仕候、依而御請奉申上候、以上

明治五年

申正月廿五日

芦屋村

井床利平治

芦屋川
御出張
御役所

【芦屋川のトンネル】「描かれた幕末明治」明治九年(一八七六)九月

鉄橋と燕尾服と

日本の鉄道網

主要な島であるニフオン島にある大阪という大商業都市は、日本の都市のうちでも江戸に勝るとも劣らぬ位置を占めているが、今では昨(明治8)年5月に開業した鉄道によって神戸の港と連結されている。この線路はさらに琵琶湖沿岸を通過して、西海岸の敦賀に近い地点まで北上する予定になっているが、すでになされたこの線の工事には、かなりの工學上の長所がある。3つのトンネルがあるが、そのひとつは芦屋川の下をくぐるもので、延長365フィートあり、日本における煉瓦製造および組立工事のうちでもっとも立派なものだ、と称賛されている。これは中心点を3つもつ楕円で、中央には深さ15

インチの円形逆アーチもついでおり、レールは複線がはいる広さのものである。

【阪神電車開通】「神戸又新日報」明治三十八年(一九〇五)四月

本日開通の阪神電気鉄道

阪神間電気鉄道の本開業式は追て執行する筈にて取敢ず本日午前五時より午後十時迄、大阪出入橋駅及神戸滝道踏切駅間を双方より十二分間毎に発車、運転を開始する(トナリ)となりたれば先づ以て乗客一般の注意と沿道の景況と視察し、之を報道せんと欲して昨日開始前の乗用を申込みたるに、午前八時三十分滝道踏切駅を發車すれば同時に來社ありたしとの回答あり、依て社員は時間を厳守し同駅に到りし所、内村警部長・穴戸郵便局長・長谷川通信技師・安達保安課長も同社の案内にて同駅待合所に参集し居りき

待合所は本日の開業準備にて混雑を極め居りしが暫時にして同社技師來り曰く、一昨日來終日終夜各種の試験を

為せし結果、雲井通二丁目に於て電線焼切れ此待合所へは車輛到着せしむること難きにつき、岩屋駅まで出向かれたしとの事に一行同駅に到りて漸く乗車することを得たり

車輛は米國最新式八十人乗のボギー式にして腰掛は総て天鵞絨を以て張詰め其内部天井には電燈八個、前後入口には二個を装置し、夜間と雖も白昼と同じかるべし軌道は広軌にして官設汽車線路より遙かに巾広きも振動の度は未だレールの能く握らざる為か、汽車より強きやう感ぜり

車輛の両側は全部硝子窓にして上下自在に開閉し得べく、又鐵戸の設けありて日光を覆ふに便ならしむ、両入口の硝子は半面を左へ開けば半面は自ら右に開き、半面を閉れば半面自ら閉づるの構造とし車輛の前後には軌条に沿うて安全網を備付け、万一障害物及人畜に觸るゝも救上の装置をなせり

車輛の乗組員は運転手一名・車掌一名のみにして、運転手は運転を掌り車掌は途中乗客の斡旋と切符発売及び切

符受取の三役を勤む、就中運転手は運転中軌道障害物の注意周到なるべく、最入口に在るを運転手とし、後入口に在るを車掌とす

軌道の故障は手旗信号を以てし、汽車に異なく赤青白の三種とす、進行中の注意信号は振鈴と気圧作用に係る汽笛の二種也

乗車切符は五色に區別し黒色を一区间五銭とし、青色を二区间十銭とし、茶色を三区间十五銭とし、緑色を四区间廿銭とし、赤色を区内切符と称し三銭とす、総て切符を買ふには一銭の通行税を要すれば、乗車賃金の外に一銭余分に税金を要する訳なり

神戸より大阪まで乗車するに約一時間半
神戸より大阪に至る駅名及賃金左の如くなるも途中乗降の場合は二時間を要することありと云へり

乗車賃金は全線即ち神戸より大阪迄を二十銭とし、其間四区に分ち神戸より御影の手前なる石屋川を一区とし五銭、御影より西宮迄同じく五銭、西宮より尼ヶ崎迄同じく五銭、尼ヶ崎より大阪出入橋迄同じく五銭とす、其各中間

駅は乗車の場処により賃錢に損得あれば委細は同社広告に就て見るべし

電車につき最も注意を要する条項は左の如し

一 電柱と車窓と接近したる箇処あれば決して車窓より首を出すべからず、大怪我をなすことあり

一 停車せざる以前に飛降る時は情力の為に打倒さるゝことあり

一 進行中は車内に風の通過すると甚だしければ、帽子を吹飛ばさる恐れあり

一 停車場多く乗降頻繁なれば拘摸に罹る恐れあり

一 沿道の父兄は小供の軌道に出でざる様、注意すること最も肝要なり

一 電車進行に際し走って前を横切るは最も危険なり

一 沿道小学校教師は生徒に対し日々通学に際し軌道を通過せざる様、屢々訓諭する必要あり

一 車窓と腰掛との間合少ければ乗客中小供を腰掛に立たせるときは窓より外に脱落する恐れあり

軌道は全線複線なる故、上下列車の衝突等は之あるとな

り下り列車着車時刻は、左記の通りにして其他は皆通過列車なり、即ち其時間表左の如し(停車は一分間)

上り列車

午前六時十七分・同七時二十四分・同八時四十五分・
同九時十一分・同十時三十二分・同十一時三十五分・
午後零時七分・同五十三分・同二時四分・同二時四十二分・
同三時二十四分・同四時二十二分・同五時十七分・
同六時二十九分・同七時十四分・同八時二十四分・
同九時四十八分・同十一時二十七分

下り列車

午前六時十七分・同七時二十二分・同五十二分・同九
時二分・同九時五十八分・同十時五十八分・同十一時
二十二分・同午後零時四十三分・同二時十分・同三時
五十五分・同四時四十七分・同六時十八分・同七時三
十三分・同八時十四分・同九時十七分・同九時五十四
分・同十一時十分 (三一日付)

し
本社は大阪出入橋郵船会社内にあり、又発電所及社員詰所は御影に設置しあり

本待合所は神戸・岩屋・四宮・西宮東口・出屋敷の五箇処にして随時切符の発売をなせり、其他の駅は建物なし、雨天の日などは困難ならん

沿道山川風景に富み、殊に昨今は菜花爛熳黄金界に入るの思あり

本日は開業のことなれば、昼間は草花を以て飾りしフルドレスカーを出し夜間はイルミネーションカーを出す、又神戸待合所は草花と紅提灯の飾装を施し、大阪待合所は大緑門を設け、草花と紅提灯・国旗等にて大装飾を加へたり (二二日付)

【国鉄芦屋駅開設】『神戸又新日報』大正二年(一九一三)七月

蘆屋駅着車時刻

八月一日より開始すべき東海道線蘆屋駅に停車すべき上

【阪急電車開通】

【神戸又新日報】大正九年(一九二〇)七月

新式尽めの阪急電

試みに初乗りの記

愈よ今十六日から運転

今日から阪急が開通する、阪神電車のお株を奪ふ訳でないにしろ、同じ阪神間を同一の賃銀で往復する電車であるからには、多少其処に特長が無くては叶はぬ、阪急と云ふ名が示す如く、速いのを標榜してゐるらしいので試みに開通日の前日一往復試みて見た、追ては四十分間で阪神を突破して見せると小林専務は力んでゐたが、まだ鉄道も狎れず上筒井の停留所もバラック式の俄仕立てと云ふ勿々の際だけに、阪神電車とマア、些とは速い位なことであったが、沿線の景色の好いこと、停留所が六甲・御影・岡本・蘆屋川・夙川・西宮北口・塚口・神崎川・十三とタッタ十二三に過ぎないだけ、止りまゝす、動きまゝすの雑作が甚だ妙く、線路が一直線で六甲山脈の半腹を横断し風気を浴びつゝ沖の小舟を眺めつつ取る

のだから「オヤ既う梅田か」と吃驚する位、道中が極めて愉快である、夏向きだけに殊に愉快であった、而も二十四台のボギーが最新式に出来上つて居て、九十人乗の二百六十馬力、鉄柱と鉄筋コンクリート柱を武庫川を境界に半々に樹て分け、電線のカテナリ式に引いて動揺を防ぎ、エマーゼンブレーキと云ふ難かしい名のブレーキを使って、従来の半分と云ふ惰力で止める、何から何まで新式づくめ成る程是なら阪神と競争が出来やうと感心して試運転を終る、納涼行、月見行には先づ類がなからう (一記者) (二六日付)

【阪神国道電車開通】

【神戸又新日報】昭和二年(一九二七)七月

阪神国道電車は明日から乗れる

けふ停留所設置の認可指令が下る

神戸始発は朝五時半終発午前零時

八分間毎に発車する

擦った揉んだで一箇月余りも開通の遅れに阪神国道電車

は、卅日に至り漸く停留所設置の認可指令が公電で俱保安課に届いた。そして右の認可指令に伴ふ条件として、一神崎大橋及び武庫大橋の両停留場は、之を道路幅員十五間以上の位置に変更する事
二各停留場と安全地帯を設置し、尚其設計に關しては兵庫県知事及び大阪府知事の認可を受けること
三安全地帯は之を嵩上敷として該箇所に於ける安全地帯幅員は、十四尺以上として相当照明設備を為す事

の三項が附帯されてゐた。この指令に接した同国道電車の職員は、十四尺以上として相当照明設備を為す事でも早朝から寺沢運転部長・桂川工務部長・中谷技師や社員が保安課に出頭し最後の運輸開始の認可を求めてゐた。右の認可は目下知事は地方長官會議で上京不在中であるが、既に許可の準備一切が整つてゐる為め小栗内務部長の代決で正午認可が出たので、同電車の社員は更に右の書類を抱へ大阪府へ駆付け同様運輸開始の認可を得たから、空で走つてゐた同電車もいよゝ七月一日から既記の乗車賃で乗客を乗せ運転することになった。尚停留所の安全地帯設置の計画内容を上申せしめ許可を与へ

てから二ヶ月以内に竣成せしめ、之れにて全く諸般の設備を完成せしめることゝなつた。次ぎに運輸開始の暁大阪神戸両終点の始発は毎日午前四時半浜田車庫を發した電車が、神戸と大阪に向け出發し神戸終点始発午前五時半、大阪終点始発午前五時となつてゐた。そして初発後は八分間発車で終発は何れも午前零時兩終点を發車することゝなつてゐる。

全線停留所 神戸東口・求女塚・大石川・桜口・徳井・御影・住吉・魚崎・森×・芦屋川・打出・西宮西口・西宮戎口・西宮東口・北今津・甲子園口・武庫大橋・×浜田車庫前・浪花・尼崎・大切・杭瀬・野崎大橋・野里・淀川大橋・大阪西野田(×印は停留所)
市街区(六錢) 神戸―住吉間・神崎大橋―西野田間
特別区間(十錢) 大物―西宮西口間・西宮東口―桜口間
(二日付)

【阪急芦屋バス営業許可】『神戸又新日報』昭和三年（一九二八）七月

芦屋バス許可
営業は本月末

阪急電鉄会社出願の蘆屋乗合自動車営業運転はこの程許可されたので、廿六日使用自動車三台の車体検査を受け、本月末から愈よ蘆屋川阪急停留所から蘆屋署前を経て、海岸に到る線路を十銭均一の料金で運転開始することになった。
(二七日付)

【阪神旧国道バス開通】『神戸又新日報』昭和六年（一九三二）十二月

阪神旧国道バス一愈よ十五日開通
大石停留所から尼崎市まで
南浜の交通に便利

乗車賃銀の認可がおくれ本年中には開通出来まいと案じられてゐた阪神電鉄経営の阪神旧国道バスはこのほど乗車賃の認可があったので、いよいよ十五日から神戸大石

停留所―尼崎市南竹屋町間の旧国道をバスが走ることに
なった、これによって一部タクシー営業者等の反対はあ
つたが、久しく省みられなかつた阪神間南部浜側方面の
交通が非常に便利になつた訳である。

全線を出屋敷―久寿川今津町―打出宮川―魚崎明治橋―
大石間の四区に分ち一区片道十銭別に乙女塚―十善寺間
は一区、この外に特区として打出若宮―深江役場前、魚
崎市場前―御影停留所前、住吉停留所前―石屋川間の三
ヶ区を片道六銭、小児は半額とし、営業時間は当分双方
からの初発午前七時、終発午後五時四十六分、運転間隔
は出屋敷―打出間二十分、打出―大石間十分、十善寺線
は石屋川発が初発午前七時終発午後六時四十分、十善寺
発が初発午前七時十分、終発午後七時で十五分毎に発車。
(一三日付)

4 産 業

【素麺同業者人名及納屋敷記載簿】

井床利平家文書
明治十八年（一八八五）十二月

(表紙)

明治十八年十二月
素麺同業者人名及
納屋敷記載簿

兔原郡
老番組
幸田種吉
天王寺谷種次郎
打出村
式納屋
大和市右衛門

久保治右衛門
高橋伊兵衛
高橋小左衛門
井床治平
井床利平治
助野庄兵衛
高橋八蔵
高橋松蔵
拾納屋
三条村
小阪久兵衛
小橋富蔵
式納屋
東森村
大仁四良左衛門
村上喜平次
大仁久兵衛
三納屋

深江村
飯田栄次郎
野田久作
名代音松
寺田音松
長井庄八
九谷弥右衛門
松尾勘左衛門
七納屋

一金貳円 書記小使給料・車共
一金五拾五銭 サケ桶・手洗桶・小桶
一金四銭五厘 筆式本
八金五拾五円拾六銭五厘
創立費 百四十七割、老納屋ニ付卅七銭六厘
郡会費 七拾三円八拾銭
百四十七割、老納屋ニ付五十銭三厘
合テ老納屋ニ付八拾七銭九厘

一 老番組納屋數總計
式拾四納屋

(中略)

素麵製造高及ヒ販売高本年一二月分至急左記ニ雖
形ニヨリ調査相成度及御依頼候也

十九年一月製造高何程
全上 販売高何程
全二月 製造高何程
全上 販売高何程

撰州蕪菜麵營業組合役員
頭取 田中村 松田新七
副頭取 魚崎村 篠部長蔵
老番組行事 芦屋村 井床利平次
全委員 深江村 飯田栄三郎
全上 東森村 村上喜平次
全上 三条村 小阪久兵衛
老番組行事 青木村 上塚太助
全行事 横屋村 松田源三郎

相成候也

明治十九年二月十二日

支配人 福井浅次郎

老番組行事
芦屋村
井床利平次殿

一本業組合、企業者ニ使雇スル職工人之寄留之写何府県
下何国何郡何郷何ノ某何年月何日生之ヲ詳細取調明廿
九日限り当事務所へ申出被成度候、事務所ニ於テ鑑札
附与之都合モ有之候条大至急御申出被成度候也
兎原郡素麵營業組合

明治十九年
十二月廿八日

事務所

老番組行事
青屋村
井床利平次殿

全委員	青木村	平田平四郎
全上	青木村	藤谷治右衛門
全上	横屋村	西田利右衛門
全上	魚崎村	山崎新左衛門
全上	同村	浜田宗兵衛
三番組行事	田辺村	末谷勝之進
全委員	北畑村	西川又四郎
四番組行事	住吉村	植田作次郎
全委員	郡家村	谷田甚三郎
全上	御影村	司尾佐兵衛
全上	徳井村	堂内長左衛門
全上	石屋村	大和田源助
五番組行事	河原村	辻伊兵衛
全委員	原田村	並井伊兵衛
全上	新在家村	見掛松次郎
六番組行事	同村	山村政右衛門
全委員	同村	飯田吉次郎

右人名撰挙相成候条御通達候間、企業者一同ニ御通知

【菟原郡深江村外三ヶ村戸長役場聯合第一回勸業
會問題】井床利平家文書
明治二十一年(一八八八)五月

武庫・菟原両郡聯合第三回勸業會成績ニヨリ、本部長ヨリ訓示ノ次第モ候條、別冊問題ヲ以テ来ル廿五日当戸長役場ニ於テ第一回勸業會開設ス
右相達候也

明治廿一年五月廿三日

菟原郡深江村外三ヶ村

戸長 久保平兵衛

勸業會議員

井床利平次殿

菟原郡深江村外三ヶ村戸長役場
聯合第一回勸業會問題

一米質改良及俵裝改良規約ノ可否

(説明)

近來米質及俵裝大ニ粗悪ニ流カレ、將サニ世人ノ厭忌ヲ来サントス、之レ蓋シ当業者ノ大ニ猛省スヘキ

秋ナリ、故ニ本部長之ニ見ルアリ、本年四月告示第
三十八号ヲ以テ其改良規約準則ニ基キ加フルニ、速
ニ実行ヲ促カシ粗悪ノ弊ヲ矯ムヘキヲ内諭セラレタ
リ、夫レ郡長意ヲ用キラル、如此況ンヤ当業者ニ於
テヲヤ、之ヲ以テ該準則ニ基キ別紙之通規約ヲ草シ
タレハ、今本會ニ諮リ速ニ実行セシメント欲ス

菟原郡深江村外三ヶ村米質及俵裝改良規約案

第一条 本組合ハ深江村外三ヶ村産出ノ稻米及俵製ヲ改良シ、販路ノ拡張ト共ニ名聲ヲ博クスルヲ以テ目的トス

第二条 本組合ノ地区ハ深江村・芦屋村・三条村・津知村ノ四ヶ村トス

第三条 本組合ハ毎村ノ地主ヲ以テ之レヲ組織ス

第四条 本組合ノ名称ハ菟原郡深江村外三ヶ村聯合米質及俵裝改良組合ト称ス

第五条 改良米ハ其年産出スル米額ノ内毎村田方ノ租税金ヨリ少ナカラサル額ヲ標準トス

第六条 前條改良米ハ左ノ方法ニ抛リ製出スルモノトス

第一項 種子ハ其地質ニ適スル善良ノモノヲ採シ栽植スル事

第二項 米質ニ粗悪ヲ招ク肥料ハ一切施スヘカラサル事

第三項 霜霜ハ降雨ヲ受ケサル様注意シ初ニ充分乾燥シ湿気ナキヲ要スル事

第四項 俵ハ二重俵ヲ用ヒ内俵ハ三ヶ所括リ外俵ハ五ヶ所括リトシ、而シテ立繩ハ二筋ヲ以テ十字形ニ横繩ノ四ヶ所ニ纏括スルモノトス
但シ繩ハ大繩ヲ用ヒ内俵ハ善良ナル前年ノ藁ヲ用ユヘシ

第七条 改良米百般ニ係ル事務ハ組合中毎村委員一名乃至二名ヲ撰定シ、各地惣代ト協力幹旋スルモノトス

第八条 委員ノ撰挙ハ各地主ヲシテ定員ノ三倍ヲ撰挙セシメ、其中ニ就キ所轄戸長及ヒ各村惣代協議ノ上撰定スルモノトス

第九条 委員ハ改良米積立ノ期日ト其場所トヲ定メ三日以前ニ廣告シ、該村惣代ト共ニ米質ノ優劣及ヒ俵製ノ

精粗ヲ審判シ、左記ノ各項ニ照ラシ品位ノ等級ヲ定ムルモノトス

第一 米質及乾燥ノ良否ヲ識別スル事

第二 五勺ノ内籾二粒以上以下ヲ檢スル事

第三 悪米及碎米等ノ混入有無ヲ檢スル事

第四 俵裝ノ精粗ヲ檢スル事

第五 米俵内外ノ混湿ヲ檢スル事

第十条 委員ニ於テ前條ニ抛リ改良米ト見認メタルトキハ、左形符標ヲ付シ世人ニ知ラシムルモノトス

何	明治何年	何郡何組
何	改良米四斗二升入	米主何某印
等	審査委員 何某印	
	寸法ハ半紙四ツ切り	
外札竹	明治何年	何郡何組
	改良米四斗二升入	米主何某
	寸法 横 一尺五寸	
	縦 五 分	

一 俵印 何 何 組 巾長 五寸 三寸 黒印 等

第十二条 改良米ハ各村便宜ノ地ニ集メ競売スルモノトス
第十三条 本組合ノ費用ハ其実費ヲ各地主所有ノ田反別ニ賦課徴収スルモノトス

【水車貸借契約書】井床利平家文書 明治二十三年(一八九〇)八月

水車貸借契約書

菟原郡精進村ノ内菅屋村第百五番屋敷
一 水車老ケ所
并ニ別紙附属品共

右水車并ニ別紙附属品今般相對ノ上貸借契約スル左ニ

第一条

一 貸借期限ハ明治廿三年八月十七日ヨリ明治廿八年七月三十日迄五ヶ年間ニシテ、此借受宿料金六百六拾五円也

第二条

第一条ニ掲ケタル宿料ハ借主ヨリ左ノ九期ヲ次テ貸主ヘ無違議払渡スベキ事
但シ宿料ヲ取引シタルトキハ貸主ヨリ借主エ領收書ヲ渡スベキ事

第壹期金百三拾三元 明治廿三年九月廿五日

第二期金六拾七円 全廿四年九月廿五日

第三期金六拾六円 全廿四年十二月廿五日

第四期 六拾七円 全廿五年九月廿五日

第五期金六拾六円 全廿五年十二月廿五日

第六期金六拾七円 全廿六年九月廿五日

第七期金六拾六円 全廿六年十二月廿五日

第八期金六拾七円 全廿七年九月廿五日

第九期金六拾六円 全廿七年十二月廿五日

第三条

左ニ掲タル物件ニシテ契約期限内、若シ破損シタルトキハ貸主ニ於テ之レヲ修繕スベキモノトス

第一 約 第三 土井并ニ井手筋

第二 約冊 第四 水真棒

第四条

別紙附属品ノ内、第三条外ノ物件若シ破損ヲ生ジタルトキハ借主ニ於テ之ヲ修繕スベキモノトス

第五条

該水車ハ菅屋谷総水ノ七分則チ十分ノ七ヲ使用營業スルモノトス、又該水車ニ住居スル人牛馬ノ肥尿及ヒ該水車ヨリ生ズル灰等ハ貸主之レヲ収ムルモノトス

第六条

該水車ニ對シ要スル費用ノ内、營業税及ヒ役場費ハ貸主ノ負担トシ、其他營業上生ズル処ノ費用ハ總テ借主ノ負担トス

第七条

本契約ハ天災火災等アルニアラザレバ、双方共決シテ破約スルヲ得ズ

第八条

第一条ノ本契約満期ノ節ハ借主ヨリ借受タル水車納家并ニ別紙附属品等不足無貸主エ引渡シ、全時ニ該水車ヲ取去ルベク事

第九条

契約中借主ニ於テ本契約ヲ破約シタルトキハ、貸主ヨリ其破約ニ拠テ生シタル相当ノ損害金并ニ其費用等ハ一切請求セラル、トキハ借主ニ於テ之ヲ要償スルノ責任アルモノトス

第十条

貸主ニ於テモ前第九条ノ如ク破約シタルトキハ又同ジ右箇条決シテ破約仕ラザル事確実也、為後証契約書式通ヲ製シ双方共之ニ捺印シテ、各卷通宛所持スルモノトス

明治廿三年八月十七日

菟原郡精進村ノ内菅屋村 同村 借主 高橋松藏

貸主 井床利平次

【水車道具帳】井床利平家文書 明治二十三年(一八九〇)十月

兵庫縣摂津国菟原郡精進村ノ内菅屋村字角石千八百廿七番地ニ有之水車附属物品左ニ

一白數 但シ投ドウツキ共 四拾四個
 一米トウシ 但シ綱共 壹組
 一杓 但シ直徑一丈八尺 貳輛
 一黒米船 壹艘
 一白米船 壹艘
 一挽臼 貳組
 一トウシ 但シ小道具共 三組
 全県全国全郡全村ノ内同村字奥山巻番ノ六地ニ有之水車
 附属物品左ニ
 一挽臼 貳組
 一杓 壹輛
 一トウシ 三組
 一トウシ 一式
 一萬力、外ニ附属小道具一式
 右ハ本証書入水車附属品ニシテ共ニ書入置候事相違無之候也

兵庫県菟原郡精道村ノ内
 青屋村三拾六番屋敷
 明治廿三年十月十六日 負債主 井戸利平次
 債主 淡野権四郎殿

【明治三〇年精道村生産状況】

「明治三十一年起決議綴」
 明治三十一年(一八九八)
 自作及小作地並ニ同戸数 明治三十年十二月卅一日現在

戸数	自作		小作		計
	数量	金額	数量	金額	
田	10戸	3000	3戸	1000	4戸 4000
畑	3戸	300	2戸	600	5戸 900
農業其他戸数	明治三十年十二月卅一日現在				
農業	300	200	200	200	400
商業	200	200	200	200	400
工業	200	200	200	200	400
漁業	200	200	200	200	400
雜業	200	200	200	200	400
無職計業	200	200	200	200	400

牛馬(馬ハ実数無シ) 三十年十二月卅一日現在

牛	年末現数		上ノ内		死
	牝	牡	牝	牡	
内種	10	10	10	10	0
雜種	10	10	10	10	0
外種	10	10	10	10	0
計	30	30	30	30	0

山林 三十年分

山林	植		伐	
	新植	補植	皆伐	薪炭
反別木数	1000	1000	1000	1000
木数	1000	1000	1000	1000
伐間伐	1000	1000	1000	1000
伐間伐	1000	1000	1000	1000

石材 三十年分

品名	産地	数量	価額
御影石	武庫郡精道村	300	6000

漁村 三十年十二月卅一日現在

浜浦湖川名	浜浦所属地名	五間以上	五間以下	三間以下	計
浜浦湖川名	浜浦所属地名	船数	船数	船数	船数

漁獲物 三十年分

浜浦湖川名	武庫郡精道村内青屋村浜	計
数量	数量	数量
価額	価額	価額

水産製造物 三十年分

武庫郡精道村内青屋村浜	数量	価額
干鰯	200	400

七食用及特用農産物 明治三十年分

品名	食用農産物		特用農産物	
	反別	高收	反別	高收
甘藷	100	100	100	100
大豆	100	100	100	100
小豆	100	100	100	100
蚕豆	100	100	100	100
豌豆	100	100	100	100
小麦	100	100	100	100
粟	100	100	100	100
黍	100	100	100	100
稷	100	100	100	100
高粱	100	100	100	100
苧麻	100	100	100	100
棉花	100	100	100	100
烟草	100	100	100	100

素麵 三十年分

製造戸数	数量	価額	備考
1戸	1000	1000	

蘆屋鉦泉浴客表 明治三十年五月ヨリ十二月迄分

月次	内 国 人		外 国 人		通 計
	健康者	疾病者	健康者	疾病者	
五月	九〇	〇	〇	〇	九〇
六月	三三	〇	〇	〇	三三
七月	三六	〇	〇	〇	三六
八月	三六	〇	〇	〇	三六
九月	三三	〇	〇	〇	三三
十月	三九	〇	〇	〇	三九
十一月	二七	〇	〇	〇	二七
十二月	二六	〇	〇	〇	二六
合計	三〇六	〇	〇	〇	三〇六

備考 明治三十年五月ヨリ開業候モノ也

右之通り候也

明治卅一年一月廿五日

郡役処宛

役場

【アンチモニー製錬技師居留地外僑寓証票】
 「明治三十一年起決議」
 明治三十一年（一八九八）六月

近 代 篇

私雇外国人居留地外僑寓証票

兵庫県平民範多範三郎備

英吉利国人

イバン、エー、サルマン

Evan A. Sulman

右ハ明治三十一年七月一日ヨリ同三十四年六月三十日マ
 テ安質母尼製煉教師トシテ雇入中、兵庫郡精道村ノ内芦
 屋村式百五拾番邸ニ有之雇主所有ノ家屋へ寄住相致候
 義、外務省ノ許可ヲ得聞届候事

但裏面心得書ノ箇条ハ、雇主ヨリ前以テ外国人へ申

聞処書取置ヘキ事

明治卅一年六月十八日

兵庫県印

裏面

私雇外国人居留地外僑寓中雇主ノ心得

一私雇ノ外国人免許ヲ得テ、居留地外ニ僑寓スルモノハ
 總テ該地方ノ規則ニ遵依セシムヘシ、若シ区戸長又ハ

巡查ヨリ指令布達スル地方関係ノ規則ヲ外国人守ラサ
 ル時ハ、雇中ト雖雇主ニ申付、其僑寓ヲ指止ムヘシ

一外国人雇入満期又ハ事故アリテ中途解約ノ節トモ、其
 翌日雇主ヨリ此証票ヲ返却スヘシ

一外国人居留地外へ僑寓中、巡查又区戸長時々証票ヲ検
 査スル為メ寓居へ入来ル事アルヘシ、若シ之レヲ示サ
 ムル者ハ雇主ニ申付、其場僑寓スルヲ指止ムヘシ

一外国人居留地外僑寓中日本人ト商買取引ヲ為スヲ許
 サス、万一商買上ニ関シ、右ニ紛ラシキ所業アラバ、
 雇主ニ申付其場所ニ僑寓スルヲ指止ムヘシ

一遊繩免許鑑札ヲ所持スルモノト雖、内地ニ入ラハ発砲
 遊繩スルヲ許サス

【地曳網新規営業届】野田家文書
 明治四十二年（一九〇九）四月

新規営業届

武庫郡精道村ノ内打出村

中島伊三郎

右ハ今般地曳網営業致度候、就テハ左記事項確守可仕候

ナリ

左記

一当浦漁業組合規約ヲ確ク相守ル事

二組合ニ係ル経費負担スル事

三武庫郡水産組合ニ係ル経費負担スル事

四当組合ノ協義事項ニ対シ破談セザル事

以上

前記事項能ク了承ノ上右開業致候条御聞届相成度、此段

及御届候也

明治四十二年四月

右

中島伊三郎印

精道村漁業組合
 理事 山村吉蔵殿

【市制施行時の商工業】「市制施行三開スル級」昭和十四年（一九三九）

年次	生産額調				計
	農産	畜産	水産	林産	
昭和十一年	六八〇、三〇〇	一、〇〇〇	二〇〇	一〇〇	六八〇、六〇〇
昭和十二年	六八〇、三〇〇	一、〇〇〇	二〇〇	一〇〇	六八〇、六〇〇
昭和十三年	六八〇、三〇〇	一、〇〇〇	二〇〇	一〇〇	六八〇、六〇〇
昭和十四年	六八〇、三〇〇	一、〇〇〇	二〇〇	一〇〇	六八〇、六〇〇

各種産業団体ノ概況

本村産業団体ノ主タルモノハ精道商工会ノミニシテ之レガ事業ヲ掲記セバ左ノ如シ

一 精道商工会

商工業者ノ進展ニ立脚シテ昭和十一年創立シ爾來漸次発展シ現在会員三〇〇名ヲ有シ、主タル事業トシテハ店舗内外ノ裝飾・改善・優良店員ノ表彰・商工改善講話会ノ開催・店員慰勞施設・優良各先進地方ノ施設視察等ヲ毎年実施シテ商工業ノ発展ニ資スル所アリ、而シテ本年度（昭和十四年度）一ケ年ノ総経費二千二百円ヲ要シ本村実業方面ニ於ケル唯一ノ機関トナリツツアリ

株式會社之部

名称	所在地	創立年月日	資本金総額
東洋牛乳	精道村芦屋	明治四十五年三月一日	五〇〇〇
松岡汽船	精道村芦屋	大正二十五年七月二十五日	一〇〇〇〇〇〇
矢満喜商事	精道村芦屋	昭和十四年九月十日	一〇〇〇〇〇
芦屋駅前	精道村芦屋	昭和十五年一月十五日	五〇〇〇〇
タクシ	精道村芦屋	昭和二年二月二十四日	五〇〇〇〇
芦屋合同運送	精道村芦屋	昭和二年七月二十日	五〇〇〇〇
青屋衛生	精道村津知	昭和六年四月二十日	五〇〇〇〇
材料製造所	精道村津知	昭和九年六月二十日	五〇〇〇〇
阪神山手土地	精道村芦屋	昭和十一年四月二十日	五〇〇〇〇
中央興業	精道村芦屋	昭和十二年九月二十九日	五〇〇〇〇
をびや商店	精道村芦屋	昭和十二年一月二十日	五〇〇〇〇
日本建築	精道村芦屋	昭和十二年一月二十日	五〇〇〇〇
直営會社	精道村芦屋	昭和十二年一月二十日	五〇〇〇〇
長慶會社	精道村芦屋	昭和十四年五月五日	一〇〇〇〇〇〇
三星製作所	精道村芦屋	昭和十四年五月五日	一〇〇〇〇〇〇

名称	所在地	創立年月日	出資金
丸佐商店	精道村芦屋	昭和十四年八月十一日	一〇〇〇〇〇
新長崎炭礦	精道村芦屋	昭和十二年十二月十五日	一〇〇〇〇〇〇
電業社	精道村芦屋	昭和十四年十月四日	一〇〇〇〇〇

名称	所在地	創立年月日	出資金
万国塗料	精道村打出	明治四十四年九月十五日	一〇〇〇〇〇
製造所	精道村芦屋	昭和九年三月二十八日	一〇〇〇〇〇
トキ	精道村芦屋	昭和十年二月一日	一〇〇〇〇〇
食料品店	精道村津知	昭和十年五月二十七日	四〇〇〇〇
木村健商店	精道村芦屋	昭和十年七月一日	三〇〇〇〇〇
斎藤試験機	精道村芦屋	昭和十年四月二日	一〇〇〇〇〇
相談所	精道村芦屋	昭和十年十一月十七日	五〇〇〇〇
伊藤長	精道村芦屋	昭和十一年四月二日	一〇〇〇〇〇
福井精肉店	精道村芦屋	昭和十一年十一月十七日	一〇〇〇〇〇
筒井合資会社	精道村芦屋	昭和十三年三月七日	一〇〇〇〇〇
杉谷浩商店	精道村芦屋	昭和十三年六月八日	四〇〇〇〇
安原製綿所	精道村芦屋	昭和十四年三月二十六日	五〇〇〇〇
カクイ	精道村芦屋		
食料品店	精道村芦屋		

合名會社之部

名称	所在地	創立年月日	出資金
足立商店	精道村芦屋	昭和六年四月二十五日	七〇〇〇
永井合名會社	精道村津知	昭和六年七月十七日	一〇〇〇〇〇
芦屋軒	精道村芦屋	昭和六年十一月廿六日	六〇〇〇
久保田商店	精道村芦屋	昭和八年二月二十二日	一〇〇〇〇〇
壺坂商店	精道村芦屋	昭和八年二月二十五日	七〇〇〇
植芳本店	精道村芦屋	昭和九年一月十日	五〇〇〇〇
魚重	精道村芦屋	昭和九年三月十四日	六〇〇〇
共信社	精道村芦屋	昭和十年四月二十六日	三〇〇〇〇
宮本若松商店	精道村芦屋	昭和十年五月一日	一〇〇〇〇〇
芦屋商事	精道村芦屋	昭和十年十一月一日	四〇〇〇〇
矢島商店	精道村芦屋	昭和十一年二月九日	一〇〇〇〇〇
大阪杉山	精道村芦屋	昭和十二年十二月十二日	五〇〇〇〇〇
合名會社	精道村芦屋	昭和十二年三月十四日	五〇〇〇〇〇
猿丸合名會社	精道村芦屋	昭和十四年三月十四日	五〇〇〇〇〇

【打出夜学会】

「兵庫県初等教育事蹟」
明治四十四年（一九一一年）七月

一 武庫郡精道村齋藤幾太氏ノ青年教育

武庫郡精道村打出ノ地ハ北ニ青嶺ヲ負ヒ南ニ大阪湾ヲ控ヘ風光明媚ニシテ富豪ノ別邸ヲ設クルモノ少カラズ、其ノ阪神両市ノ中間ニ位置シ交通極メテ便利ナルヲ以テ所謂物質上ノ文明ニ接触スルモノ多キモ精神上ノ修養ハコレニ伴ハザルノ状況アリキ、是レ四囲ノ環境ノ然ラシムル所ニシテ一般ニ已ムヲ得ザルモノト認メラレタリ、然ルニ十余年前ヨリ本村内字堂ノ上ナル幽邃ノ地ニ居ヲトシ風月ヲ友トシテ静ニ世ヲ送レル実業界ノ成功者齋藤幾太氏アリ、夙ニ公益ヲ広ムルノ志篤ク本村進歩ノ程度ガ他村ニ後レタルヲ慨シ、如何ニモシテ村風ヲ作興シ世ノ進歩ニ後レザラシメ善良ナル国民ヲ以テ充タサレタル世ノ所謂模範村トモナラシメントノ誠意ヲ以テ青年教育ノ一日モ忽ニナスベキニアラザル事ヲ村ノ協議員等ニ説キ勸メシニ、皆喜デ其好意ニシタガヒ只管ソノ尽力ヲ乞ヒタレバ同氏ハ快クコレヲ諾シ、茲ニ打出青年夜学会ノ名

称ノモトニ明治三十八年五月二十一日ヲ以テ開会ノ式ヲ挙ゲ、以来同村氏神境内ナル観音堂ヲ以テ会場ニ充テ青年教育ヲナシタルニ、漸ク其狭隘ヲ告グルニ至リシカバ村民相謀リテ明治三十八年中新ニ同境内ニ会場ヲ築キ青年ノ教育ヲ続ケシニ、会長ノ居宅ト離隔セルガため監督上不便尠カラズ是ニ會長齋藤氏ハ独力巨資ヲ投ジテ地ヲ自己境内ノ一区域ニ相シ、更ニ完全ナル夜学舎ヲ設ケ明治四十一年十一月三日天長ノ佳節ヲトシ移転開業ノ式ヲ挙ゲ専ラ意ヲ青年ノ薰陶ニ用ヒツ、アリ、夜学ノ組織及学科等左ノ如シ

近 代 篇

組 織

生徒ニ打出村在住ノ青年ニシテ小学教育ヲ終リタルモノヲ集メ、甲乙丙ノ三組ニ分チ會長幹事監督ノ下ニ滿二十五歳ニ至ル迄教師ノ教訓ヲ受ケシム、現在籍甲科二十五合・乙科四十一名・丙科五十二名計百五十五名内二十六名ハ他ニ出稼ギ中ニツキ出席者ハ七十九名ナリ

役員ニ會長一人本会ノ總理ヲナス、即チ教育上ノ施設（教具・校舎・衛生上ノ設備、教員・講師ノ囑託、役員

— 658 —

ノ任命）生徒ノ監督（毎夜夜学会場ニ臨ミ青年ヲ監督シ、修身上ノ訓話ヲ為シ身ヲ以テ青年ヲ率キ、偶素行ノ修マラザルモノアルトキハ懇ニ其不心得ヲ諭シ、善事アラバ宛モ自家ノ事ノ如ク喜ビ、且ツ之ヲ賞シ衆ヲ励シ只管其善良國民タルノ域ニ近ヅカシメントヲ希望セルガ如シ、又常ニ出席ノ督促ニ意ヲ用ヒ欠席者アルトキハ幹事ニツキテ其理由ヲ質シ、事情ニヨリテハ幹事ヲシテ生徒ノ家庭ニツキ伴ヒ来ラシムルナド）殆ド寢食ヲ忘レテ青年教育ノためニ尽シツ、アリ、教師一人生徒ノ教育ヲ掌ル名譽講師四名何レモ熱心ナル教育家ニシテ時々本夜学会ニ臨ミ修身上ノ訓話ヲナシ青年ヲシテ行ヲ正シクシ善良ナル帝國民タラシメントニ勉メ、常務幹事二名毎夜々学会場ニ出デ生徒ノ監督出席ノ取調ヲナシ、欠席届出ノ青年ニシテ事情取調ノ必用アルモノニ就テハ一々家庭ヲ訪問シ其結果ニツキ状ヲ具シテ會長ニ申出デ其裁決ヲ仰グコト、ナリ居レリ、現今ノ常務幹事ハ何レモ熱誠ニ生徒ノ家庭ニ於ケル操行ニ注意シ、常ニ怠ラズ其欠席ヲ誠メ出席ヲ督促シ万事會長ヲ補佐シテ同会ニ尽セリ、幹

事ハ各町ニ一名其区ノ青年ノ身上ニツキ操行出欠席監督ヲナシ、必要ニ応ジ會長ノ命ヲ受ケ青年行為ノ取調ヲナシ、不良者ニハ訓誡ヲ加ヘ常ニ競ツテ善良ナル者タラシムル様指導セリ

二 教授ノ主義及其方針

青年ノ教育ハ専ラ家庭教育ノ主義ニ基ツキ、會長教師ハ父母、甲科生ハ兄、乙丙科生ハ弟ノ如ク長ハ幼ヲ愛シ幼ハ長ヲ敬ヒ互ニ訓誡規諫シテ會長教師ノ命ニ背カザランコトヲツトメツ、アリ、且ツ同会ノ特色トスル所ハ修身上ノ說話ニヨリ其実践躬行ヲ促スコトヲ第一トシ、学業ノ如キハ附帶事業トシテ寧ロ第二位ニ置クモノナリ、即チ生徒タラシメントヨリハ善良ナル國民タラシメントスルニアリサレバ専ラ其ノ方針ニ添ハンコトヲツトメツ、青年ノ教育ヲ為セリ

三 学科目ト教授時間

每週教授時間數一五（修身五・國語五・算術五）、特別教授時間數每月凡一二（擊劍回数六、毎回凡二時間宛）、但地理・歴史・理科等ハ別ニ独立シタル一学科目トシテ

5 教 育

— 659 —

教授スルコトナク、唯国語科教授ノ材料トシテ取扱フコト、セリ

四 青年欠席ノ手續

欠席セントスルモノハ一夜限リノモノハ臨時組長ヲ以テ其事由ヲ伝言シ、二夜以上ニ亘ルモノハ予メ其事由ヲ具シテ常務幹事ヘ申出サシム

五 賞 罰

出席日数ノ多キモノ(皆勤三箇月ニ亘ルモノ)ハ褒状ニ賞品ヲ添ヘテ之ヲ与ヘ、尚三箇月ヲ加フルモノハ重ネテ重クコレヲ賞シ以テ出席ノ奨励ヲナス、然レドモ賞品ヲ望ミテ出席スル者トテハナク全ク会長ノ義氣ト好意ニ感ジテ出席シ、以テ月ニ皆勤者ノ数ヲ増シツ、アリ

六 効 果

同会創立以來青年ノ風紀一般ニ緊張シ、從テ遊里ニ歩ヲ狂グルノ輩喧嘩口論ヲナスノ徒ナド何レモ其跡ヲ絶チタリ、此ノ如ク消極的ノ効果ヲ奏シタルノミナラズ公德ヲ重ンジ人ヲ先ニシ己ヲ後ニスルノ美風ヲ生ジ、常ニ各自家業ヲ励ミ父母兄弟ニ対シテ孝悌ノ道ヲ守ルモノ多キヲ

加ヘ、延イテ村内ノ風俗稍醇厚ニ赴キ彼ノ納税ノ如キモ頓ニ怠納者ノ数ヲ減ズルニ至レリト云フ

【芦屋児童の村小学校の創設】

【新教育場としての芦屋児童の村】
大正十五年(一九二六)十一月

一 創立

認可 大正十四年三月三十一日

開校 大正十四年四月一日

設立者

野口援太郎
下中弥三郎
桜井 祐男

二 新教育運動の趣意

私だち同志は、人類の福祉を増進するため、社会を正當なる状態に導く最も有効なる手段として、教育者の手による教育運動の必要なるを信じ、其効力の永遠なるを信じます。教育運動は一方に教育制度の革新的改廃を必要とし、他方に自由にして清新なる教育方法の実現を必要とします。而して制度上の革新運動は姑くこれを他の部

面における努力にまち、こゝに先づ最も自由にしてまた真剣なる準備の下に、その方法上の革新運動に出發しようとするものです。

右の趣旨を実現するために本校は生れたわけです。姉妹校として東京に「池袋児童の村」があります。

三 「芦屋児童の村」教育の概要

純然たる児どものための学校です。愛の学園です。校舎の色彩、様式などすべて「児どもの家」といふ感じをみなぎらせ、一教室毎に別棟建の住宅式を採用し、家庭的平和的な気分を十分持たせて愛の学園「児童の村」として恥かしくないやうにいたしてあります。かういふ式の学校は、外国には二三見られますが、日本では全く最初のものです。そこに日本全国から選抜採用された識見高い優秀な教師が、極少人数のお児たち(一学級三十名以内)を収容して、最も懇切熱心に教育が施されています。常にお児たちの美質を尊重し、その美質によつて生きることの歓喜と幸福を会得せしめ生活―学校からいへば学習ですが、その学習を常に愉快欣悦のうちに行は

しめようとしています。それには「草の上の教育」と申して、常に自然の合理的な大法に則り、決して無理を強かず、お児たちの内なる自醒と発奮に待つて最もよき教育が進められます。常にお児たちは「自主」なる嬉しい位置におかれ、いやが上なる学習の開展と生長が輔導啓培されるわけです。かういふ教育においては第一、お児たちの体が頭健となり、氣だてが素直になり、学力がうんと進みます。中等学校入学難の杞憂など全然忘れてしまひます。お児たちの幸福と歓喜がこの上ないことを信じます。

四 「芦屋児童の村」沿革の概要

「蘆屋児童の村」は最初「御影児童の村」と申して、阪急御影停留場近くに普通の民家二棟をかりて、初めて呱呱の声をあげました。そこに儘か十四名のお児たちを収容して一箇年奮闘しました。翌くる年の二月になつて今の土地に半バラックの事務室が出来あがりましたから、一まづそこに移り、新校舎の出来あがるのを待ちました。四月一日、出来あがりましたから速刻はいりました。お児だちも四十名になり今日に来てゐます。漸次、

お見だちが増加の傾向がありますので喜んでゐます。

【芦屋児童の村小学校の児童】

【新教育場としての芦屋児童の村】
大正十五年(一九二六)十一月

児童

現在児童の状況 学校の経済的支持を主として月謝に仰いでゐる関係から、児童もは主に知識階級の子弟が多うございます。会社銀行支配人級の子弟です。したがって学校の教育方針や施設の趣旨を、よく理解していただける利便があつて万事に好都合です。

学校が創立以来経済的に困難であつたにも拘らず、ここまで切抜けて来たといふことはさうした保護者方の深き理解と後援があつた故です。保護者方を職業別にいたしますると次のやうになります。

社員	教師	弁護士	牧師	洋服商	印刷用インキ製造業	計
三	一	一	一	一	一	三
直輸出	酒造業	建築業	建築材料商	骨董商	呉服商	無職
一	一	一	一	一	一	四

また児童もを学年別にいたしますと次のやうになります。現在(大正十五年十月)三十八名ゐます。

学年	1	2	3	4	5	6	計
男	六	六	二	五	一	一	八
女	五	四	〇	一	一	〇	二

それを二組にわけて一・二年を川久保訓導が受持ち、三・四・五・六年を大西訓導が受持つて専念にやつてゐます。

【精道村青年学校学則】

(表紙)

兵庫県武庫郡精道村
青年学校学則

兵庫県武庫郡精道村青年学校学則

第七条 本校ノ教授及訓練科目ハ左ノ如シ

科	課
普通科	修身及公民科 普通学科 職業科 体操科
本科	修身及公民科 普通学科 職業科 教練科
研究科	修身及公民科 普通学科 職業科 教練科
専修科	修身及公民科 職業科

第八条 各科ノ各年ニ於ケル教授及訓練時数並ニ課程表左ノ如シ

教授及訓練科目	課程	
	第一年	第二年
修身及公民科	六	六
普通学科	二〇	二〇
職業科	三	三
体操科	四	四
教練科		
合計	三六	三六

第一章 目的・名称及位置

第一条 本校ハ青年学校令ニ依リ、男子青年ニ対シ、其心身ヲ鍛錬シ、徳性ヲ滋養スルト共ニ、職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ、以テ国民タルノ向上セシムルヲ目的トス

第二条 本校ハ兵庫県武庫郡精道村青年学校ト称ス

第三条 本校ハ兵庫県武庫郡精道村立精道高等小学校ニ之ヲ併設ス

第二章 科並ニ教授及訓練期間

第四条 本校ニハ普通科・本科・研究科及専修科ヲ置ク

第五条 教授及訓練期間ハ普通科二年・本科五年・研究科一年・専修科一年トス

第六条 普通科・本科及研究科ノ生徒ハ同時ニ専修科ノ課程ヲ兼修スルコトヲ得

第三章 教授及訓練科目並ニ教授及訓練時数

病氣其ノ他、已ムラ得ザル事情ノ為、欠席多キ生徒ニ
対シ之カ補充ノ為隨時教授及訓練ヲ行フ事アルベシ

第六章 入学・退学

第十四条 本校ノ普通科第一年ニ入学スルコトヲ得ル者
ハ、尋常小学校卒業者又ハ之ニ相当スル素養アル者ニ
シテ其ノ年三月三十一日ニ於テ満十二年以上ノ者、本
科第一年ニ入学スルコトヲ得ル者ハ普通科修了者、高
等小学校卒業者、又ハ之ニ相当スル素養アル者ニシテ
其ノ年三月三十一日ニ於テ満十四年以上ノ者、研究科
ニ入学スルコトヲ得ルモノハ本科卒業者、又ハ之ニ相
当スル素養アル者ニシテ満十九年以上ノ者トス
専修科ニ入学スル事ヲ得ル者ハ、其年ノ三月三十一日
ニ於テ、満十二年以上ノ者トス
但シ特別ノ事情アル者ハ、其ノ年齢及素養ニ応ジテ相
当科ノ相当年ニ入学セシムルコトアルベシ
第十七条 生徒ニシテ引続キ一月以上他地方ニ滞留シ、
滞留地青年学校ニ於テ教授及訓練ヲ受ケントスル場合

教授 及 訓練 科目	時 数	本 科				
		第一 年	第二 年	第三 年	第四 年	第五 年
修身及 公民科	国民道徳ノ要旨 国民道徳ノ要旨 国民道徳ノ要旨	六	六	六	六	六
普通学 科	国語・数学・地理 数学・理科・音楽 商業中当地ニ 適切ナル事項	六	六	一六	一六	一六
職業科	商業中当地ニ 適切ナル事項	六	六	六	六	六
教練科	技・武 技・武 道操	六	六	六	六	六
合計		二六	二六	二六	二六	二六

教授 及 訓練 科目	時 数	専 修 科	
		第一 年	第二 年
普通学 科	国語・数学・地理 国史・理科・音楽	六	六
職業科	商業中当地ニ 適切ナル事項	六	六
教練科	技・武 技・武 道操	六	六
合計		一八	一八

ハ、学校長ニ届出ツベシ

第八章 雑則

第三条 本校ニ入学シタル者ニハ、所定ノ青年学校手
帳ヲ所持セシム
第三条 本校生徒ニシテ住所及身分等ニツキ変更ヲ生
シタル時ハ其ノ都度届出ツベシ
第三条 本校ハ生徒ヨリ授業料ヲ徴収セズ

【精道村女子青年学校学則】「精道村議会議事録」七月
昭和十年（一九三五）七月
（表紙）

兵庫県武庫郡精道村
女子青年学校学則

兵庫県武庫郡精道村女子青年学校学則

第一章 目的・名称及位置

第一条 本校ハ青年学校令ニ依リ、女子青年ニ対シ其ノ
心身ヲ鍛錬シ、徳性ヲ滋養スルト共ニ職業及實際生活
ニ須要ナル智識技能ヲ授ケ、以テ国民タルノ資質ヲ向
上セシムルヲ目的トス
第二条 本校ハ兵庫県武庫郡精道村女子青年学校ト称ス
第三条 本校ハ兵庫県武庫郡精道村立宮川^{尋常}小学校ニ
之ヲ併設ス

第二章 科並ニ教授及訓練期間

第四条 本校ニハ普通科・本科・研究科及専修科ヲ置ク
第五条 教授及訓練期間ハ普通科二年・本科二年・研究
科一年・専修科六月トス
第六条 普通科・本科及研究科ノ生徒ハ同時ニ専修科ノ
課程ヲ兼修スルコトヲ得

第三章 教授及訓練科目並ニ教授及訓練時数

第七条 本校ノ教授及訓練科目ハ左ノ如シ

科目	普通科		本科	
	第一年度	第二年度	第一年度	第二年度
普通科 修身及公民科・普通学科・職業科・家事及裁縫科・体操科	〇	〇	〇	〇
本科 修身及公民科・普通学科・職業科・家事及裁縫科・体操科	〇	〇	〇	〇
研究科 修身及公民科・普通学科・家事及裁縫科・体操科	〇	〇	〇	〇
専修科 修身及公民科・職業科・家事及裁縫科	〇	〇	〇	〇

第八条 各科ノ各年ニ於ケル教授及訓練時數並ニ課程表左ノ如シ

科目	普通科		本科	
	第一年度	第二年度	第一年度	第二年度
国民道徳ノ要旨・公民心得作法	〇	〇	〇	〇
地理・数学	〇	〇	〇	〇
物理・音楽	〇	〇	〇	〇
地方産業要	〇	〇	〇	〇
職業科	〇	〇	〇	〇
家事及裁縫科	〇	〇	〇	〇

科目	研究科		専修科	
	第一年度	第二年度	第一年度	第二年度
国民道徳ノ要旨・公民心得作法	〇	〇	〇	〇
国民道徳ノ要旨・公民心得作法	〇	〇	〇	〇
家事上ノ要項・裁縫・手芸・洋裁・和裁・茶道・花道	〇	〇	〇	〇
職業科	〇	〇	〇	〇
合計	〇	〇	〇	〇

【精道村教育ノ状況】「市制施行ニ関スル概況」昭和十四年（一九三九）
 精道村教育ノ状況

リテ以テ先ヅ幼児教育ノ機関ヲ完フルニ足ル
 青年教育
 又青年大衆ノ為ニハ精道村青年学校・同女子青年学校アリテ、国民資質ノ向上ニ努力シツツアリ

中等教育
 本村ニ於ケル小学校卒業者ノ上級学校へ入学スル者多数アルノ実状ニ鑑ミ、中等学校設置ノ要望熾烈ナルモ未ダ男子中等学校ノ設置ヲ見ルニ至ラズ、女子中等学校ニツイテハ漸ク昭和十二年四月ヨリ私立芦屋高等女学校ノ開設セラルルアリテ中等教育ノ基礎ヲ為セルモノト謂フベシ

社会教育
 更ニ社会教育機関トシテハ教化修養団体トシテ精道村青年団・同女子青年団・同婦人会・同教育会等アリテ夫々団体ノ本質ニ根ザシテ活動シツツアリ、又之等アラユル教化団体ヲ統合シタルモノニ精道村教化団体聯合会アリ

加盟団体実ニ九ヲ算シ村長・聯合会長トシテ社会教育ニ関スル活動ヲシテ相互強化セシムルヤウ努メツツアリ

本村ニ於ケル教育ノ状況ヲ現時ノ系統体系ニ基キテ其ノ源流ヲ尋ヌレバ、元ヨリ学制ノ頒布ニ其ノ端ヲ発ス、然レトモ之ヲ学制頒布以前ニ遡ルモ由緒アリ、組織アル子弟教育機関存セザルモ弘化年間（紀元二五〇四―七）京都ノ人佐竹某ハ、東芦屋ニ、多中某ハ西芦屋ニ、青山友松軒ハ山芦屋ニ各寺小屋ヲ開キテ子弟ヲ教育セリ、後打出ノ人天津某同村ニ之ヲ設ケテ村内ノ子弟ヲ教育セリト云フ

初等教育
 明治五年七月学制ノ発付セラルルヤ、西芦屋安楽寺ヲ仮教場トシテ小学校ヲ設置シ芦屋小学校ト称シタリ、之レ現在ノ精道小学校ノ前身トナリタルモノナリ、現在本村ニ於ケル公立ノ初等教育機関トシテ前記ノ精道尋常小学校ノ外、宮川尋常小学校・山手尋常小学校・岩園尋常小学校ノ四校アリ、外ニ私立翠ヶ丘尋常小学校アリテ特種ノ教育方針ヲ以テ初等教科ヲ終了セシム

幼児教育
 幼児教育ノ機関トシテハ村立ノ精道幼稚園・宮川幼稚園・山手幼稚園・岩園幼稚園ノ外、私立崇信幼稚園外三園アリ

【日露戦争病傷死者に関する建議】

「精道村議事録」
明治三十七年（一九〇四）十一月

建議

五番（岡田）議員ヨリ左ノ建議ヲ為ス

建議

第一条 本村ニ於ケル出征軍人・名譽ノ戦死者又ハ病没
遭難者ニ対シ、総テ村葬ヲ執行スル事

第二条 本村ニ於ケル出征軍人・傷病者ニ対シ村長ヨリ
村ヲ代表シ、見舞品ヲ寄贈シ又ハ慰問スル事

書記建議案朗読ス

一議長ハ建議採否ヲ會議ニ問フ

満場賛成、建議成立ス

五番（岡田）議員ハ本案成立ニ付テハ村葬執行ノ方法及
経費支出、委員設置等ノ事ヲ決議セラレン事ヲ述ブ
十番（山村）議員ノ發議ニヨリ、村葬執行方法及傷病者

見舞品・寄贈慰問等ハ別紙規定ノ通り実行スル事ニ決
議ス
右之通ニ候也

明治三十七年十一月四日

- 議長 猿丸吉左衛門
- 議員 増谷茂兵衛
- 議員 岡田 慎 吾
- 議員 永井伊佐吉
- 議員 松本又吉
- 議員 大利平吉
- 議員 山村吉藏

明治卅七年拾一月四日

村會議員

岡田慎吾

村會議長

猿丸吉左衛門殿

【所得税から見た阪神沿線】『神戸又新日報』七月

所得税から見た阪神沿線

金持ちの多いのは精道と西宮

それに続いて住吉村

西宮税務署管内の昭和四年度第三種所得税額はこのほど
調査を終へた、それによると (単位千円)
西宮 八六〇・三三 今津 三三三 鳴尾 八〇〇 大庄 三〇〇
武庫 七五 良元 五五 甲東 五五 瓦木 三三
芝 九 大社 三三 精道 二〇 本庄 二二
本山 一七 魚崎 一七 住吉 七 御影 六
合計四千五百一十六千円で、さすが蘆屋のブルジョア地
帯を持った精道村は断然他の市町村を抜いて、西宮市よ

りも上位を占めてゐる、これを種別から見ると

農業 六三 貸家賃宅三〇 商業 七九 工業 〇九
配当 三〇〇 俸給 二八三 賞与 七三 山林 四

恩給 四七 その他 二六五

配当と俸給が大部分を占めてゐる。配当の多いのは住吉
の三、五六八・精道三、〇七九・御影二、一一一といふ順
序で、俸給は精道の二、九三七・西宮二、〇六六・御影
一、五四九・住吉一、五四三となつてゐる。これによつて
阪神沿線の富豪地帯の分布状態が明かに判然するわけ
ある (三一四付)

【近畿防空演習】『神戸又新日報』七月

護りの後の平和朗らか

和やかな阪神沿線

防空演習最終日―精道村では二十七日夜から二十八日朝
にかけて徹宵警戒、住宅街の灯火は完全にかき消されて
只光るものは十六夜の月だけ、闇の地上に引きくらべて

空は無気味に明るく地上に団員の長い影をひく、敵機襲来、爆音が住宅街を驚かすや突如しじまを破って高射砲と機関銃はうなる。九千の精鋭の護りは堅く郷土を護って明るい朝を迎へて、午前六時奮闘した十三分団の全員は宮川小学校に参集して解散式を行なひ、紙谷団長から「好成績だった……」との講評あり、式終らんとする頃銀翼をならべた大編成隊の襲来は、同防護団にとっては将に平和の使者の如く迎へられ、朝露は輝き風の跡の明朗な雰囲気包まれた

(二九日付)

【室戸台風の惨状】

「神戸又新日報」昭和九年(一九三四年)九月

漲る復興気分修禍の中心

阪神の街を行く

二十一日朝の高潮は浜浴ひの蘆屋一帯を前例のない程度にまで荒した、同夜は徹宵非常警戒裡に過し、明ければ二十一日の朝は空も曇り勝ちで、時々太陽が顔を覗かせ再度の不安を思はせたが、午後からは天候も定まり一帯の特に復興気分を目立たせてゐる

(二三日付)

【室戸台風被害詳報】

「神戸又新日報」昭和九年(一九三四年)九月

芦屋被害詳報

復旧に二万円

芦屋署では今回の同署管内における被害調査を次の如く発表した

△精道村(住家) 倒壊一五・半倒壊三二・流失二五・浸水二五三五(非住家) 倒壊三・半倒壊二・流失二・浸水一五(内工場五)、農作物損害四千元、船舶損失五、死亡者一名、負傷者五八名(内官公署員二名)、行方不明三名(中略)

なほ精道村役場では同村の復旧費約二万円見当を見積

住民に初めて安心を与へた、被害の最もひどかった本庄村は風の後の整理に村民・青年団・消防夫等が入りまじって、早くも復旧につとめながら戦場の観を呈し、空地と云ふ空地には濡れた畳や夜具・衣類が積まれて、陽の照りを待ってゐる、蘆屋管内で倒壊家屋の最も多い所だけに浜近の人家附近は到る所、ゴツタ返しで全く足の踏み場もない程である、それから東へ寄った深江から神楽神田の方は豪荘な邸宅が多いだけに被害程度は本庄村程ではないが、所々に見る広い庭園は全くの泥沼と化し、

風雨に破壊された土塀の残骸が余りにも人目を引き、一度海岸へ出て見ると、難攻不落を誇って居た様な頑丈な防壁はあの高潮に一たまりもなく崩壊されて、破片が到る所に散らされて居る、浜蘆屋方面へ来ると、ここも壊れた家屋や板塀の修理に忙しく浜辺近くの製材所では、材木の運搬に忙しく、まるで木材インフレ景気と云つた観を呈して居り、海岸一帯の松原は衣類や家具の乾燥に賑はって居る、なほ蘆屋衛生組合では飲料水の給水を行ひ、井戸がへを為し消毒薬を配給してゐる、魚崎町方面

— 670 —

近 代 篇

てゐる

(二四日付)

【日華事変特別税】

「チラシ」昭和十二年(一九三七年)十月

北支事件特別税に就て

本税は今回の北支事変による国費増加に備ふる為、曩に議会の協賛を経て制定せられたる北支事件特別税法に基き徴収せらるるのでありますが、現在の非常時國家の狀態に克く思を致され挙げて指定期日迄に完納せられ銃後の援護と拳國一致の実を挙げられむ事を望む次第であります

◎北支事件特別税法抜萃

第五条 第三種所得税ヲ納ムル者ノ所得特別税ハ、昭和十二年分第三種所得ニ付、之ヲ賦課シ其ノ所得ニ対スル第三種所得税額(臨時租税増徴法ニ依ル増徴税額ヲ含ム)ノ百分ノ七・五(百円ニ付七円五十銭)ニ相当スル金額ヲ以テ其ノ税額トス

第九条 個人ノ臨時利得特別税ハ昭和十二年分利得ニ

付、之ヲ賦課シ其ノ利得ニ対スル臨時利得税額（臨時
租税増徴法ニ依ル増徴税額ヲ含ム）ノ百分ノ十五（百
円ニ対シ十五円）ニ相当スル金額ヲ以テ其ノ税額トス
第六条三項
第九条二項

第三種所得税ヲ納ムル者ノ所得特別税（個人ノ臨時利
得特別税）ハ其ノ税額ヲ三分シ、左ノ三期ニ於テ之ヲ
徴収ス

第一期 昭和十二年十月
第二期 昭和十三年一月
第三期 昭和十三年三月
昭和十二年十月

精道村役場

◎燃ゆる愛国租税で示せ
◎納税奉公輝く日本
◎銃後の護り我等の税金

【南京陥落の提灯行列】「精道村資料」昭和十二年（一九三七）十二月
精一第四〇六九号
昭和十二年十二月十一日

精道村役場

南京首都陥落提灯行列
提灯行列挙行ノ件

予テ御通知申上置候標記戦捷祝賀運動ハ、愈々本日午後
六時精道小学校ニ集合決行スルコト、致シ候間、右了知
ノ上御部内周知方可然御取計ヒ相成度及御依頼候也

【阪神大風水害の被害状況】

「阪神地方水害記念帳」
昭和十三年（一九三八）七月

芦屋川と高座川

(一) 芦屋川の氾濫に依る被害状況大要

芦屋川は六月下旬以来の降雨に依り増水をなしていた
が、七月五日の早曉に至って豪雨となり上流両岸の崩壊
に依り巨岩・土砂・樹木を流失し続いて城山の東南一帯

の山岳の崩壊があり、芦屋上水道水源地、阪神発電所の崩
壊と共に午前八時頃城山下の新設のダム中止位ダムの西
側が決壊し一大音響と共に激流は土砂岩石を流し附近二
三軒の家屋を全壊又は半壊し下流へと奔ったのである。
一方芦屋川の支流たる高座川に於いても連日の豪雨のた
めロックガーデンよりの土砂の流出甚しく当日増水した
激流は土砂と共に溢れて岸際の二三軒の家を流失せし
め、人一名を死亡せしめつゝ下流へくと押し流して来
たのである。

これより先午前九時頃新国道業平橋は上流よりの土砂・
岩石・流木の為め橋脚を堰止められたため水流は東西に
溢水し浸水家屋を出したのである。

又続いて十時過に至り城山橋・大僧小橋・大僧橋は夫々
溢水流失せしめられ次いで開森橋及御園橋阪急電車線北
側の桜橋は順次上流より押し流された家屋・土砂・岩石・
樹木に依って堰止められ激流は東西に溢水し、殊に開森
橋東の土手の決壊に依り芦屋川の東道路は奔流の中心と
なり水量丈余に達し道路に接する家屋は無惨にも全壊又

は半壊し二階より救ひを求める声人々の哀れを催した
のである。

かくして阪急線北梅橋より西岸より溢れ出た水は、水道
筋を西へ約一丁一階迄位土砂を運び阪急芦屋川停留所西
一丁のガード下を南下し、附近一帯を荒し省線線路上に
土砂を持込んだ。一方東に決壊した水は東芦屋一帯を忽
ち浸水せしめ激流は各道路に氾濫しその水勢は強く殆ん
ど自然のなすがまゝに蹂躪せられ、省線芦屋駅附近に至
り道路より一段と低い線路とを土砂にて埋没し、南下し
て新国道の決壊溢水と合し多数の家屋を浸したのであ
る。

(二) 芦屋川上流被害状況

諸所の両岸壁の崩壊し岩石・土砂を堆積し以前の形を存
せざる箇所すら有る。

(三) 水車谷及河原毛附近

阪急芦屋川停留所山手二丁の城山橋より以北

阪神電車発電所は土砂及流木・岩石の為め川床高くなり
し為め土砂浸入せり。南方の杉浦製粉所に隣接せる猿丸

弁治氏所有の水車小屋の北側がくづれ、芦屋上水道の水源地の殆んど壁際まで崩れ道は通行不能となった。

寺沢氏邸横の川床に先般の水害後に作った堰堤は一部破損した。北部の高尾山の一部崩壊、白井氏邸南の川沿ひの竹藪は半分程流失、笠ヶ塚に属する川東の絶壁は崩壊以上の土砂・岩石・流木の為め川西（河原毛）の宮崎・本出・中村・浪川氏邸は一部破損又は半壊し南隣の山中豊太郎氏邸は川沿いであったので、向側の山（笠ヶ塚野田氏所有）が崩壊した為その土砂が堰となり水が西の方に流れ川幅が狭くなり土砂堆積せしに依り川床非常に高くなりし為め午前九時半過あつと言ふ間に全部流失した。一部西方の高所にあつた土塀を残すのみ、山中氏所有の平家建（城山橋西詰北側）は屋根あたり迄土砂の為め埋まる。

寺沢氏談……芦屋川水車谷

午前五時頃より川西の岸壁（高尾山）が崩壊し七、八時頃に同岸壁は山津浪となりあたかも水と砂とが噴火口の如く落下した。その後は徐々に落下し続けてい

た。その震動は地震の如く数知れぬ巨岩が落下した。午前八時頃新設のダムの上手ダムが岩石・水の激流の為め決潰した。午前六時から十時頃迄の豪雨の為め前記岸壁決潰した為一二分間の間に少し下流の竹藪の岸壁が落下した。水量はその箇所にて二十尺位に増水した。阪神発電所の水の入口が何千貫の巨岩の為め堰かれて停止した。五十年來私は芦屋に住んで居ますが未だこれ程の被害を蒙つたことは有りません。

(四) 高座川の被害状況

午前七時頃高座滝の西、地獄谷の出水甚だしき為め義井氏の家屋全部流失し戸主政治郎氏は阪急停留所附近迄押流され死体となって発見さる。附近の住家も小坂氏宅初め流失せるものあり、小坂氏の談に依ると物すごい濁水の為め一瞬に家は押流された。自分は辛うじて城山に逃げたとの事である。非常な増水の為め狹隘なる兩岸を破壊し岩井邸の裏一部破壊す。私設山芦屋水道鉄管給の如く曲折した。午前九時頃に鉄骨造りの高座橋は兩岸浸蝕され陥落流失、急流の為め川床二三尺低下の異常現象を

呈した。

鉄骨コンクリート造りの法泉寺橋は流木・土砂の為め堰止められてその欄干を破壊されその勢に乗じて濁流は直ぐ下の山口氏専用木造の大僧小橋を破壊流出し土砂の堆積おびたしく平常は川床より四間位高所に位する芦田邸の石塀を破壊し浸入土砂は床上三尺位。

(五) 城山橋附近の被害状況

阪急停留所山手約二丁本流、高座川合流点

高座川下流の大僧橋は土砂の為め埋没し南側の阪上邸（道路より二尺位低い）平家建は軒迄埋没した南隣の川口邸の板塀を破壊し本流の土砂と合して床上二尺位、土砂堆積更に石鍋・野瀬・稲垣邸を水は洗ひ金子邸床上一尺位浸水した。

某青年団員談……（金子邸に就いて）

午前十時半頃金子邸に行くとき水はすでに来て家人は大声で救いを求めた。団員数名は濁水益々増す中に手の施し様もなく一旦引返したが勇気を盛返して家人と共に家に飛込んで逸早く重要な物を取り出し運搬した。

城山橋は午前十時過に溢水し兩岸道路上に土砂堆積し兩岸の家屋に浸入し川西の坂上・川口（一階土砂）・猿丸邸（二階土砂）魚虎事（杉原）・柳生・井上邸は濁水に洗われ一階土砂堆積した。尚川東の藤田・柴田邸は半壊した。杉原氏語る（開森橋西岸）……午前十時半より急激に濁流が押寄せ何物も出ず間がなかった。午前十一時正午頃が一番甚しかった。其の後徐々に水は減ったが、七月十五日頃迄家中を水が小川の如く流れた

(六) 阪神国道附近及其以南海岸防潮堤間の被害状況

新国道業平橋の橋脚は午前九時過に土砂・流木の為め堰止められた濁水は東西に氾濫、一方川西に流れた水は午前十時半頃開森橋附近の氾濫した水は古屋敷、苜屋西ノ口方面を荒し省線路を越え南下し前田、中程を流れた水と合し相当な浸水家屋を出した。

某牛乳店談……（川西国道北側）

ハナヤ勤兵衛写真店近所は八時頃より約二百軒浸入し出した。初め小川・下水がつまり氾濫、国道業平橋の

水が溢水したため濁水最高水量は大人の首程迄来た。
一方川西国道以南の地域は権の深を相当に荒し津知方面迄流れた。

大野氏談に依れば最初早朝より小川の増水に依り床辺迄水が来た。一時引いたが業平橋の氾濫に依り床上程度迄の浸水を見た。

川東国道以南の地域は業平橋氾濫の水と開森橋附近に於ける氾濫の激流と合して芦屋唯一の商店街を床程度に浸水を来たして阪神電車ガード下を通り更に南下し宮川小学校に於いては宮川氾濫水と合し相当甚大な被害を現出した。更に南下せる濁水は先般関西大風水害直後施行せられたる海岸防潮堤に堰止められ水が停滞し附近一帯の住宅は床程度の浸水を見た。

某商店主談……(芦屋三八通)

溝水は早くから溢れ出た。其の後国道業平橋氾濫及阪急附近からの氾濫水の為午前九時頃から急激に浸入して来た。手の施し様なくと見まもる許りで、濁流は街路上を押し流れ水流は午前九時半より午前十時過ぎ迄

最もひどかった。
宮川小学校は午前十一時過ぎから浸水した模様である。

【水害日誌】「水害日誌」昭和十三年(一九三八)七月

水害日誌 自 昭和十三年七月五日 至 昭和十三年七月卅日

七月五日

一早曉ヨリ村内各河川氾濫ノ為メ、消防組青年団人夫総出動、防水作業ニ従事ス

一吏員ノ分担事務ヲ定メ、各其ノ部署ニツク

一芦屋公会堂・精道小学校・山手小学校ニ避難民百十三名収容シ炊出ヲ為ス

七月六日 一災害応急費トシテ、金壹万円専決処分ス

一緊急村会協議会開会、応急対策ニ付協議ス

一芦屋川土砂取除ニ消防組・青年団、人夫二百三十五名出動

一吏員ヲ五班ニ分チ、被害状況ヲ調査ス

従事ス

一岡部県議・馬殿良元村長、水害見舞ニ来村セラル

七月九日 一村会協議会開会、水害対策ニ付協議ス

一勤労奉仕団左ノ通(下略)

七月十日 一大金侍徒住吉川視察セラル、大利村長災害状況ヲ報告ス

一内務大臣水害地視察ノ為メ来村、芦屋川ヲ視察セラル

一有吉尼崎市長・米窪満亮氏水害見舞ニ来村セラル

七月十一日 一緊急村会招集、災害応急費追加予算(三万円)並ニ水害対策委員規程設置ノ件可決ス

一山口兵庫県会議長水害見舞ニ来村セラル

七月十二日 一被害調査委員ニ依ル被害調査ヲ開始ス

七月十三日 一水害対策委員会開会(道路・河川・水道各委員)道路溝渠整理応急処置案ニ付協議ス

一水害関係衛生組合長会開催、前記応急処置案ニ付協議

一樋口鳴尾村長・同松本助役・平瀬県議・和田西宮税務署長・藤山西宮市長・米田西宮市会議長・高寺武庫村長・小野瓦木村助役・野里大庄村長、以上水害見舞ニ来村セラル

七月七日 一午前六時忠魂碑前ニ於テ、支那事変一周年記念式ヲ挙行ス

一衛生組合長会開催、出水ニ依ル道路上ノ土砂取除ニ関シ協議ス

一尼崎市長ヨリ水害見舞並ニ御用申越セラレタキ旨ノ電報アリ、森本主事尼崎市役所ニ出張、応援方ヲ依頼ス

一関西学院高商部学生百五十名、芦屋川業平橋附近ニ於テ土砂除去作業ニ従事ス

一安井御影町助役・池田甲東村助役・井口尼崎市秘書課長・中島西宮市社会課長、以上水害見舞ニ来村セラル

七月八日 一兵庫県知事・永井河港課長、災害状況視察ノ為メ来村、芦屋川ヲ詳細視察セラル

一関西学院高商部学生百五十名、芦屋川土砂除去作業ニ

ス

一 西宮元郡役所ニ於テ臨時武庫郡町村長会開会、復助役出席、水害対策ニ付協議ス

一 神戸市選出代議士砂田重政氏水害地視察ノ為来村セラル

七月十四日

一 午前八時二十分省線芦屋駅着電車ニテ、故陸軍歩兵上等兵神田勇君ノ英靈凱旋サル、村内小学校児童職員・各教化団体・一般村民多数出迎フ

一 西宮市役所ニ於テ、第一回阪神間水害復興期成同盟会開催、大利村長出席

一 住吉村ニ於テ、県主催災害地ニ於ケル青年団ノ勤勞奉仕ノ件ニ付協議ス、復助役出席

七月十五日

一 阪神間水害復興期成同盟会一行兵庫県庁ニ於テ、水害対策ニ付知事ニ陳情、大利村長上席

一 前兵庫県知事岡田周造氏水害見舞ニ来村セラル

一 神戸聯隊区司令官小松大佐水害見舞ニ来村セラル

七月十六日

一 水害対策委員会(道路・河川・水道各委員)開会

一 大藏省書記官式村義雄氏・事務官森尚孝氏水害地視察ニ来村セラル

七月十八日

一 役場ニ於テ、第二回阪神間水害復興期成同盟会開催、大利村長出席

七月十九日

一 水害対策委員会開会(道路・河川・水道各委員)

一 水害関係衛生組合長会開催

七月二十日

一 水害対策兵庫補助方陳情ノ為メ、阪神間水害復興期成同盟会一行上京、大利村長同行、在京ノ本県第二区選出代議士等ト共ニ内務省・大藏省・農林省ニ陳情

七月二十一日

一 午前九時芦屋川土砂取除応援ノ為メ、姫路輜重兵第十聯隊小林部隊三浦隊長以下百八十三名、トラック三十台来村、精道小学校ニ本部ヲ置ク

一 午後四時半頃阪神電車打出停留所踏切ニ於テ、阪神電車ト軍用トラック衝突、七名ノ死傷ヲ出ス

為上京

七月二十九日

一 水害対策水道委員協議会開会

一 被害調査委員ニ依ル被害調査終了ス

七月三十日

一 石渡大蔵次官、災害地視察ノ為来村セラル

一 水害対策河川委員協議会開会

【精道村統後奉公会々々則】「市制施行ニ関スル綴」昭和十四年(一九三九)

精道村奉公会々々

第一条 本会ハ精道村統後奉公会ト称シ、事務所ヲ精道村役場内ニ置ク

第二条 本会ハ国民皆兵ノ本義ト隣保相扶ノ精神トニ基キ、挙郷一致・兵役義務履行ノ準備ヲ整フルト共ニ、軍事援護ノ実施ニ当リ、益々義勇奉公ノ精神ヲ振作スルヲ以テ目的トス

第三条 本会ハ本村ニ居住スル世帯主ヲ以テ之ヲ組織ス

第四条 本会ハ第二条ノ目的ヲ達スル為、関係団体ト緊

一 村長代理復助役・正井在郷軍人分会長及村会議員一行、死傷者収容ノ西宮回生病院及精道小学校ノ本部ヲ見舞フ

七月二十二日

一 昨日ノ衝突事件ニ関シ、兵庫県土木部庶務課長来村
一 死亡輜重兵一等兵鈴木三郎氏・重傷輜重兵二等兵田中久人氏ニ対シ、村ヨリ弔慰金並ニ見舞金ヲ贈呈ス

一 原隊ヨリノ引揚命令ニ依リ、午後二時輜重兵三浦隊引揚グ、役場ヨリ同隊ニ対シ慰問袋贈呈ス

七月二十三日

一 大利村長東京ヨリ帰村

七月二十四日

一 内務参与官、水害地視察ノ為来村セラル

一 西宮市役所ニ於テ、災害地関係町村助役会開会、復助役出席(被害調査ニ関スル件)

一 西宮市役所ニ於テ、第三回阪神間水害復興期成同盟会開催、大利村長出席

七月二十五日

一 阪神間水害復興期成同盟会具議一行、国庫補助運動ノ

密ナル聯絡ヲ保チ、左ノ事業ヲ行フ

- 一 兵役義務心ノ昂揚
- 二 隣保相扶ノ道義心ノ振作
- 三 兵役義務履行ノ準備
- 四 現役又ハ応召軍人、若ハ傷痍軍人並ニ其ノ遺族、家族ノ援護
- 五 勞力奉仕其他家業ノ援助
- 六 弔慰
- 七 慰問、慰藉
- 八 輜軍
- 九 身上及家事相談
- 十 軍事援護思想ノ普及徹底

士其他本会ノ目的達成ニ必要ナル事業
前項事業ノ細目ニ付テハ、理事会ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第五條 本会ノ事業ニ必要ナル經費ハ、會員之ヲ負担スルモノトス
前項ノ負担ノ程度及方法ハ、理事会ノ議決ヲ以テ之ヲ

定ム

第六條 本会ハ特別ノ事情アル會員ニ對シテハ、理事会ノ決議ニ依リ其ノ負担ヲ減免又ハ猶予スルコトヲ得

第七條 本会ハ會員ニ對シ兵役ニ服セザルノ故ヲ以テ、特別ノ負担ヲ為サシメサルモノトス

第九條 會長ハ精道村長ノ職ニ在ル者ヲ以テ之ニ充ツ

第七條 理事会ハ理事ノ半数以上出席スルニ非サレハ、開会スルコトヲ得ス、理事会ノ議事ハ、出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス、可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第二四條 本会ノ基本金及歲計現金ハ、理事会ノ議決ニ依リ郵便貯金ト為シ、又ハ確實ナル銀行等ニ預入レ、又ハ適當ナル方法ニ依リ之ヲ管理スルモノトス

第二六條 本会ノ事業ノ執行及會計ニ付テハ、兵庫縣知事ノ監督ヲ受クルモノトス

附 則
第二九條 本改定會則ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

7 住 宅

【都市と田園附市外生活の幸福】

【市外居住のすすめ】
明治四十一年(一九〇八)一月

都市と田園附市外生活の幸福

大阪府立医学専攻部長医学博士 佐多愛彦君口演

(上略) 大阪は世界中の都会の内でも、其面積の割合に人口の頗る多き事、道路の極めて狭隘なる事、家屋の暗陋なる事、公園の無き事、煤煙の甚しき事等総て不健康なことにかけては、殆ど他に其類を見ぬ位の劣等な土地である。将来其市区の改正、建築法の設定、工場法の施行、衛生法の進歩、公園の新設等に依つて、漸次其弊害を除いて行かなければならぬが、此等は皆永久に亘る至難の問題であつて、一朝一夕に其目的をば達し得べきことではない。されば差当つての所では、斯る不摂生の土地を立退いて、唯勤務の場所とし、別に市外交通の利便を見計つて、樂しき田園生活に付くべきことは特に其必

要とする所である私は再び切に之を諸君に勧告する。

(中略) 序に一言したきは、近頃市外生活の利を知りて、西に南に、電車或は鉄道等を利用して、其沿線に多くの転地計画を見るのは至極結構な事であるが、一つの土地が宜いと云へば、其土地の如何なる処でも宜いかのやうに考へて、屢々人家の頗る稠密なる、更に田園もなき街衢の中途に転地して、矢張り大阪に優れりと考へて居る呑気者流がある。併しながら是れは頗る注意すべきこと、如何なる健康地といつても矢張り其場所の關係に於て、前にいつたやうな処では衛生上何の利益をも得ることとは出来ない。是非其人家の疎なる周囲に空地の広き頗る晴々とした、空氣の清潔なる所を撰ばなければならぬ。殊に大阪近辺では其家屋及び市街の構造は大体大阪を模範として居る傾きがあるので、広潤なる土地を利し得べき処でさへも、矢張り狭苦しき道路と庭園とを用ひ、極めて狭隘の家屋を建て、又建てつゝある有様であるが、此状況は西の宮を中心として其附近の稍繁華な町に頗る多い。殊に此辺には酒造家が多いので、家の

棟の高き醸造庫が沢山あるから、其周囲は年中日蔭にて、光線の顔を見ぬと云ふやうな処がある。斯る処へ転地などをしても、畢竟是れ何の役にも立たない。冀くは山に

近き処、或は海岸の広々たる処に向ひ、家は如何に粗末なるものでも構はぬから、転居されたきものである。次には転地の場所の位置と風向きの模様と家の向きであるが、家の向きは成るべく南向きが都合が宜い。風に対する関係も大阪附近ではこの方が都合の様に西向きの家を建てねばならぬ処は、風が烈しい為に余り宜くないやうに考へる。此点から見て私は、大阪神戸間の或る沿岸は浜寺附近の沿岸よりも其向きが宜いと思つて居ります。

【阪神地方の健康地】市外居住のすすめ 明治四十一年(一九〇八)一月

阪神附近の健康地

大阪長谷川病院院長 東京帝國大学衛生学科細菌学専攻 長谷川清治君口演

(上略) 抑も健康地即ち養生地なるものは、洋の東西を

陣の際、(イ) 築紫より御着船ありたる古跡、越水とて細川高国の属将瓦林政頼の拠守したる城址あり。又広田村には広田神社(官幣大社)とて神功皇后摂政元年の創建に係る名社あり、甲山、打出の浜、阿保親王の墳、芦屋の里、岡本の梅林、求女塚、住吉神社(神功皇后摂政中の創建にて皇后の地上に挿み給ひし釣竿の枝葉を生したるあり)摩耶山城跡其他名所旧跡数多く、何れも由緒因縁のある個所である。而かも多くは絶勝の地に在つて、奇巖怪石の屹立蟠居するあれば、或は楓樹、或は老杉古松、将た梅桜桃李の趣を添ゆるあつて遠近の眺望頗る絶佳なるものがある。芦屋川下流より深江に至る海岸は、青松自然に發育して枝葉甚だ雅致あり、一面の白砂細灘其汀を洗ひ、遙か紀淡の翠巒を煙波渺茫の間に眺め、東に大阪、西に神戸、北は六甲摩耶の連峰を望み、呼べば応へんとする如き風景は、宛然一幅のパノラマに対するの思ひがある。而も此地の土質は深部迄砂質層で表層は常に乾燥し、飲料水は頗る清潔善良である。風は西南及東北多し、時に北風もあるが、暑中は東風打出の海面より、西南の

問はず、南に海を控へ北に山を負ひ居る箇所を最良とすることは一般の定論になつて居る、斯る箇所は冬暖かに夏涼しく、寒暖の差甚だしからざる為めであつて西宮神戸間は実に此健康地として最良なる要素を具備して居る。併しながら神戸最寄の方で海岸に接する方は、人家

接続して市街の体裁をなし、稍雑踏の傾きがあつて面白くない。依つて此部分を除き其山の手及び住吉魚崎辺より西宮迄は山の手、海浜共に宜しい。空気は固より清新で、土質も海浜は砂白く水清く山の手は砂又は赤土で飲料水も多く善良である(夙川、芦屋川、深江、住吉川兩岸、ならびに其附近は井水最も良く、山間谿谷より流るゝ小川、又は自然に湧き出す清水も清良である。其他山に近き箇所と海岸の間は堀抜井水最も良しい)土地は面積広潤で別荘、住宅、園遊地等好み次第に出来る。殊に此等の地の附近には名所旧跡も多いから、自然歴史的聯想を惹き起し、少なからざる趣味を感じしめる、即ち西宮町に西宮神社(原社俗に蛭子)海清寺、順心寺、園満寺等の名社名刹あり、御前浜とて神功皇后が三韓より凱

風は渺たる海面を伝はり北風は六甲山麓の樹木を濺ぎ来るより、清風衣袂を払ひ云はんかたなき爽快を覚える。又運動に適する場所の多きはいふ迄もなきことであつて前に控へし海より網を挙げれば澆測たる魚を得られ、雞卵、蔬菜の類は自ら飼育培養せられ、殊に神戸大阪を距る遠からざるを以て魚肉菜菓を始め日需万般の品を取寄する必ずしも困難でない。斯く便利で風景もよく健康に適する地は他に多く類を見ざる所で、療養所としての成績も甚だ佳良である。即ち一昨年来西宮、打出、芦屋、深江、青木、魚崎、住吉辺に身体虚弱なる人、慢性肋膜炎、或は慢性腹膜炎、肺炎加答児等の病に罹つて転地療養をなしたるものに就て成績を聞くに永く滞留した人々は多く全快せしことであつた。又昨年来此方面に一家を挙げて移転し来り、小兒は其地方小学に、青年は神戸或は大阪に通学せしめ、主人は大阪に通勤して居るものを見受くるが、此等の人は在阪中多く病人の絶えしことなかりしに引代へ、其小兒の如きは打て変つた健康者となり、其他も是れに準じて健康を加ふるに至つた事実談を

聞くことが多い。以上の如き効験は従来療養地として人口に膾炙して居た須磨地方に比べても、一步も譲らないことは猶かなものである。彼の東海岸なる堺・浜寺・岸和田等の如きは如何であるか、先輩学者の唱導せる説を参照し之を考ふるに、どうも同一効験を見ることは六ヶしかるべしと思われる。何故かといふに西に海を控へ遠く東南に山あり、山水の景或は大いに賞すべきものありとするも真正の療養地としては如何であるか、私は之を認めることが出来ぬのである。海面に向ひ家屋を建れば、冬は西風の為め寒冷強く、夏は射入の光線を受くるを以て涼気少かるべく、到底療養地と認められまい。併し其詳しい理由は今之を略して他日に譲ること、しよう。

(中略)

近來西宮神戸間の海浜に続々家屋の建築を見るに至つたので、前途其閑静は如何あらんかと危ぶむ人もある様であるが、それは御配慮に及ばないので、山の手方面の広濶なる個所、其他六甲山脈に連つて其下に起伏せる山と山との中間、或は又丘阜の如きものが処々あつて、四季夫

々に趣を換へ、風景海浜に劣らざる箇所はまた、沢山ある。此等の地は遠景を欠いては居るが、山巔に上れば四方の眺望却て宜しきものあつて遙かに白帆の徂徠するを数ふるなど無限の楽しみがある。空気の宜しきことはいふまでもなく、厳寒盛夏の候も一層凌ぎ易く、健康上には一層好適の地である。此辺は松露の如きも発生する所で、氣候温暖の爲め他より半ヶ月位も早生するとの事故、梅花の如きも之に準して早い。唯此辺は交通尚未だ不便の爲め余り都人士には知られて居ないが、追々世人に知られて一小楽園となるのは余り遠いことでもあるまい。されば保養上の土地は幾許でもあるから、其辺の事は決して憂ふるに及ばない。

【郊外生活の感想】『郊外生活』二一五 五月
大正四年(一九一五)

四十八人の言ふところ

郊外生活に就いて

一何の動機から只今の地へお住居をお定めになりましたか

か

二従前はどちらにお住居になりましたか

三生活の地として只今の場所のどんな点が最も御主人のお気に入りでしたか

四阪神沿線にお越しになつてから御家族の健康状態は如何でございますか

五郊外生活について母堂と夫人とが痛切に感じてお出でになる事は何でございますか

長谷川如是閑氏(芦屋)

一山と海を控へて冬暖く夏涼しいといふのが住居に対する普通人の平凡な要求です。私も此要求から此方へ来ました。人家に遠くて交通便利といふ要求も私は持つてゐますが、阪神沿道でもソレは段々六かしくなつて来ました

二天下茶屋に

三別荘といふ建物を除いた其の外の点は悉く気に入つてゐます。阪神沿道マイナス別荘といふのが私の理想の住居地です

四私の身体の健康は至極好いが、頭腦の健康は余り好くない。谷本博士の説によるとソレは空気に塩分を含んでるせいだらうといふのです、下女も同じく身体は非常に肥へるが頭腦が好くない、尤もコレは確かに彼女の体内に塩分の足りない故です

五母は此方に居りません、夫人は何方にも居ません、妹と下婢とは家が停留場に遠い事を「痛切に感じて」ゐます

岡村勝正氏(芦屋)

一大阪市内の塵烟多く日に不快を感じるより移転しました

二大阪西区の西の方面に居りました

三蘆屋川堤防に青松繁茂し、海風之を通過し来る。空気の清浄なると飲料水の清潔なるが気に入りました

四予想外壮健になり一同肥満しました

五西区内に比し空气清新、自然室内清潔なるには好感を覚え候。郊外生活としては、日用品割合に高価なるには悪感を覚え候

谷本富氏（芦屋）

一南仏地中海岸に似たる風景地とし健康地として十年來
懐暮の余り、退官後直に卜居移住せり
二京都市中御苑近くに家を構へたり
三氣候温和にして感冒少きを最も喜ぶ。新鮮の魚と芳醇
の酒と共に他に誇るに足らん

四京都在住中は四時氣候の変る毎に病辱の人たりき、今
は一ヶ年内仮床を設くること殆んどなし。大慶至極な
り

五荊妻は地方の行儀悪しきが多く小女の教育躰方に困り
居れり。但し健康第一、自然第一と自分は申聞候

【六麓荘住宅地案内】パンフレット
昭和六年（一九三二）頃

六麓荘

位置 六麓荘は阪神両都市の中央芦屋（打出）の北方東
六甲山麓にありまして武庫郡精道村に属し、大社村・
苦楽園に隣接して居ります。地勢は南より北上して緩

勾配で北背六甲の麗峰を負ひ恰も富士の裾野に彷彿せ
る一画であります

景勝 海拔百米乃至二百米の高地でありまして緑樹に富
み、池あり谷あり、六甲の翠巒を眺め気分生々とし、
更に視界を転ずれば阪神沿線一帯の都邑を一眸に蒐
め、東は遠く生駒・葛城の連峯及び摂河の平野を、南
は茅海、紀淡海峡に臨み、紀州・淡路・四国を俯瞰し、
真に一幅の画を展ずるの観があります

健康地 土地高燥、空气清新加ふるに風光明媚なる天恵
の別天地でありまして、氣候は冬暖く夏冷しく、医界
に於ては東洋一の健康地と推奨せられて居る地域であ
ります

安全地帯 将来有事の際都会生活には防空の緊切なるこ
とを認められ、一面大惨禍をも想像せらるゝに当りて、
樹木と自然の地形とによりてカムフラージュせられた
る防備地にして、而も産業都市より交通便利な近距離
に在る安住地としては真に理想の六麓荘であります。
又過般悲惨な目に遇はされたる関西風水害の際、其罹

災の範圍頗る広きに拘はらず、独り六麓荘住宅地は天
恵の地形により樹木一本の倒れも見ず一枚の瓦も飛散
せざりし事は、常に防空安全のみならず風水害に対し
ても安全理想の地たることを証拠立てられた次第であ
ります

特色 青松其他の緑樹を以て経営地全面を満し、其樹間
は躑躅及萩を以て掩ひ且つ寂びたる庭石の散在無数で
ありまして、其自然の風致は一大庭園をなして居りま
す、加ふるに道路は全部自動車の通じない処なく、又
意匠を凝らせる橋梁（十ヶ所）の架設、遊園地の設備、
桜楓其他の植樹等一段の美観を添へ一大楽園の情趣が
あります

設備 上水道は大貯水池を新設し濾過池・配水池を備へ、
衛生試験所の証明せられたる清冽なる良水を豊富に給
水致します。下水道は衛生的に絶対遺憾なきを期し、
専売特許「ヒューム」管を使用し将来永く故障なきや
う留意してあります。瓦斯は多額の特別工費を負担し
神戸瓦斯会社より供給を受け、居住者の経済的至便を

図って居る次第であります。電燈・電熱は電話と共に
地下線とし、自然の風致を損せざるやう電柱の乱立を
避け、且つ非常時に安全を期する為、此亦多大の費用
を掛けまして地下埋設としました。電話は六麓荘独特
の地下線で我国住宅経営地で初めての試みでありま
す、風雪の際故障の惧なく又故意に切断せらるゝの憂
なく、並列の柱を見ざる快感は実に風光明媚と相俟つ
て他に其の類を見ざる処であります。尚電話は芦屋局
に属して普通区域となつて居ります。道路舗装は荘内
道路の幹支線共全部を滑べらぬ粗面コンクリートにて
舗装を施し、両側に緑芝の歩道を設けて道路の完全と
美観とを併せて保有せしめた事は、六麓荘の誇りと
する所であります。運動場は一時に多人数の集合に適
する場所とし、テニスコート・ローラースケート場・
小児プール及小供用運動器具を備へ付け、運動・散歩
に好適の場所としてあります。倶楽部は大阪広海氏寄
贈の豊公ゆかりの茶席残月亭を落合橋畔展望唯一の所
に移築し、六麓荘倶楽部として各位の御使用に供して

居ります

価格低廉 以上の如き風光明媚の健康安住地にして、然かも隠れたる処に巨資を投じ、文化的施設を完備したるものにして斯かる廉価(価格表参照)の土地は殆んど其例を見ないのであります

交通 阪神両市との連絡には、阪急・省線・国道・全バス・阪神五線の交通機関備はり、芦屋及打出方面よりタクシーを利用せらるれば数分にして達します、阪急芦屋川・省線芦屋駅・阪神国道より六麓荘間に乗合自動車運転して居ります、此間所要時間は五分乃至八分間であり、大阪・神戸市より自動車ならば三十分以内にて達します。

地に空に不安愈々加はる近代都市生活より脱して、一族を不衛生極まる煤煙と塵埃との中より救はんが為、健康安住地を求めらる、諸賢は、是非理想の住宅地六麓荘を一度御来観賜はり、将来の御良計を策てられん事を切望する次第であります、御用の節は本社へ御一報願へば

社員御伺ひ致します。

六麓荘経営地割価格表

区割 番号	坪数	単坪 区割 番号	坪数	単坪 区割 番号	坪数	単坪 区割 番号
一	三	一	三	一	三	一
二	三	二	三	二	三	二
三	三	三	三	三	三	三
四	三	四	三	四	三	四
五	三	五	三	五	三	五
六	三	六	三	六	三	六
七	三	七	三	七	三	七
八	三	八	三	八	三	八
九	三	九	三	九	三	九
十	三	十	三	十	三	十
十一	三	十一	三	十一	三	十一
十二	三	十二	三	十二	三	十二
十三	三	十三	三	十三	三	十三
十四	三	十四	三	十四	三	十四
十五	三	十五	三	十五	三	十五
十六	三	十六	三	十六	三	十六
十七	三	十七	三	十七	三	十七
十八	三	十八	三	十八	三	十八
十九	三	十九	三	十九	三	十九
二十	三	二十	三	二十	三	二十
二十一	三	二十一	三	二十一	三	二十一
二十二	三	二十二	三	二十二	三	二十二
二十三	三	二十三	三	二十三	三	二十三
二十四	三	二十四	三	二十四	三	二十四
二十五	三	二十五	三	二十五	三	二十五
二十六	三	二十六	三	二十六	三	二十六
二十七	三	二十七	三	二十七	三	二十七
二十八	三	二十八	三	二十八	三	二十八
二十九	三	二十九	三	二十九	三	二十九
三十	三	三十	三	三十	三	三十
三十一	三	三十一	三	三十一	三	三十一
三十二	三	三十二	三	三十二	三	三十二
三十三	三	三十三	三	三十三	三	三十三
三十四	三	三十四	三	三十四	三	三十四
三十五	三	三十五	三	三十五	三	三十五
三十六	三	三十六	三	三十六	三	三十六
三十七	三	三十七	三	三十七	三	三十七
三十八	三	三十八	三	三十八	三	三十八
三十九	三	三十九	三	三十九	三	三十九
四十	三	四十	三	四十	三	四十
四十一	三	四十一	三	四十一	三	四十一
四十二	三	四十二	三	四十二	三	四十二
四十三	三	四十三	三	四十三	三	四十三
四十四	三	四十四	三	四十四	三	四十四
四十五	三	四十五	三	四十五	三	四十五
四十六	三	四十六	三	四十六	三	四十六
四十七	三	四十七	三	四十七	三	四十七
四十八	三	四十八	三	四十八	三	四十八
四十九	三	四十九	三	四十九	三	四十九
五十	三	五十	三	五十	三	五十
五十一	三	五十一	三	五十一	三	五十一
五十二	三	五十二	三	五十二	三	五十二
五十三	三	五十三	三	五十三	三	五十三
五十四	三	五十四	三	五十四	三	五十四
五十五	三	五十五	三	五十五	三	五十五
五十六	三	五十六	三	五十六	三	五十六
五十七	三	五十七	三	五十七	三	五十七
五十八	三	五十八	三	五十八	三	五十八
五十九	三	五十九	三	五十九	三	五十九
六十	三	六十	三	六十	三	六十
六十一	三	六十一	三	六十一	三	六十一
六十二	三	六十二	三	六十二	三	六十二
六十三	三	六十三	三	六十三	三	六十三
六十四	三	六十四	三	六十四	三	六十四
六十五	三	六十五	三	六十五	三	六十五
六十六	三	六十六	三	六十六	三	六十六
六十七	三	六十七	三	六十七	三	六十七
六十八	三	六十八	三	六十八	三	六十八
六十九	三	六十九	三	六十九	三	六十九
七十	三	七十	三	七十	三	七十
七十一	三	七十一	三	七十一	三	七十一
七十二	三	七十二	三	七十二	三	七十二
七十三	三	七十三	三	七十三	三	七十三
七十四	三	七十四	三	七十四	三	七十四
七十五	三	七十五	三	七十五	三	七十五
七十六	三	七十六	三	七十六	三	七十六
七十七	三	七十七	三	七十七	三	七十七
七十八	三	七十八	三	七十八	三	七十八
七十九	三	七十九	三	七十九	三	七十九
八十	三	八十	三	八十	三	八十
八十一	三	八十一	三	八十一	三	八十一
八十二	三	八十二	三	八十二	三	八十二
八十三	三	八十三	三	八十三	三	八十三
八十四	三	八十四	三	八十四	三	八十四
八十五	三	八十五	三	八十五	三	八十五
八十六	三	八十六	三	八十六	三	八十六
八十七	三	八十七	三	八十七	三	八十七
八十八	三	八十八	三	八十八	三	八十八
八十九	三	八十九	三	八十九	三	八十九
九十	三	九十	三	九十	三	九十
九十一	三	九十一	三	九十一	三	九十一
九十二	三	九十二	三	九十二	三	九十二
九十三	三	九十三	三	九十三	三	九十三
九十四	三	九十四	三	九十四	三	九十四
九十五	三	九十五	三	九十五	三	九十五
九十六	三	九十六	三	九十六	三	九十六
九十七	三	九十七	三	九十七	三	九十七
九十八	三	九十八	三	九十八	三	九十八
九十九	三	九十九	三	九十九	三	九十九
百	三	百	三	百	三	百

一	三	一	三	一	三	一
二	三	二	三	二	三	二
三	三	三	三	三	三	三
四	三	四	三	四	三	四
五	三	五	三	五	三	五
六	三	六	三	六	三	六
七	三	七	三	七	三	七
八	三	八	三	八	三	八
九	三	九	三	九	三	九
十	三	十	三	十	三	十
十一	三	十一	三	十一	三	十一
十二	三	十二	三	十二	三	十二
十三	三	十三	三	十三	三	十三
十四	三	十四	三	十四	三	十四
十五	三	十五	三	十五	三	十五
十六	三	十六	三	十六	三	十六
十七	三	十七	三	十七	三	十七
十八	三	十八	三	十八	三	十八
十九	三	十九	三	十九	三	十九
二十	三	二十	三	二十	三	二十
二十一	三	二十一	三	二十一	三	二十一
二十二	三	二十二	三	二十二	三	二十二
二十三	三	二十三	三	二十三	三	二十三
二十四	三	二十四	三	二十四	三	二十四
二十五	三	二十五	三	二十五	三	二十五
二十六	三	二十六	三	二十六	三	二十六
二十七	三	二十七	三	二十七	三	二十七
二十八	三	二十八	三	二十八	三	二十八
二十九	三	二十九	三	二十九	三	二十九
三十	三	三十	三	三十	三	三十
三十一	三	三十一	三	三十一	三	三十一
三十二	三	三十二	三	三十二	三	三十二
三十三	三	三十三	三	三十三	三	三十三
三十四	三	三十四	三	三十四	三	三十四
三十五	三	三十五	三	三十五	三	三十五
三十六	三	三十六	三	三十六	三	三十六
三十七	三	三十七	三	三十七	三	三十七
三十八	三	三十八	三	三十八	三	三十八
三十九	三	三十九	三	三十九	三	三十九
四十	三	四十	三	四十	三	四十
四十一	三	四十一	三	四十一	三	四十一
四十二	三	四十二	三	四十二	三	四十二
四十三	三	四十三	三	四十三	三	四十三
四十四	三	四十四	三	四十四	三	四十四
四十五	三	四十五	三	四十五	三	四十五
四十六	三	四十六	三	四十六	三	四十六
四十七	三	四十七	三	四十七	三	四十七
四十八	三	四十八	三	四十八	三	四十八
四十九	三	四十九	三	四十九	三	四十九
五十	三	五十	三	五十	三	五十
五十一	三	五十一	三	五十一	三	五十一
五十二	三	五十二	三	五十二	三	五十二
五十三	三	五十三	三	五十三	三	五十三
五十四	三	五十四	三	五十四	三	五十四
五十五	三	五十五	三	五十五	三	五十五
五十六	三	五十六	三	五十六	三	五十六
五十七	三	五十七	三	五十七	三	五十七
五十八	三	五十八	三	五十八	三	五十八
五十九	三	五十九	三	五十九	三	五十九
六十	三	六十	三	六十	三	六十
六十一	三	六十一	三	六十一	三	六十一
六十二	三	六十二	三	六十二	三	六十二
六十三	三	六十三	三	六十三	三	六十三
六十四	三	六十四	三	六十四	三	六十四
六十五	三	六十五	三	六十五	三	六十五
六十六	三	六十六	三	六十六	三	六十六
六十七	三	六十七	三	六十七	三	六十七
六十八	三	六十八	三	六十八	三	六十八
六十九	三	六十九	三	六十九	三	六十九
七十	三	七十	三	七十	三	七十
七十一	三	七十一	三	七十一	三	七十一
七十二	三	七十二	三	七十二	三	七十二
七十三	三	七十三	三	七十三	三	七十三
七十四	三	七十四	三	七十四	三	七十四
七十五	三	七十五	三	七十五	三	七十五
七十六	三	七十六	三	七十六	三	七十六
七十七	三	七十七	三	七十七	三	七十七
七十八	三	七十八	三	七十八	三	七十八
七十九	三	七十九	三	七十九	三	七十九
八十	三	八十	三	八十	三	八十
八十一	三	八十一	三	八十一	三	八十一
八十二	三	八十二	三	八十二	三	八十二
八十三	三	八十三	三	八十三	三	八十三
八十四	三	八十四	三	八十四	三	八十四
八十五	三	八十五	三	八十五	三	八十五
八十六	三	八十六	三	八十六	三	八十六
八十七	三	八十七	三	八十七	三	八十七
八十八	三	八十八	三	八十八	三	八十八
八十九	三	八十九	三	八十九	三	八十九
九十	三	九十	三	九十	三	九十
九十一	三	九十一	三	九十一	三	九十一
九十二	三	九十二	三	九十二	三	九十二
九十三	三	九十三	三	九十三	三	九十三
九十四	三	九十四	三	九十四	三	九十四
九十五	三	九十五	三	九十五	三	九十五
九十六	三	九十六	三	九十六	三	九十六
九十七	三	九十七	三	九十七	三	九十七
九十八	三	九十八	三	九十八	三	九十八
九十九	三	九十九	三	九十九	三	九十九
百	三	百	三	百	三	百

【撰津国菟原郡芦屋村誌】「芦屋村誌」明治十七年(一八八四)

(表紙)

撰津国 菟原郡 芦屋村誌

汎 例

一本誌ハ昨明治十六年一月布達丁第壹号及ヒ全第六号ニ照準シテ調査スルモノナリト雖モ、故ラ茲ニ沿革・疆域・地質・鉄道・墓地・道路・電線・森林・橋梁・河渠・堤塘、及ヒ民業等ノ別項ヲ掲ケ以テ尙キ精密ナル実況ノ考拠ヲシテ満足タラシム
明治十七年四月 菟原郡深江組戸長 久保平兵衛謹誌

撰津国菟原郡芦屋村誌
沿革

芦屋村阿志 ○創置年号及ヒ古時名称等ノ事跡ハ絶ヘテ微スルニ因ナシ、中興ヨリ西芦屋・東芦屋・山芦屋・水車芦屋・茶屋芦屋・樋口芦屋・浜芦屋村ノ七ヶ村ヲ総括シテ偏ニ芦屋村ト称ス
古時芦屋庄ニ属ス天正年中豊臣氏領代官村上孫右衛門ノ支配タリ、元和元年豊臣氏亡ヒ徳川氏之ヲ戸田氏鉄ニ賜フ、寛永十二年青山大藏代テ領ス、正徳元年ヨリ松平遠江守ノ領スル所トナル、明和六年徳川氏此地ヲ収メ其直轄ノ地トナス、世々大阪代官ノ管轄スル所タリ、徳川氏ノ大政ヲ奉還スル明治元年二月兵庫裁判所ヲ設ケ之ヲ収ム、此年五月本県ヲ神戸港ニ置キ之カ管地ト為ス、同四年本村挙テ本県ノ管轄トナル、同五年本県区画第拾七区ニ属シ、全年之ヲ改メテ第六区トナス、同十二年一月区画ヲ廢シ、更ニ菟原郡役所ヲ住吉村ニ置キ之カ所轄トナリ、后十三年十二月之ヲ武庫郡西宮町ニ移置セラレ、則チ本村ハ現今之レカ管轄タリ

疆 域

東ハ打出村字大溝川ヲ以テ界シ西ハ深江・津知及ヒ三条村ノ耕地ニ接シ、北ハ六甲山ノ頂嶺ヲ限リ、南ハ海岸ヲ以テ限ル

幅 員

東西四百八拾間南北五千四百四拾間、周圍老万一千八百四拾間、積面貳百七拾壹万壹千貳百坪

地種総計

官有地
第壹種 老筆 反別老町三反老畝九歩
第貳種 六筆 反別老反六畝四歩
總計七筆反別老町四反七畝拾三歩
民有地
第壹種 老千八百五拾六筆 反別三百四拾町三反三畝三歩
第貳種 三拾四筆 反別貳町六反七畝三歩
總計老千八百九拾筆 反別三百四拾三町六歩
飛 地

字 地

杖東 津惠比 ○笠ヶ塚官林ノ南ニ方ル中間ニアリ田地タリ
間谷 計武 ○笠ヶ塚官林ノ東南ニ方ル家屋及ヒ畑地タリ
津谷 多 〇笠ヶ塚官林ノ南方ニアリ家屋及ヒ畑地タリ
藤ヶ谷 多 〇津谷ノ西南ニ方ル畑地タリ
山坂 佐加 〇笠ヶ塚官林ノ南方ニアリ畑地タリ
瓦器 加和 〇城山官林ヲ隔テ山坂ノ西隣ニ方ル田地タリ
北溝 美多 〇瓦器ノ西北ニアリ畑地タリ
冠 加武 〇城山官林ヲ隔テ北溝ノ西南ニアリ畑地タリ
山ノ下 夜麻能 〇藤ヶ谷ノ南方ニアリ家屋散在 其他田圃タリ
地王 宇度 〇山ノ下ノ西北ニアリ家屋及ヒ田圃タリ
角石 以志 〇杖東ノ直北ニ方ル家屋及ヒ畑地タリ
大僧 陀伊 〇瓦器ノ西南方ニアリ家屋及ヒ畑地タリ
法泉 寺保 宇勢 〇大僧ノ西方ニアリ畑地タリ

西ノ坊尔斯能 ○冠ノ直南ニ方ル家屋及ヒ畑地タリ
 芝ノ掛加計 ○法泉寺ノ東方ニアリ家屋及ヒ田地タリ
 開守母理 ○芝ノ掛ノ東南ニ方ル畑地タリ
 松ノ内宇知 ○芦屋川ヲ隔テ開守ノ東隣ニ方ル家屋及ヒ
 田地タリ
 舟戸登 ○松ノ内ノ東方ニアリ田地タリ
 九ノ坪都保 ○舟戸ノ東方ニアリ田地タリ
 寺田低羅 ○西ノ坊ノ東方ニアリ田地タリ
 西ノ口久智 ○法泉寺ノ直南ニアリ田地タリ
 北ノ口久智 ○芝ノ掛ノ直南ニアリ田地タリ
 古屋敷志氣 ○開守ノ西南ニ方ル家屋及ヒ田地タリ
 岸ノ下志多 ○西ノ口ノ直南ニ方ル田地タリ
 南ノ口美奈美 ○北ノ口ノ直南ニアリ田地タリ
 狩屋加理 ○古屋敷ノ南方ニアリ田地タリ
 中ノ内宇智 ○松ノ内ノ直南方ニアリ家屋及ヒ田地タリ
 井ノ尻利志 ○中ノ内ノ直東方ニアリ田地タリ

山角加夜麻 ○井ノ尻ノ東方ニアリ田地タリ
 芦原和羅 ○山角ノ東方ニアリ田地タリ
 走り田天武 ○芦原ノ南方ニアリ家屋及ヒ田地タリ
 辰巳多都 ○走り田ノ南ニ方ル家屋及ヒ田地タリ
 田中多加 ○走り田ノ西北ニ方ル田地タリ
 徳塚津加 ○田中ノ直西方ニアリ田地タリ
 平足比羅 ○徳塚ノ直西方ニアリ畑地タリ
 中程奈加 ○芦屋川ヲ隔テ平足ノ西隣ニアリ田地タリ
 前田麻惠 ○中程ノ直西方ニアリ田地タリ
 傍示保宇 ○前田ノ直西方ニアリ田地タリ
 ケカ、子賀 ○辰巳ノ南方ニアリ田地タリ
 八田弥都 ○ケカ、子ノ東南ニ方ル田地タリ
 大樹麻須 ○八田及ヒケカ、子ノ西方ニ方ル畑地タリ
 申新田武天無 ○大樹ノ西ニ方ル家屋及ヒ畑地タリ
 榎ノ老布計 ○芦屋川ヲ隔テ申新田ノ西隣ニ方ル田地タ
 リ

平田多 ○榎ノ老ノ直南ニ方ル畑地タリ
 樋ノ口久智 ○申新田及ヒ平田ノ西ニ方ル畑地タリ
 古新田天無 ○大榎ノ南ニ方ル田地タリ
 辰新田多都武 ○古新田ノ西ニ方ル家屋タリ
 伊勢講田天武 ○古新田ノ南ニ方ル田地タリ
 西新田無天武 ○伊勢講田辰新田及ヒ樋ノ口ノ西隣ニアリ
 畑地タリ
 六甲許宇 ○本村ノ全キ北部ヲ位メタル山岳タリ
 笠ヶ塚津加 ○本村中央ヨリ北ニ方ル官林タリ
 城山士呂 ○同上
 字地総計五拾貳個
 但名称ノ変更ハ曾テ無之シト雖モ、現時ノ字数ヲ去ル
 明治八年以前ニ対照スレハ其減省シタルコト七個タ
 リ、之レ全ク八年改租ノ際字地ヲシテ合併センメタル
 個所アルニ因ル
 里 程
 元標○本村西南方字平足ニアリ

県庁へ西方三里半
 武庫菟原郡役所へ東方壹里
 深江組戸長役場へ西南方拾五町
 芦屋小学校へ西北四町
 四隣村元標へ
 東 打出村へ拾八町
 西 三条村へ六町 深江村へ拾五町
 津知村へ七町
 南 本村海岸ニ至ル七町
 北 六甲山頂嶺ニ至ル貳里半
 武庫郡西宮町元標へ東方壹里
 菟原郡御影村元標へ西方壹里拾五町
 地 勢
 山脈ハ北方ヨリ起リ南方ハ本村ニ躡マリテ断絶ス、而テ
 東西ノ両方ニ連絡シ東ハ鷲林寺山ノ境ニ至リ西ハ三条村
 ニ連ル、則チ六甲山ノ山脈ナリ
 但本村疆内ニ隆起スルモノ十三アリト雖モ、往時ヨリ
 皆ナ著明ナル名称アリシ事ナク、唯タ六甲山ノ山脈ナ
 ルヲ以テ是等ヲ総称シテ単ニ六甲山ト名ツク

水脈ハ北方ヨリ来ル二川アリ、一ハ西方ニ曲流シテ住吉川ニ容ル之ヲ黒岩川トシ、一ハ本村中央ヲ貫キ南流シテ海ニ注ク之ヲ芦屋川トス

全地形勢ヲ概別スレハ、其北部ハ連山重疊東西ノ両部ハ土地高低概子田圃タリ、最南ハ海ニ面シ中央以北ハ人家集合シテ楕円形ナル一村ヲ為ス、其南方ニ国道第壹等道路横通シ鉄道線路ハ東西ニ貫通シテ汽車往還スル所トス、尚ホ最広ナル里道アルヲ以テ陸運ノ便既ニ尽セリト云フヘシ、然レトモ海上漕輪ノ便ハ未タ開ケス

地 質

其色黒其實美惡混リ砂土燥濕肥瘠半々ナルカ故ニ早稲、殊ニ中稲ニ宜シク、麦ハ就中小麦及ヒ裸麦ニ最モ適シ、桑茶ニ適セス

戸 数
本籍士族二戸
平民二百四拾五戸
寄留士族二戸
平民二戸
武戸
村社壹座
小社二座

寺 淨土宗智恩寺宇

院末派老宇

總計五百五拾三戸

他出寄留士族

本籍男士族二口

平民五百三拾五口

女士族

平民五百三拾五口

小計壹千五拾五口

寄留男士族

平民二口

女士族

平民三口

小計五口

總計壹千五拾七口

牛 牝二頭

牝五拾三頭

馬 五拾五頭

舟 車

蒸氣船

風帆船

安樂寺阿武○本村ノ中央古屋敷ニアリ、安樂寺大甲山ト号ス、淨土宗京都智恩院末派トス、往古芦屋川ニ洪水起リ堤防破壊シテ全村ノ倉屋ハ一タニ変シテ漢野ノ

雖ニ遭遇セシ事アリテ為メニ已前ノ歴状ハ殆ント流失シテ知ルニ由ナシ、爾後觀應年間再建ス（建者名号不詳）、之ヲ中興トス爾来依然衰廢ナシ

墓地
埋葬地○本村ノ南方辰新田ニアリ反別三畝拾貳步タリ
埋葬地○本村ノ中央字中ノ内ニアリ反別四畝廿七步タリ
埋葬地○字中ノ内ノ北隣字松ノ内ニアリ反別四畝貳拾壹步タリ

埋葬地○字松ノ内ノ北隣字地王堂ニアリ反別八畝六步タリ
埋葬地○本村ノ西北方字大僧ニアリ反別壹畝拾貳步タリ
火葬地○本村ノ中央字中ノ内埋葬地ト全地ニアリ
火葬地○本村ノ南方辰新田埋葬地ノ内ニアリ

道 路
西国街道佐伊許久○国道第壹等ニ屬ス、本村ノ東方打出村ノ

日本形船五拾石以上荷船壹艘
漁船九艘拾艘
總計拾艘

牛車貳拾九輛
馬車
荷車大三輛
小三輛
人力車一人乘三輛
二人乘三輛

戸長役場
警察署
学 校
芦屋小学校○本村ノ中央字開守ニアリ、東西拾南間北拾五間、積面百五拾坪、生徒男七拾貳名、女三拾名、總計百貳名、明治六年八月十六日創立、芦屋村及ヒ三条村ニケ村聯合私立タリ

神社
天神社豆武○本村ノ北方字間谷ニアリ、年号千支創建不詳ト雖モ明治六年村社ニ列セラレタリ

寺院
寺 院

境界字古新田ヨリ本村ヲ經テ西方深江村ノ境字樋ノ口ニ至ル延長六町廿間巾式間タリ

荻屋街道阿志 ○里道第壹等ニ屬ス、本村ノ東方打出村ノ境界字辰巳ヨリ本村ノ中央ヲ貫通シテ西方津知村ノ界字傍示ニ至ル延長六町五拾間巾式間タリ

鐵道

鐵道線路 ○本村ノ東方打出村ノ境界字芦原ヨリ來リ本村ノ中央ヲ横通シテ西方三条村ノ界ニ達ス長サ六町三拾間

電線

電信線路 ○本村ノ東方打出村ノ境界字芦原ヨリ來リ鐵路ニ沿ヒ本村ヲ經テ西方三条村ノ界ニ達ス長サ六町三拾間

耕地

田有七百七拾八筆 反別四拾九町壹反三歩
地価金四万九百貳拾五円八拾五錢二厘
旧反別三拾七町七反五歩
高三百七拾七石壹升三合
石盛六斗九升
畑民六百九拾六筆 反別五拾五町壹反八畝廿四歩

地価金壹万三千貳百六拾三円拾一錢六厘
旧反別三拾四町壹反二畝拾九歩
高百三拾六石五升五合

石盛四斗

荒地民三筆 反別九畝廿四歩
地価金六拾三円四拾四錢五厘

高四升

石盛四斗

總計壹千四百七拾七筆 反別百四町三反八畝廿一歩
地価金四万五千貳百五拾二円四拾二錢三厘

宅地

宅地民貳百貳拾筆 反別九町九反壹畝拾八歩
地価金七千三百廿六円拾三錢六厘
旧反別三町九反九畝九歩
高貳拾九石壹斗四升五合
石盛七斗三升
山岳

六甲山 呂久許 ○本村ノ北方ニアリ頂嶺ヨリ四分シ東ハ鷲林寺村ニ屬シ西ハ三条村ニ屬シ北ハ有馬郡湯山町ニ屬シ南ハ本村ニ屬ス、高サ五拾五町周回壹万八千七百六拾七間反別六百七拾二町、山脉北ハ湯山町ニ連リ東ハ鷲林寺山ニ接シ西ハ三条山ニ連ル樹木生セス禿山或ハ草山ナリ、登路二条一ハ本村芦屋谷ヨリ直路ニ上ル里程式里拾町易ニシテ近シ、一ハ此中央ヨリ右ニ折レ流

ヶ谷ヲ經テ上ル里程式里拾八町險ニシテ遠シ、溪水一條滝ヶ谷ヨリ落ルモノ笹瀑トナリテ芦屋川ニ容ル、深サ凡ソ壹尺余ヲ過キス巾三間平常ノ水体ハ急流ニシテ透清ナリ

森林

笠ヶ塚官林 加佐賀 ○本村ノ東北方字笠ヶ塚ニアリ、禁伐東西百六拾七間半南北四百四拾四間反別廿四町七反八畝六歩、北ハ六甲山ノ麓ニ接シ南ハ字間谷・津谷・山坂及ヒ杖東ノ田圃ニ接シ東ハ打出村ノ境ニ至リ、西ハ芦屋川ノ堤防ヲ以テ限ル大樹ナシ瘦松生スト雖モ其周圍壹ニ貳尺五寸長サ凡ソ三間ニ過キサルモノ而已

城山官林 志呂 ○本村ノ西北字城山ニアリ、禁伐東西百七拾三間半南北四百四拾五間反別廿五町七反三畝、北ハ六甲山ノ麓ニ接シ南ハ字大僧・法泉寺、北溝ノ畑地及ヒ字瓦器ノ田地ニ接シ、東ハ芦屋川ノ堤防ヲ限リ西ハ三条村ニ界ス、大樹多シ松樹周圍凡ソ六尺長サ五間タルモノ所々ニアリ其他瘦松叢生ス

河渠

芦屋川 阿志 ○水源ニアリ一ハ三条山ノ溪水ヨリ發シ、一ハ本村北部六甲山ノ諸溪澗ヨリ來リ二流字大僧ニ相會ス、然シテ本村中央ヲ貫キ南流シテ海ニ容ル延長貳拾町最深三間最淺二尺最広八拾間三尺最狭拾間四尺、平時ハ唯タ細流ニシテ霖雨ニ忽チ大流ヲ見ル

橋梁

永保橋 惠以 ○本村ノ南方芦屋川ニ架ス国道第一等道路ニ

屬ス、石造ニシテ長サ廿四間巾壹丈タリ
開守橋加伊 ○本村ノ中央芦屋川ニ架ス木造ニシテ長サ九間巾八尺タリ

瓦器橋加波 ○本村ノ北方芦屋川ニ架ス木造ニシテ長サ八間巾八尺タリ

堤塘
芦屋川東堤阿志弥賀 ○芦屋川ノ東辺ニ沿ヒ本村ノ中央字波比賀土

松ノ内ヨリ本村ヲ經テ南方海岸字西新田ニ至ル長サ式拾町最高八間二尺最低六尺馬踏式間壹尺堤敷式拾間ニシテ水門式ヶ所アリ〔水門及ヒ水量定杭等ハ無之〕

芦屋川西堤阿志弥賀 ○芦屋川ノ西辺ニ沿ヒ本村ノ中央字開守ヨリ本村ヲ經テ南方海岸字樋ノ口ニ至ル長サ式拾町最高八間最低五尺馬踏二間壹尺堤敷廿間〔水門及ヒ水量定杭等ハ無之〕

原野
波津
池沼
物産

米中稲カ 壹ヶ年産出高千六百三十九斗四升五合
麥 壹ヶ年産出高四百五拾六石
綿 壹ヶ年産出高壹万三千五拾貫目
素麵 壹ヶ年製造高壹万一千貫目
諸魚 壹ヶ年漁收高金八百八拾円

右ハ過半西宮町ニ輸出ス、而シテ陸路運輸至便ノ地タリト雖モ、海上漕輪ノ便ハ未タ得タリト云フ能ワス

雜穀蔬菜草束等ノ類ハ地味不適ニシテ蕃殖セス、漸クニシテ畜ニ一村ノ消耗ニ充ルニ足ル而已ト雖モ働モスレハ他國ノ輸入ヲ抑カサルヲ得ス

租稅
國稅
地租金壹千五百四拾六円四拾六錢三厘
船舶稅金貳円拾五錢
車稅金三拾七円五拾錢
牛馬売買免許稅金壹円
鉞山稅
酒造稅

醬麴營業稅
煙草稅
証券印紙稅
郵便稅
訴訟野紙稅
會社稅
度量衡稅
版權免許料
海外旅行券其他免許手数料
總計金壹千五百八拾七円拾壹錢三厘

地方稅
地租割金三百拾七円七拾三錢
戸數割金百八円
營業稅金七拾八円八拾錢
雜種稅金百四拾二円三十錢
總計金六百三拾八円八拾三錢
旧租高五百四拾二石六斗六升七合
田反別三拾七町七反五步

石盛六斗九升
畑反別三拾四町壹反廿九步
石盛四斗
宅地反別三町九反九畝九步
石盛七斗三升
總計反別七拾五町八反式畝三步
正租 米三百式拾五石六斗二勺
金壹千六百七拾四円二錢九厘

民業
農ヲ業トスルモノ三百六拾五戸
農商兼業ノモノ貳百五拾戸
漁業ノモノ壹戸
工作ヲ業トスルモノ拾五戸
雜業ノモノ百拾戸

芦屋村誌終

【撰津国菟原郡三条村誌】「三条村誌」明治十七年（一八八四）

（表紙）

撰津国 菟原郡 三条村誌

況 例

一本誌ハ昨明治拾六年一月布達下第号及ヒ全第六号ニ照準シテ調査スルモノナリト雖モ、故ラ茲ニ沿革・疆域・地質・鉄道・墓地・道路・電線・森林・橋梁・河渠・堤塘、及ヒ民業等ノ別項ヲ掲ケ以テ尚キ精密ナル実況ノ考抛ラシテ満足タラシム
明治十七年四月

菟原郡深江組戸長 久保平兵衛謹誌

撰津国菟原郡三条村誌

沿革

三条村（佐武士）○星霜今ヲ歴ル已ニ五百五拾四年則チ元徳二年頃、五位源吾兵衛ナルモノ、開創ニシテ京都市街三条ト称ス町名ヲ取テ村号ト為ス（此由縁伝記ハ本誌編末ニ附録ス）、其後天正年度ニ至ル迄凡ソ式百四拾二年間経歴ノ踐跡ハ絶ヘテ微スルニ由ナシ、天正年間本条庄ニ属シ豊臣氏ノ直隸ニシテ大坂奉行片桐主膳ノ支配タリ、元和元年豊臣氏亡ヒ徳川氏之ヲ戸田氏鉄ニ賜フ、寛永十二年戸田氏鉄濃州ニ転封スル所トナリ青山幸成代テ領ス、后宝永八年桜井忠喬嗣テ領地トナル、明和六年徳川氏此地ヲ収メ其直轄ノ地ト為ス世々大坂奉行ノ管轄スル所タリ、徳川氏ノ大政ヲ奉還スル明治元年尼ヶ崎藩ヲ置カル、此年二月兵庫裁判所ヲ設ケ之ヲ収ム、同年五月廢藩本県ヲ神戸港ニ置カル、同四年全村拳テ之カ管地ニ属ス、同五年本県区画第拾七区ニ属シ全年之ヲ改メテ六区ト為ス、同拾二年一月区画ヲ廢シ更ニ菟原郡役所ヲ住吉村ニ置キ之カ管地トナ

リ、后十三年二月之ヲ武庫郡西宮町ニ移置セラル、則チ、本村ハ現時之カ所轄タリ

疆 域

東ハ芦屋村ノ山岳及ヒ耕地ニ接シ西ハ森村ニ界シ北ハ九ヶ村（三条 津知 深江 中野）共有山ヲ限リ南ハ津知村ニ疆ス

幅 員

東西式百四拾五間 〔東西凡平均百八拾間〕
南北九百拾五間
積面式拾貳万四千七百七拾五坪

飛 地

地種總計

官有地

第壹種 三筆 反別九步

第貳種 八筆 反別六町八畝拾七步

總計拾壹筆 反別六町八畝廿六步

民有地

第壹種 五百六拾四筆反別三拾四町九反廿一步

第貳種 拾壹筆反別四反四畝拾五步

總計五百七拾五筆反別三拾五町三反五畝六步

字 地

大平（比良）○本村ノ西北部ヲ位ムル山岳タリ
車場（久留）○車場ノ東南麓ニ方ル山林及ヒ田地タリ
寺ノ内（豆良能）○車場ノ南方ニアリ田圃タリ
西畑（波多）○寺ノ内ノ東南方ニアリ田圃タリ
網ノ山（阿美能）○西畑ノ西南方ニアリ田圃タリ
岡山（夜麻）○網ノ山ノ西南方ニアリ山林及ヒ畑地タリ
角田（須美）○岡山ノ東南方ニアリ山林タリ
九ノ坪（久能）○角田ノ東隣ニアリ田地タリ
西良手（都保）○九ノ坪ノ直南ニアリ田圃タリ
小里（許佐）○西良手ノ南方ニアリ田地タリ
五反田（武多）○小里ノ東隣ニアリ田圃タリ
塚穴（奈能婆）○寺ノ内ノ北方ニアリ山及ヒ田圃タリ
子ジ（泥土）○西畑ノ北方ニアリ山林タリ

会ノ下志多 ○西畑ノ南方ニアリ田圃タリ

松本茂登 ○会ノ下ノ東北ニアリ田圃タリ

南垣内伎宇智 ○本村ノ中央ニアリ人家及ヒ田圃タリ

信時登俊 ○角田ノ北方ニアリ田圃タリ

畦垣内伎宇智 ○南垣内ノ東南ニアリ田圃タリ

小寄理 ○西良手ノ西方ニアリ田地タリ

為ノ前麻恵 ○五反田ノ北方ニアリ田圃タリ

字地総計貳拾個

里 程

元標 ○本村ノ中央字南垣内ニアリ

県庁へ西方三里拾貳町

武庫菟原郡役所へ東方壹里拾七町

深江組戸長役場へ南方拾町

芦屋小学校へ東方四町

四隣村元標へ

東方芦屋村へ六町

西方森村へ七町三拾五間

南方津知村へ七町貳拾間

北方大平山ノ頂嶺ニ至ル拾三町

武庫郡西宮町元標へ東方壹里六町

菟原郡御影村元標へ西方壹里拾町

山脈ハ北方ヨリ起リ西走シ本村疆内北部ニ峻マルモノ唯

タ一嶺此ヲ大平山トス

水脈ハ北方ノ山間ヨリ来ル一条アリ芦屋村ノ山界ニ沿フ

テ南流シ芦屋川ニ会流ス之ヲ高坐谷川トス

全地形勢ヲ概別スレハ、西北部ハ山ヲ負ヒ以東南ハ土地

高低ニシテ概ネ田圃タリ、中央ノ東辺ニ人家集合シ鉄道

線路ハ南方ヲ東西ニ貫通ス、里道ハ直線ナルニ条アリ共

ニ人家ノ中間ニ連続シテ南ハ津知村ニ通シ西ハ森村ニ達

スルヲ以テ陸路運輸ノ便ハ敢テ遺憾トスル所ナシ

其色黒其實美砂土処トシテハ豊穰肥沃ナリ稈穰ニ宜シ、

麦類ハ就中裸麦ニ最モ適シ桑茶ニ適セス

戸 数

本籍平四拾壹戸

寄留

杜社式座

寺真宗本願寺宇

総計四拾四戸

他出寄留

人 数

本籍男八拾壹口

女九拾五口

寄留

総計百七拾六口

他出寄留

牛 馬

牛 貳拾頭 式拾頭

馬

舟 車

郡役所

警察署

戸長役場

学 校

神 社

八幡宮神社波智麻 ○本村辰巳方字畦垣内ニアリ年号干支

創建不詳

大山神社 衰字夜 ○本村ノ西北方字西畑ニアリ年号干支創

建不詳

寺 院

照安寺 志久 ○本村ノ北方字会ノ下ニアリ水無瀬庵ト号ス

真言宗本願寺ノ末派トス文明三辛卯年二月十四日五位

源三ナルモノ開基創建ス

墓 地

埋葬地 ○本村ノ北方字会ノ下ニアリ反別式畝歩タリ

埋葬地 ○本村ノ西方字岡山ニアリ反別式畝六歩タリ

火葬地 ○本村ノ北方字会ノ下埋葬地ノ内ニアリ

火葬地 ○本村ノ西方字岡山埋葬地ノ内ニアリ

道路

津知街道^七○本村及七津知村ノ往還道ニシテ東方字畦垣内ヨリ津知村ノ境界字十里ニ至ル延長百八拾間巾六尺

森街道^成○本村及ヒ森村ノ往還道ニシテ東方字南垣内ヨリ森村ノ境界字岡山ニ至ル延長式百四拾間巾四尺タリ

鐵道線路○本村ノ東方芦屋村ノ境字五反田ヨリ来リ南方ヲ横通シテ森村ノ界字小寄ニ達ス長サ百八拾間タリ

電信線路○本村ノ東方芦屋村ノ境字五反田ヨリ来リ鐵路ニ沿ヒ本村ヲ經テ西方森村ノ界字小寄ニ達ス長サ百八拾間タリ

田民^有三百三拾壹筆 反別拾五町三反壹畝
地価金壹万四千三百五拾三円廿五錢壹厘
旧反別拾貳町九反九畝五步
高百七拾三石七斗五升二合

石盛壹石三斗五升七合

畑民^有百八筆 反別貳町壹反三畝六步
地価金八百九拾九円五拾九錢九厘
旧反別九反二畝貳拾六步
高八石九升九合

總計四百三拾九筆 反別拾七町四反四畝六步
地価金壹万五千貳百五拾貳円八拾五錢

宅地
宅地三拾六筆 反別壹町貳反九畝拾五步
地価金九百五拾六円四拾八錢八厘
旧反別四反八畝拾壹步

石盛壹石三斗
山岳

大平^{比良}○本村ノ北方ニアリ頂嶺ヨリ三分シ北ハ本村九ヶ村所轄野山ニ属シ東ハ一帶芦屋村ニ属シ西南ノ二面ハ本村ニ属ス、高サ三百八拾間周回六百八拾間反別拾四町壹反一畝四步、山脉東北ハ芦屋村六甲山ニ連帶

シ西ハ森山ニ連リ南ハ本村ノ田圃ニ接ス、樹木七町以登ハ生セスシテ裸山ナリ、登路一条字西畑ヨリ上ル路程拾町、溪水一条字榎谷ヨリ発シ曲流シテ高坐谷川ニ容ル深サ式尺五寸巾三尺ニ過キス、平時ノ水体ハ緩流ニシテ澄清ナリ

森林

塚穴ノ場^{民林}津加阿○本村ノ北方字塚穴ノ場ニアリ三等林東南ノ両方ハ字寺ノ内ノ田圃ニ接シ北ハ大平山ノ南麓ニ接シ西ハ字子ジコミノ山林ニ界ス、東西式拾五間半南北百拾間反別九反五畝壹步大樹ナシ雜樹叢生ス
西畑民林^多○本村ノ西北字西畑ニアリ二等林東南ハ字会ノ下、網ノ山及ヒ岡山ノ田圃ニ接シ西ハ森村ノ山林ニ連リ北ハ本村字寺ノ内ノ田圃ニ接ス、東西四拾三間南北四拾間反別五反七畝拾壹步大樹ナシ瘦松生ス
河渠
高坐谷川^{許字}○本村ノ北方大平山ノ溪澗ヨリ発シ芦屋村ノ境界ニ沿フテ南流シ字車場ニ至リテ芦屋川ニ会流ス、本村内延長五町六間最広六間最狭式尺最深五尺最

淺壹尺ヲ過キス、平時ハ細流ニシテ霖雨ニ忽チ激流ヲ見ル

橋梁

池沼
奥畑池^久○本村ノ北方大平山ノ内ニアリ東西拾間南北六間周回三拾貳間積面六拾坪本村ノ用水トス田凡ソ壹町歩ノ灌溉ニ供ス

新池^武○奥畑池ノ北方ニアリ東西式拾五間南北七間周回六拾四間積面百七拾五坪本村ノ用水トス田凡ソ七反歩ノ灌溉ニ供ス

西畑池^多○本村ノ西北字西畑ノ内ニアリ東西三拾六間南北式拾貳間周回百拾六間積面七百九拾貳坪本村ノ用水トス、田凡ソ貳町歩ノ灌溉ニ供ス

東畑池^多○西畑池ノ東方ニアリ東西式間南北三間半周回拾壹間積面七拾坪本村ノ用水トス田凡ソ貳町歩ノ灌溉ニ供ス

中ノ池^能○本村ノ南方字為ノ前ノ内ニアリ東西壹間半

南北式間周回七間積面三拾坪本村ノ用水トス、田凡六反歩ノ灌溉ニ供ス

西良手池爾斯○木村ノ南方字西良手ノ内ニアリ東西三間南北五間周回拾六間積面拾五坪本村ノ用水トス、田凡七反歩ノ灌溉ニ供ス

堤塘

米晚稲 沓ヶ年産出高三百五拾四石六斗四升

麥適ス 沓ヶ年産出高七拾八石

素麵 沓ヶ年製造高沓千貫目

陸路運輸至便ニシテ素麵ハ西宮町ヲ繼テ京阪地方ヘ輸出ス、此他蔬菜及ヒ果実ノ如キハ地味不適ニシテ著殊セス、苗ニ一村ノ供給ニスラ足ラサルカ故ニ他国ノ輸入ヲ仰キ以テ其消耗ニ充ツ

地租金四百拾沓円九拾六錢七厘

地租金八拾沓円五拾六錢九厘

租 稅

國 稅

地方稅

鉦山稅

酒造稅

醬麴營業稅

煙草稅

証券印紙稅

郵便稅

訴訟罫紙稅

代言免許料

船舶稅

車稅

會社稅

牛馬売買免許稅

度量衡稅

版權免許料

海外旅行券其他免許手数料

總計金四百拾沓円九拾六錢七厘

戶數割金拾六円

營業稅金九円

雜種稅 總計金百六円五拾六錢九厘

旧租高百八拾八石沓斗三升九合

田反別拾貳町九反九畝五歩

石盛一石三斗三升七合

畑反別九反貳畝廿六歩

石盛八斗七升沓合

宅地反別四反八畝拾沓歩

石盛沓石三斗

總計反別拾四町四反拾二歩

正租 米七百七拾二円拾二錢三厘

農業ノモノ三拾六戸

旅鶯スルモノ沓戸

農薪炭ヲ業トスルモノ沓戸

製造及ヒ力役ヲ業トスルモノ三戸

三糸村開創由縁書写

皇都祖家 五位家由緒書

水無瀬 式部 五位上御蔵米

同 苗 主計 姉子

同 苗 米女 二男神原家繼

同 苗 玄吾 三男北条家ハ仕フ源

同 苗 玄吾 吾兵衛ト改名ス

同 苗 玄吾 三男北条家ハ仕フ源

同 苗 玄吾 吾兵衛ト改名ス

同 苗 玄吾 三男北条家ハ仕フ源

同 苗 玄吾 吾兵衛ト改名ス

同 苗 玄吾 三男北条家ハ仕フ源

同 苗 玄吾 吾兵衛ト改名ス

同 苗 玄吾 三男北条家ハ仕フ源

同 苗 玄吾 吾兵衛ト改名ス

同 苗 玄吾 三男北条家ハ仕フ源

同 苗 玄吾 吾兵衛ト改名ス

同 苗 玄吾 三男北条家ハ仕フ源

同 苗 玄吾 吾兵衛ト改名ス

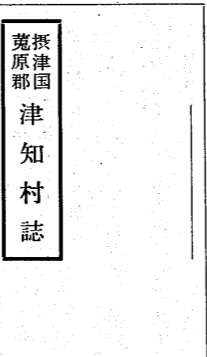
同 苗 玄吾 三男北条家ハ仕フ源

同 苗 玄吾 吾兵衛ト改名ス

同 苗 玄吾 三男北条家ハ仕フ源

【撰津国菟原郡津知村誌】〔津知村誌〕 明治十七年（一八八四）

（表紙）



撰津国 菟原郡 津知村誌

撰津国菟原郡津知村誌

津知村七〇創置年月不詳

古時本条庄ニ属ス、天正年中豊臣氏ノ直隸ニシテ大坂奉行片桐主膳ノ支配タリ、元和元年豊臣氏亡ヒ徳川氏之ヲ戸田氏鉄ニ賜フ、寛永十二年戸田氏鉄濃洲ニ転封スル所トナリ青山幸成代テ領ス、后宝永八年榎井忠喬嗣テ領地トナル、明和六年徳川氏此地ヲ収メ其直轄ノ地ト為ス世々大坂奉行ノ管轄スル所タリ、徳川氏ノ大政ヲ奉還スル明治元年尼ヶ崎藩ヲ置カル、此年二月兵

庫裁判所ヲ設ケ之ヲ収ム、同年五月廢藩本県ヲ神戸港ニ置カル、全四年全村拳テ之カ管地ニ属ス、同五年本県区画第拾七区ニ属シ、全年之ヲ改メテ六区ト為ス、全拾二年一月区画ヲ廢シ更ニ菟原郡役所ヲ住吉村ニ置キ之カ管轄トナリ、后十三年二月之ヲ武庫郡西宮町ニ移置セラル、則チ本村ハ現時之カ所轄タリ

疆域

東ハ芦屋村ノ耕地及ヒ深江村ノ溜池ニ境シ西ハ森村及ヒ深江村ノ耕地ニ接シ南ハ深江村北ハ森村及ヒ三条村ノ田圃ニ疆ス

幅員

東西百七拾五間南北百卅六間周回六百貳拾二間積面貳万三千八百坪

地種總計

官有地

第一種 老筆反別貳畝拾貳步
第二種 三拾七筆五反老畝廿七步
總計三拾八筆反別五反四畝九步

民有地

第一種 貳百四拾老筆反別八町五反七畝廿七步
第二種 三筆反別老反四畝拾七步
總計二百四拾四筆反別八町七反貳畝十四步

飛地

本村ノ南方深江村ノ内三ヶ所ニ散在ス
其反別合計四反七畝拾四步

字地

六条呂久士夜宇 ○本村ノ北方ニアリ田圃タリ
才道佐草度宇 ○本村ノ西方ニアリ人家及ヒ田圃タリ
一ノ坪草知能都保 ○才道ノ東隣ニアリ田圃タリ
新景阿羅計 ○本村ノ東南方ニアリ田圃タリ
保都保宇登衰 ○本村ノ東北ニアリ田圃タリ
字地總計五個
飛地ニ係ル分
実柄美賀羅 ○本村ノ東南方深江村ノ内ニアリ田地タリ
永井奈賀章 ○実柄ノ南方ニアリ田地タリ

南永井美奈美奈賀章 ○永井ノ南方ニアリ墓地タリ

里程

元標○本村ノ西北方字六条ニアリ
県庁へ西方三里拾老町
武庫菟原郡役所へ東方老里六町
深江組戸長役場へ南方七町廿七間
深江小学校へ南方八町
四隣村元標へ
東 芦屋村へ七町
西 田中村へ廿老町
南 深江村へ七町二拾間
北 三条村へ七町廿間
武庫郡西宮町へ東方老里七町廿間
菟原郡御影村へ西方老里七町

地勢

水脈ハ北方ヨリ来リ本村ノ中央ヲ画ス一条アリ之レヲ津知川トス、南流シ深江村ヲ經テ海ニ注ク
全地形勢ヲ概別スレハ土地平坦山脈ヲ帯ヒス人家ハ中央

ニ集合シ四方ハ各田圃ニシテ数村ヲ超ヘテ北部ニ聳ユル
六甲山脉ノ一帯ヲ遙望ス、里道第一等道路ハ中央妙シク
以北ヲ横通シ陸路運輸便宜ノ地タリ

地質

其色黒其質砂土肥培半々ナリ中稲ニ宜シ、麦類ハ裸大共
ニ適シ桑茶ニ適セス

戸数

本籍平民式拾戸

寄留

社村壹座

寺

總計式拾壹戸

他出寄留

人数

本籍男平民五拾七口

女平民四拾六口

小計百三口

寄留

總計百三口

他出寄留

牛馬

牛牝八頭

馬

總計八頭

舟車

戸長役場

警察署

学校

神社

日吉神社比与 ○本村ノ中央字一ノ坪ニアリ年号千支創建

不詳

寺院

墓地

埋葬地 ○本村ノ南方深江村ノ内字南永井ニアリ反別四畝

廿四歩タリ、火葬地亦タ此内ニアリ

道路

旧西国街道伊許久 ○里道第壹等ニ屬ス、本村ノ東方芦屋

村ノ界字保都ヨリ本村ノ中央妙シク以北ヲ貫通シ西方

森村ノ境字才道ニ至ル延長百貳拾間巾貳間、本道中間

ヨリ南北ニ折レ北ハ三条村南ハ深江村ニ連続スル支道

アリ

津知街道土 ○三条村及ヒ深江村ノ往還道ニシテ本村ノ北

方三条村ノ境字六条ヨリ本村ノ中央ヲ貫通シテ南方深

江村ノ界字一ノ坪ニ至ル、北方字才道ノ北隅ニ於テ里

道第一等道路ニ会ス延長百三拾六間巾五尺タリ

鐵道

電線

耕地

田有百八筆反別七町壹反五畝十二歩

地価金五千九百廿七円九錢二厘

旧反別八町三反三畝拾四歩

高百四石三斗三升三合

石盛壹石壹斗七升五合

畑民式筆反別七畝拾貳歩

地価金三拾壹円廿壹錢五厘

旧反別七畝拾四歩

高九斗壹升七合

石盛壹石五升

宅地民有貳拾四筆反別九反三畝三歩

地価金六百八拾七円六拾二錢九厘

旧反別壹反歩

高壹石三斗

石盛壹石三斗

山岳

森林

日吉官林 ○本村ノ中央ニアリ、日吉神社ノ境外官林ニシ

テ東西拾四間八分南北拾四間三分反別四畝歩東南北ノ

三方ハ字一ノ坪ノ耕地ニ接シ西ハ津知川ノ東堤ヲ以テ

界ス、周回八尺長凡ソ八間ノ瘦松生ス

河渠

津知川都 ○本村ノ北ニ方ル六甲山脉ノ溪澗ヨリ起リ三条

村ノ田圃ニ灌漑シ残水相会シテ本村ニ来ル而シテ人家

ノ東辺ニ沿フテ南流シ深江村ヲ經テ海ニ注ク、本村内
延長百卅六間巾四尺、平時ハ細流ニシテ霖雨(マ)ニ涸流ヲ
見ル

橋 梁

津知橋都志○本村ノ中央渺シク以北津知川ニ架ス、里道第
老等ニ属ス、石造ニシテ長七尺巾式間タリ

池 沼

新池志○本村ノ東方字保都ニアリ、東西拾六間南北拾四
間周回六拾間積面式百式拾四坪本村ノ用水トス、田凡
ソ四町歩ノ灌溉ニ供ス

原 野

渡 津

港 灣

堤 塘

津知川東堤比賀志○津知川ニ沿ヒ本村ノ中央字一ノ坪
及ヒ六条ノ境角ヨリ起リ南方深江村ノ界ニ至ル、本村
内延長六拾八間高サ四尺馬路四尺堤敷五尺タリ(水門
及ヒ水量定杭等ハ無之)

津知川西堤比賀志○津知川ニ沿ヒ本村ノ中央字六条及ヒ
才道ノ境角ヨリ起リ南方深江村ノ界ニ至ル(以下上ニ
同シ)

物 産

米中稻カ 荳ケ年産出高八拾四石
麥裸及ヒ 荳ケ年産出高拾石
此他産出スルモノアリト雖モ地味不適ニシテ蕃殖セス
×故ニ他國ノ輸入ヲ抑キ以テ一村ノ消耗ニ充ツ陸路運輸便
宜ナリ

民 業

農業ノモノ拾九戸 農商兼業ノモノ荳戸

租 税

国 税
地租金六拾貳円九拾四錢一厘
鉦山税 酒造税 醬麴營業税 煙草税 証券印紙税
郵便税 訴訟費紙税 代言免許料 船舶税 車税
会社税 牛馬売買免許税 度量衡税 版權免許料
海外旅行券其他免許手数料

總計金六拾二円九拾四錢荳厘

地 方 税

地租割金四拾二円拾三錢貳厘
戸数割金八円
營業税金荳円
雜種税

總計金 五拾荳円拾三錢貳厘

旧租高百六石五斗五升

田 反別八町三反三畝拾四歩

石盛荳石荳斗七升五合

畑 反別七畝拾四歩

石盛荳石五升

宅地 反別荳反歩

石盛荳石三斗

總計反別八町五反廿八歩

正租米八拾五石貳斗

正租金四百三拾七円廿八錢荳厘

津知村誌終

【臨 景 誌】「児玉隆男スケッチブック」
大正十年(一九二一)五月

生業にひかれて朝暮にあわたゞしく煤煙の巷に通ひ行く
ことが、かへって美しい山水のふところへ私をいざな
て居る。

東海道本線の通つてゐる丘ぞひの道は、六甲山麓の傾斜
面を東にむかつて正しく貫いてゆく快さである。信越路
の芳巒を見て帰つた後は一心になつて六甲の峯を振りあ
おいで倦まなかつた。さらに伊豆・相模の海を知るにお
よむでは、また山麓から南にひろがる野の末にかがやき
みつる武庫湾に思慕の情を寄せてなほ足とるを知らな
い。そして遠くふりかへって思ひ越す時、ともすれば、
この芦屋村に蒼く美しい海のあること、高くうらゝか
な山のあること、を、忘れ様とすることの多かつた一と
時のあはれに空しかつた心の中の淋しさがしみとくとこ
み上げて来る。今はその淋しく空しかりし心をうるほは
すべく、山は、海は、ますます私に親しく、鮮やかに近
づき来るものゝ如く思はれる。朝の日ざしが照りそむる

頃の山を見ながらプラットホームに立つと、そこから、まっすぐに南の方に海の明るい一線が煙ってたよふ、駅の構内をはなれて、山はさへぎるものもなく窓の上に押しせまって来る。芦屋の駅は六甲山脈を眺めむにふさわしき野のたゞ中に置かれ、武庫湾の沖を賞むにまた、にくからぬ丘のつづきに建てられた自然ありのまゝの舞台ではなからうかとまで思ふ。雨霧の白くこめて来る日は、峯から谷へのなぞへと、さらにうしろの峯のとがりへと、遠く退くいく山の一つ一つにまどひつく雲あしのごまやかさ、その時にわけてさびしくしづかに見えるのは、もとも野にちかひ峯の鷹尾山である。その峯のおくには、細いながらに滝がある。ふりけむる雨の中に、肅々とひゞき岩間を伝ふその水の音が、さながらに聞える。そしてその流水の流れて川となる谷には、桜の花がさく、雨にちちらされて川水の上に浮く花びらのいくひらは、はては、武庫湾の潮の中へも、もまれ入らう、その時海は、空のはたへと一つになって、たゞ帆ぶねのかけをほのかに浮かす、山のさびしき日には海はさらにさび

しさが深く、うるむだ帆かけはむしろあはれである。駅を出づる汽車の窓から、何時もこのおもひをくりかへす、往にし日には此の山を、たゞ黒く凍え、白く崩れた山とのみ見てすぎた。その日の心を今はさんげの合掌の中に葬ひつゝ、新しく眸を見はってあふぐ、あらひくづされた谷のはざまの土の面にも、あたゝかな、燻りとふくよかな厚みのこもって居るさまが、まさやかに見えて来る。嵐の音のさやかな朝は、わけても峯の岩ほが澄む。武庫川と枝川との分れ行く堤に近づくにつれて次第に高まる道は遠ざかる六甲の山を、裾から峯まで、のこる隈なく見せわたす。野の草にまぎれてなだれ終らうとする山の名残りがなめらかな青磁の盤をかたむけて、その下に群がる村の屋なみも共に傾斜をつくってひろがる、空の色が、山にも、原にも、家にもうつって、それを見送り居るうちに、遠き信濃の川辺をおもひ起す日は、もとも私の幸福の深い日とする。汽車の窓のすぐ下に、小さく大きく、さまざまに、もれ上った、砂丘の数多く散ばって居るのを見て、古いおくづきのたぐひかと云ふ、

やさしい心の友を私は持つ、まことに、今、汽車が武庫川の松なみにかゝらうとする前のしばらくは、稍黒き細松のともしく生ふる砂の丘を目まぐるしいほど見る、その砂丘のめぐりの嶽をも入れやうとせぬ草原つゞきに、粉雪のちら〜と舞ひ散って居た如月ある日のゆふへのことを、たやすく忘れ度くはない、川を越して出づる東の野の下りぎわに、南の空をふと見るたまゆら、伊勢の海の阿漕の辺りの古い松原はてをまぼろしに見ることが出来る。あまりに似かよふ磯松原のすがた、云ふまでもなく、その松のむかふに武庫湾の波の光りはほのめく、ある朝、この武庫川の堤を境として、西の野は晴れ透り、東の野は、濃い霧のこもって沈むで居たのに逢った。

山のあらしは、おほむね雨をなゝめに降らす、芦屋の駅への野道にゆきあふ此の村の生徒らが、おのゝ〜かざす傘は雨にむかつかたむく、西芦屋、茶屋芦屋、岩ヶ平、三条と記した名を見ると、その子等が、あるは青い穂麦に雲雀なく丘よぎり、あるは竹むらのかけに桐の花おつ

る流れにそふて、雨にも通ふて来るかと愛しさが涌く、男の兒も女の兒も、共につぶらな目を見はって、吹く麦笛の甘い音色が雨の空にしみひろがる、小さき村の中にも、らに小さく、取りわけたる色さまざまなる地の名にも、おのづからおほゆる親しさは、みな山水のうつくしさを背景とした小さきながらの地方色である。水々しい青菜っ葉を車につむで山ざか道を下る女がまだ剃りやらぬ眉のしたからわらってよびかけるうしろ手には、菜っ葉と共に幼な子がのせられてある、子はまったく赤ばかりの着物をきて、菜っ葉の中にもまれて居る、そして両手に抱へたおどろくほど肥へた蕪の葉がその子の頬を打つ、車のわきの字は、三条村の名をおぼろに示し、その下って来た道を、椿や桐の木かけをよって上ればいくほどもなく海にのぞむだ丘の上の村につく、谷水が夏も冬も鳴って村中をめぐり、白雲が丘をこえて昼も夜も海へ流れる、海を見るべく行くになれた私は春ごとに苔の花さく谷あひをよちて終い椿の花をめぐまれる。

百里二百里、旅路のはてに見むかふものゝなつかしさは

もとよりながら、朝暮に住むで見馴れたもの、中から、更らに新たに見出すもの、一つ凡ても有らば幸福である。六甲の峯と武庫の海との中には生まれた丘の裾野にも、住み古るして十年に近づかうとする今、しみじみとその山、その海に愛を覚えて心の底から呼びかくる。山のとばり、海のゆりかご、二つの中に眠りつゝわがあることを、はっきりと認め得る、そのよるこびを讃め歌ふ、今の今を、寿ぐことは、もっとも楽しいことと思ふ。

五月四日記ス

芦屋草舎に於て

あとがき

昭和四十四年四月、市政施行三十周年記念事業の一つとして着手した「新修芦屋市史」編集事業は、四十六年十一月「本篇」の刊行を行ない、ひきつづき資料篇刊行の作業に入り、五十一年三月「資料篇一（考古・古代中世篇）」の刊行をおえた。

周知のごとく芦屋市は戦後いち早く昭和二十六年十月から市史編集をはじめ、昭和三十二年三月までの六年間に「年表」「本篇」「史料篇第一」「史料篇第二」「史料拾遺」を逐次分冊刊行し、戦後の新しい時代における地方自治体による歴史編さんに先鞭をつけたのであるが、その後の著しい史学の進歩により、多くの新知見を加えた時点における市史編集は、単なる増補改訂におわるべきでないで、新しく書きあらためたために編集期間に意外に多くの時日を費さざるを得なかった。その経緯は、各篇の「あとがき」に詳しく記されている。

今次刊行の「資料篇二」はこれにひきつづいて編集作業に入る筈であったが、この時期に入って諸般の事情により、やむなく編集作業を一応停止しなければならなくなった。

しかし、市史編集事業開始以来、編集に参与した人びとの熱心な研究と、古記録・古文書を所蔵する方々の絶大なご協力によって調査を行ない、筆写また写真撮影などにより、市史資料として収集された多数の貴重な原史料の活用を図らねばならない任務と、既に公刊された本篇の近世・近代の章に敘述してある歴史事象の典拠を明らかにする学問上の責任が残されているので、私ども編集委員は、編集事業の一時停止はやむを得ないと了解するとともに、後日早い機会に残余の編集業務を完遂し得るよう措置されたいことを当局に懇請した。当初か

らこの事業に熱意をもち、作業の専門的な性格に理解をもって運営してくださった市長はじめ、当局の方々も同様な意図をもち、停止期間における収集資料の保存・整理など必要な業務を社会教育文化課文化財係にて担当するよう特別措置を講じ、編集事業の継続は後日を期して行なうこととなった。

幸いにして、昭和六十年が市制四十五周年に当るので、記念事業の一つとして未刊の「資料篇二（近世・近代篇）」の編集事業が取り上げられることになり、昭和五十九年度から編集作業の再開を見、編集室諸氏の努力によって短時日の間に待望された「資料篇二」の刊行を果し得たことは喜びに堪えない。本書の公刊により、市制三十周年記念に企画された「新修芦屋市史」が全三巻として完成した次第で、当初より編集委員の任にあたったわれわれの感慨は、まことに深いものがある。

二年間の編集期間は極めて短い、五十一年度から五十八年度までの八年間の停止期間中に、文化財係による資料の分類・整理の作業がなされていたことが今次の編集に役立ったことを忘れてはならない。その間、「資料篇一」編集以来、近世史料の採訪、原本校訂をはじめ、万般に亘る専門的作業に従事し、職員指導の労を惜しまなかった田中豊氏のお働きについては感謝をもって特記しなければならぬ。

近代篇については堀田暁生氏の指導によるところが多いことを記し感謝の意を表す。
市史編集の研究調査を補助するため、昭和五十九年五月から畑中みゆき・室谷公一が、昭和六十年四月から田中久子・岩谷純子それぞれ事務嘱託となった。

また、「尼崎藩領芦屋村年貢量・率の変遷」表については、渡辺忠司氏に労を煩わした。
資料篇出版に際し、協力をうけた左記の方々をはじめ、記載し得なかった多くの方々に深い謝意を表したい。
(順不動・敬称略)

国立公文書館・宮内庁書陵部・日本国有鉄道総裁室文書課・山口県文書館・神戸市立中央図書館・西宮市行政資料室・西宮市立郷土資料館・川西市役所・明石工業高等専門学校・甲南高等学校・阪神電気鉄道株式会社・雄松堂出版株式会社・芦屋市三条会・妙福寺
井床利平・奥田竹四郎・加藤千春・河本巧・北野良祐・小阪正一・小阪清兵衛・五味清一・五味富治・五味博喜・阪口敏子・猿丸廉・猿丸義也・田富卓治・花岡秋子・左久美子・左吉宏・吉田美代子（以上五十音順）
おわりに、本書の印刷に際し、ナニワ印刷株式会社担当職員諸氏のご苦勞に対し謝意を表す。

昭和六十一年三月

芦屋市史編集委員

武藤 誠
有坂 隆道
末中 哲夫
村川 行弘

新修芦屋市史 資料篇 2

昭和61年 3月25日 印刷
昭和61年 3月31日 発行

編集者 芦屋市史編集委員
代表 武 藤 誠

発行者 芦屋市長
松 永 精 一 郎

印刷者 大阪市北区天満1丁目9番19号
ナニワ印刷株式会社

発行所 芦屋市精道町7番6号
芦屋市役所

